



第二次

竜王町環境基本計画

～さあ！環境新時代へ！ともにつなぐ輝竜の郷～

令和6(2024) ●●● 令和14(2032)



令和6年3月
竜 王 町

「さあ！環境新時代へ！

ともにつなぐ輝竜の郷」をめざして



竜王町は雪野山と鏡山の2つの山なみを背景に、日野川や祖父川、善光寺川等の水源に恵まれた美しい田園風景が広がる緑豊かなまちです。

本町は平成26（2014）年4月に施行した「竜王町環境基本条例」に基づき、平成28（2016）年3月に「竜王町環境基本計画」を策定し、良好な環境の保全および創造に関する施策を定め、豊かな自然を次世代に継承するための取組をすすめてきました。

しかし、環境を取り巻く情勢は昨今めまぐるしく変化しており、地球温暖化の影響の深刻化、生物多様性の損失やマイクロプラスチック等をはじめとする様々な汚染問題への対策が求められております。

このような様々な課題への対応には、環境だけでなく、分野や業種を超えて連携しながら取り組んでいく必要があります。また今後、新たな環境問題を解決していける次世代の人材の育成も求められております。

このような背景から、みんながつながりながら将来世代によりよい環境を継承できるよう、「第二次竜王町環境基本計画」を策定しました。地球温暖化対策や環境保全・環境学習等により一層力を入れながら、住み続けたい豊かで快適なまちづくりを推進してまいりますので、皆様には一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました竜王町環境審議会の委員や町民の皆様をはじめ、多くの方々に心から感謝申し上げます。

令和6（2024）年3月

竜王町長 西田秀治

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の背景・趣旨	2
2 計画の基本事項	3
(1) 計画の位置づけ	3
(2) 計画の期間	4
(3) 計画における主要な用語の説明	4
(4) 計画の対象分野	5
(5) 計画の推進主体	5
(6) 持続可能な開発目標 (SDGs) との関連性	6
第2章 竜王町の環境を取り巻く現状と課題	9
1 竜王町の概況	10
(1) 地理的概況	10
(2) 土地利用状況	11
(3) 人口および世帯の動向	11
(4) 産業の状況	13
(5) 環境の状況	15
2 アンケート調査からみた町民・事業者等の環境意識	19
(1) アンケート調査の概要	19
(2) アンケート調査の結果	20
(3) アンケート調査結果の考察	30
3 第一次竜王町環境基本計画の施策のふりかえり	32
(1) 施策の実施状況の内部評価結果	32
(2) 施策の実施状況と今後の課題	33
(3) 重点プロジェクトにおける町民実感指標をもとにした評価	35
(4) 重点プロジェクトに対する検証	35
第3章 めざす環境未来像と実現にむけた取組	39
1 計画の体系図	40
2 めざす環境未来像	41
3 計画をすすめる上での視点	42
4 環境未来像の実現に向けた取組の展開	43
5 基本目標と基本施策	44
6 重点プロジェクト	64

第4章 竜王町地球温暖化対策実行計画	69
1 地球温暖化対策実行計画の背景・趣旨	70
(1) 地球温暖化とは	70
(2) 国際的な地球温暖化対策の動向	72
(3) 国内の地球温暖化対策の動向	73
(4) 県の地球温暖化対策の動向	74
2 地球温暖化対策実行計画の基本事項	75
(1) 地球温暖化対策実行計画の位置づけ	75
(2) 地球温暖化対策実行計画の対象範囲	75
(3) 地球温暖化対策実行計画における対象とする温室効果ガス	76
3 竜王町全域における温暖化対策【区域施策編】	77
(1) 二酸化炭素排出量の現状と削減目標	77
(2) 町全域における温暖化対策【区域施策編】の取組	93
4 行政が実施する事務・事業における温暖化対策【事務事業編】	98
(1) 二酸化炭素排出量の現状と削減目標	98
(2) 行政が実施する事務・事業における温暖化対策【事務事業編】の取組	100
第5章 計画の進行管理	105
1 計画の推進について	106
(1) 推進体制	106
(2) 進行管理	107
資料編	109
1 竜王町環境基本条例	110
2 竜王町環境審議会委員名簿	115
3 本計画の策定経過	116
4 諮問書・答申書	117
5 用語解説	118

第Ⅰ章 計画の策定にあたって



I 計画の背景・趣旨

本町では、平成26（2014）年3月に制定した「竜王町環境基本条例」において、良好な環境の保全および創造に関する基本理念や施策の基本方針を示し、環境の保全に取り組んできました。

その後、平成28（2016）年3月に「竜王町環境基本計画」を策定し、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、現在および将来の町民の健康で文化的な生活の確保と豊かな自然を次世代に引き継ぐための取組を推進してきました。

しかし、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。世界においては、地球環境の危機を反映し、持続可能な開発目標（SDGs）の採択やパリ協定の発効等、国際社会が一丸となった持続可能な社会のための取組が加速しています。

我が国では、国際的な動向を取り入れた「第五次環境基本計画」が平成30（2018）年4月に閣議決定され、めざすべき社会の姿として「地域循環共生圏」の創造や「世界の範となる日本」等を掲げるとともに、SDGsの考え方を活用した環境・経済・社会の統合的向上を具体化しています。さらに令和2（2020）年、国はパリ協定を踏まえ、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しました。

身近な環境に目を向けると、地球温暖化の進行に伴う猛暑日の増加やゲリラ豪雨等、異常気象による被害が増加しています。また、自然に対する配慮の欠けた開発、生物多様性の喪失や鳥獣被害の拡大、世界中で資源や食糧等の供給がひっ迫する中で国内の食品ロス問題等、今後ますます深刻化することが予想されます。さらに、これらの環境問題は、環境分野だけに止まらず、経済成長や社会問題にも波及して様々な影響を及ぼすことが想定されており、環境を取り巻く状況は新しい時代を迎えつつあります。

このような社会情勢や本町を取り巻く環境面の課題に対応し、将来世代に豊かな自然環境を引き継ぎながら、快適で安心・安全な生活を守る「持続可能なまちづくり」を町民、地域・団体、事業者等、行政が一体となってすすめていくため、「第二次竜王町環境基本計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の基本事項

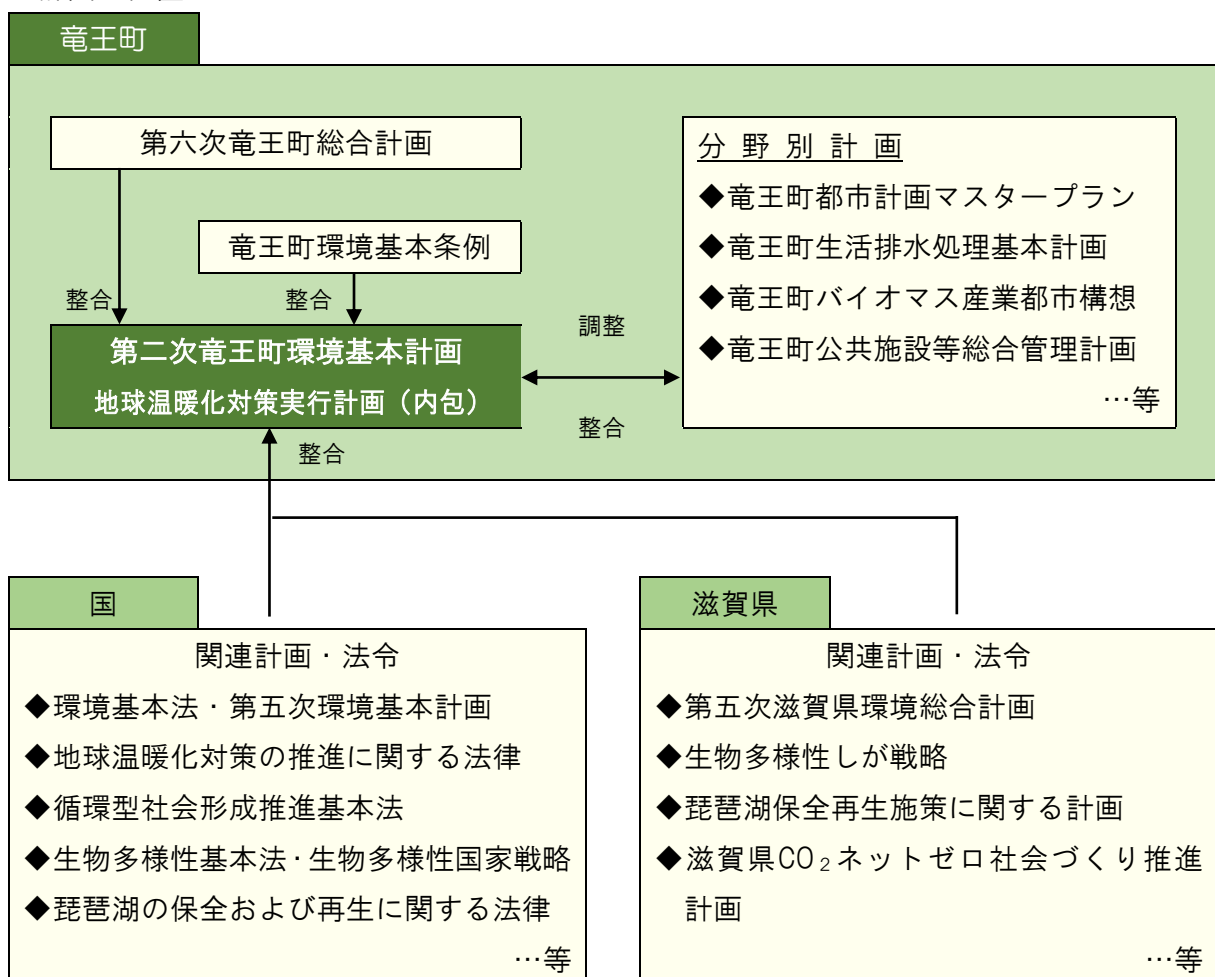
(1) 計画の位置づけ

本計画は、「竜王町環境基本条例」に掲げる基本理念*を実現するため、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針としての役割を担っています。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」と同条第4項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を「竜王町地球温暖化対策実行計画」として内包する計画とします。

本計画は「竜王町総合計画」を上位計画とし、国の「第五次環境基本計画」や滋賀県の「第五次滋賀県環境総合計画」等、関連する国・滋賀県の計画・法令および本町の各種計画との十分な整合性を図るものとします。

■ 計画の位置づけ



※資料編 p 110 参照

(2) 計画の期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和14（2032）年度までとし、上位計画であり、令和12（2030）年度に終了する第六次竜王町総合計画の結果を踏まえ、その2年後の令和14（2032）年度に環境基本計画を改定することとします。

また、社会状況等の変化を踏まえ、計画の見直しを随時行います。

なお、本計画に内包する竜王町地球温暖化対策実行計画については、国や県が定めている二酸化炭素排出削減の中期目標年度である令和12（2030）年度に目標を設定し、令和13（2031）年度に達成状況を確認・評価し、環境基本計画に合わせて改定します。

■ 計画の期間

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度	
竜王町	第六次竜王町総合計画 (前期基本計画)		第六次竜王町総合計画 (後期基本計画)								
	第二次竜王町環境基本計画【本計画】 地球温暖化対策実行計画（内包）										
									温暖化目標		

(3) 計画における主要な用語の説明

本計画における主要な用語の説明を以下のとおり示します。

環境未来像	町民、地域・団体、事業者等、行政の各主体が協働でめざす未来の環境の姿（ビジョン）です。
環境未来像の実現に向けた視点	環境未来像の実現に向け、計画をすすめる上での重要となるポイント（理念）です。
基本目標	環境未来像の実現に向け、環境の分野ごとに示す方向性（目標）です。
基本施策	基本目標の実現に向け、本計画で総合的・計画的にすすめていく環境の施策です。
重点プロジェクト	環境未来像や基本目標を実現していくために、町民、地域・団体、事業者等、行政の協働・連携により、本計画で重点的・戦略的にすすめていくプロジェクトです。

(4) 計画の対象分野

本計画で対象とする分野は下記の表のとおりとします。

■計画の対象とする分野

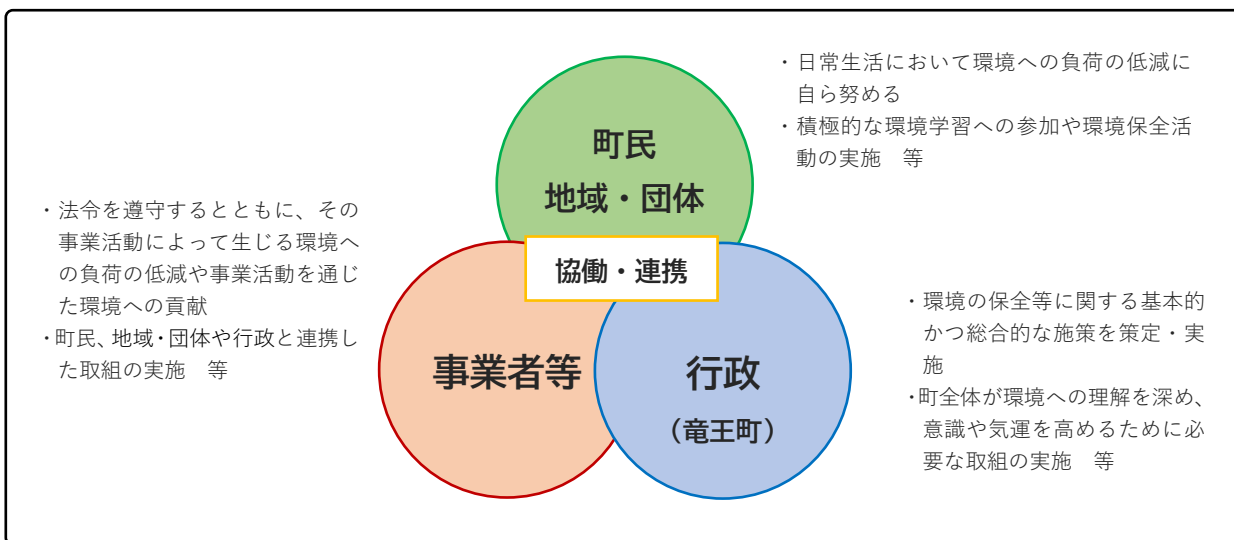
自然環境	森林・河川、生物多様性、外来種（動・植物）、鳥獣害被害、公園 等
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、振動、土壌汚染、不法投棄、公共交通、街並み・景観 等
地球環境	地球温暖化・気候変動、再生可能エネルギー 等
資源循環	資源、エネルギー、バイオマス、廃棄物、リサイクル 等
人づくり	環境学習・環境教育、環境保全活動、環境啓発、エコライフ推進 等

(5) 計画の推進主体

計画の推進主体は町民、地域※・団体、事業者等、行政とし、環境未来像の実現に向け、各主体の役割や特性に応じて積極的な取組を実践していきます。

また、多様な環境課題の解決に向け、各主体がそれぞれの強みを持ち寄り、共同プロジェクトや各種協議会での取組の推進等をしながら、協働・連携を図っていきます。

■計画の推進主体と役割イメージ



※本計画における「地域」については、自治会等の地縁に基づいて形成された団体を指します。

(6) 持続可能な開発目標 (SDGs) との関連性

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで「誰一人取り残さない」を理念に採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 (2030) 年までの国際目標である SDGs には、再生可能エネルギーへの移行、持続可能な消費と生産、気候変動への対策、陸や海の生物多様性の保全等、環境分野に関わる目標が多く含まれています。

本計画においても、基本目標と SDGs に掲げられた 17 の目標との関連性を明示し、国際社会の目標達成に寄与するために、自然環境の保全や誰一人取り残さない持続可能なまちづくりに向けて積極的な取組を推進します。

■SDGs の 17 のゴール



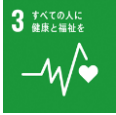
【SDGs に関連する情報】

日本ユニセフ協会
SDGs CLUB

【動画】日本ユニセフ協会
「あなたはどんな未来をえがきますか？
～SDGs が生まれた背景とこれから～」



【参考:SDGs の17 のゴールの名称等】

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	1.貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		10.人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する
	2.飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		11.住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な人間居住を実現する
	3.すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		12.つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
	4.質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		13.気候変動に具体的な対策を 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	5.ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う		14.海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	6.安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		15.陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する
	7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		16.平和と公正をすべての人に 平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	8.働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する		17.パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	9.産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る		カラーホイール 17のゴールそれぞれのカラーを一つの輪として表現した、SDGsを象徴するアイコン

出典：外務省

第2章 竜王町の環境を取り巻く現状と課題



I 竜王町の概況

(I) 地理的概況

本町は、滋賀県蒲生郡に属し、滋賀県の中央部よりやや南寄り、琵琶湖の東岸に展開する湖東平野に位置しています。本町の北部は、日野川に隔てられて近江八幡市に隣接し、東部は東近江市、南東部から南部にかけて甲賀市、湖南市、西部は野洲市と境を接しています。主要都市との位置関係をみると、大津市とは約 30 km、京都市とは約 40 km の距離にあり、大阪市、名古屋市から共に 100 km 圏内に位置しています。

■ 竜王町位置図



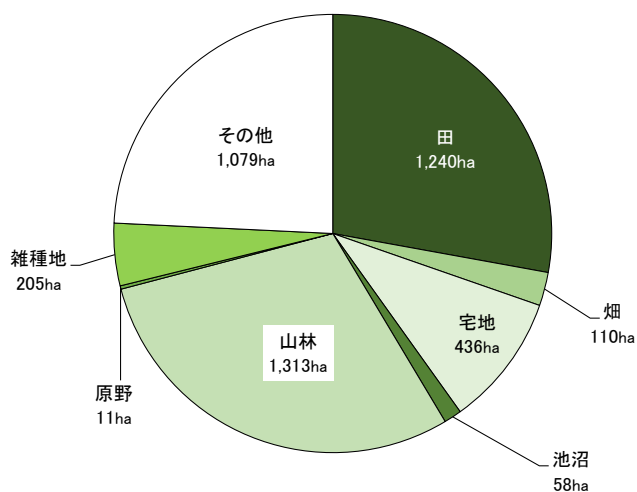
出典：竜王町都市計画マスタープラン

本町は、東に雪野山（標高308m）、西に鏡山（標高385m）を望み、南に丘陵地が位置し、これらの山々に囲まれた中央に比較的まとまった平野が広がっています。町域には、日野川とその支流である祖父川や善光寺川等が流れています。祖父川をはじめ、多くの河川が天井川を形成しており、小口集落と薬師集落との中間付近では、祖父川以西の本町主要部低地に比べて河床が8m前後も高い天井川になっています。

(2) 土地利用状況

本町は山林と田がそれぞれ約3割を占めており、農業と自然環境が豊かなまちとなっています。

■土地利用種類別面積



資料：令和3年度滋賀県統計書

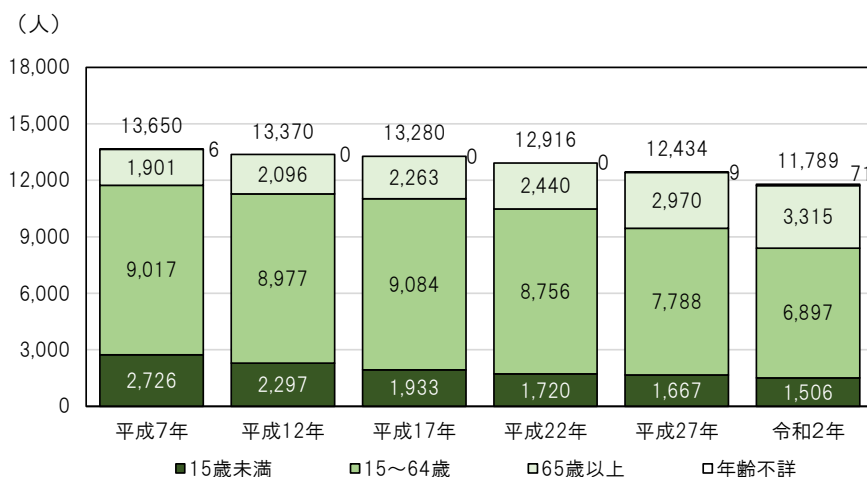
(3) 人口および世帯の動向

●人口の状況

本町の人口は、減少傾向で推移しており、令和2（2020）年時点で11,789人となっています。

年齢区別にみると、直近では年少人口（0～14歳）および生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、老年人口（65歳以上）は増加傾向で推移しており、少子高齢化が進行しています。

■総人口・年齢3区分別人口の推移



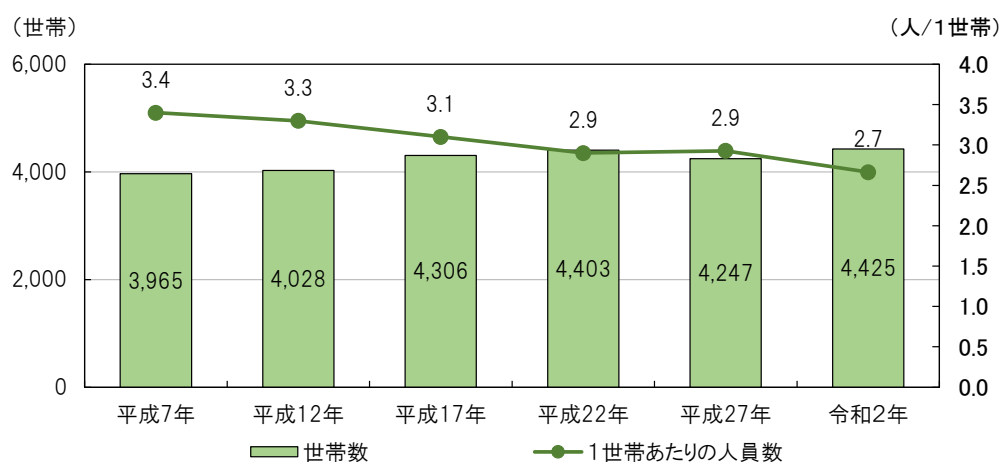
資料：国勢調査（各年10月1日）

●世帯の状況

本町の世帯数は、概ね増加傾向で推移しており、令和2（2020）年時点で4,425世帯となっています。

1世帯あたりの人員数は減少傾向にあり、令和2（2020）年時点で2.7人となっており、核家族化が進んでいることが伺えます。

■世帯の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

高齢者世帯数は、増加傾向で推移しており、本町の一般世帯の約半分は65歳以上の親族がいる世帯となっています。

■高齢者世帯の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	増減率
一般世帯	2,718	3,760	3,965	4,028	4,306	4,403	4,247	4,425	+62.8%
65歳以上の親族のいる一般世帯（高齢者世帯）	1,013	1,152	1,334	1,429	1,531	1,611	1,849	2,089	+106.2%
一般世帯に占める高齢者世帯の割合	37.3%	30.6%	33.6%	35.5%	35.6%	36.6%	43.5%	47.2%	—
高齢者単身世帯	37	37	46	66	90	142	192	382	+932.4%
高齢者夫婦世帯	52	53	72	81	177	259	304	446	+757.7%

※増減率は昭和60年度・令和2年度比

資料：国勢調査（各年10月1日）

(4) 産業の状況

●産業別事業所数・従事者数

事業所数は平成18（2006）年以降増加傾向で推移しており、卸売・小売業、飲食業、製造業において大きく増加しています。

■産業別事業所数・従事者数の推移

区分	平成13年		平成18年		平成21年		平成24年		平成26年	
	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数
総数	505	7,862	489	9,903	526	10,704	628	10,828	724	12,619
農林漁業	5	47	8	83	11	118	11	141	11	156
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	103	506	92	467	97	488	87	427	83	509
製造業	72	5,114	76	6,972	76	7,147	82	6,611	75	7,328
電気・ガス・熱供給・水道業	2	6	1	7	1	19	—	—	1	7
運輸・通信業	13	392	15	425	20	433	20	416	20	417
卸売・小売業、飲食業	155	877	137	865	148	1,226	268	2,325	331	2,718
金融・保険業	6	37	7	39	7	42	8	44	7	47
不動産業	—	—	2	3	6	34	7	13	6	27
サービス業	144	774	145	948	154	1,119	145	851	184	1,299
公務（他に分類されないもの）	5	109	6	94	6	78	—	—	6	111

資料：平成21年までは企業統計調査、平成24年以降は経済センサス

●農家数・農家人口・経営耕地面積

販売農家数は減少傾向で推移しています。

経営耕地面積は増減を繰り返しながら推移しており、長期的にみると、田が横ばい、畑が減少傾向にあります。

■農家数・農家人口・経営耕地面積の推移

区分	販売農家数 (戸)	専業農家数 (戸)	兼業農家数 (戸)		経営耕地面積 (ha)			
			第一種	第二種	田	畑	樹園地	計
平成7（1995）年	983	25	57	962	1,238	65	10	1,313
平成12（2000）年	906	32	37	837	1,221	41	22	1,284
平成17（2005）年	796	38	65	693	1,185	38	45	1,269
平成22（2010）年	666	48	51	567	1,173	34	21	1,227
平成27（2015）年	563	75	44	444	1,271	22	16	1,309
令和2（2020）年	391	—※	—※	—※	1,236	30	17	1,282

※2020年農林業センサスより、専兼業別の把握が廃止となったため空欄としている

資料：農林業センサス

●畜産農家

飼育経営体数は概ね減少傾向で推移しています。乳用牛と採卵鶏の飼育経営体数は減少傾向が続いていますが、肉用牛は飼育経営体数が平成22（2010）年に半減したものの、令和2（2020）年時点増加し8となっており、平成27（2015）年以降飼育頭数も増加傾向となっています。

■畜産農家数の推移

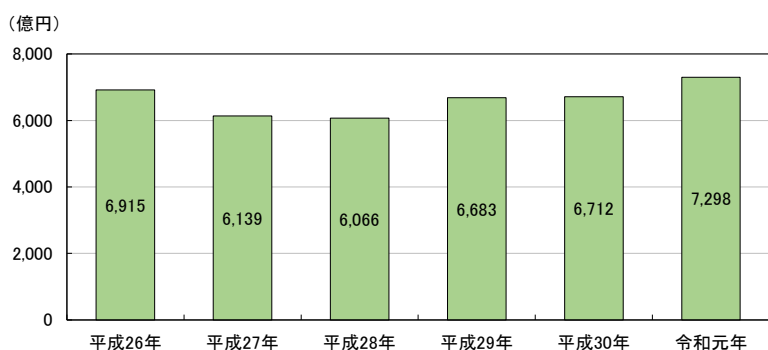
区分	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	飼育 経営体数	飼育頭数	飼育 経営体数	飼育頭数	飼育 経営体数	飼育頭数	飼育 経営体数	飼育頭数	出荷した 経営体数	飼育頭数
平成7（1995）年	7	238	8	1,721	－	－	11	136,200	1	65,000
平成12（2000）年	5	195	8	2,303	－	－	7	108,300	1	×
平成17（2005）年	3	128	11	2,789	－	－	5	87,300	－	－
平成22（2010）年	3	115	5	2,177	－	－	3	28,000	1	×
平成27（2015）年	2	97	5	2,984	－	－	2	43,527	－	－
令和2（2020）年	1	50	8	3,620	－	－	2	31,456	－	－

資料：農林業センサス（平成7年～平成17年）、滋賀県家畜飼養状況調査（2.1調査）（平成27年～令和2年）

●工業

製造品出荷額等は、平成28（2016）年以降増加傾向で推移しています。

■製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査

●商業

アウトレットモールや商業施設の整備を受け、平成19（2007）年から26（2014）年にかけて事業所数、従業員数、年間商品販売額が大きく増加しています。

卸売業の事業所数は概ね横ばいで推移していますが、従業者数と年間商品販売額は大きく増加しています。また、小売業においては、事業所数と従業者数、年間商品販売額が大きく増加しています。

■商業の推移

	卸売業			小売業			合計		
	事業所	従業者 (人)	年間商品 販売額 (万円)	事業所	従業者 (人)	年間商品 販売額 (万円)	事業所	従業者 (人)	年間商品 販売額 (万円)
平成9（1997）年	12	106	742,812	103	457	662,445	115	563	1,405,257
平成11（1999）年	17	138	751,316	104	502	684,810	121	640	1,436,126
平成14（2002）年	14	91	515,732	100	518	653,795	114	609	1,169,527
平成16（2004）年	16	98	1,056,121	96	491	670,055	112	589	1,726,176
平成19（2007）年	18	154	1,382,507	92	474	617,522	110	628	2,000,029
平成26（2014）年	17	104	1,013,200	162	1,225	2,619,600	179	1,329	3,632,800
平成28（2016）年	18	200	1,758,000	194	1,345	3,596,300	212	1,545	5,354,300
令和3（2021）年	27	300	2,296,300	190	1,327	2,839,700	217	1,627	5,136,000

資料：商業統計調査（平成9年～平成28年）、経済センサス（令和3年）

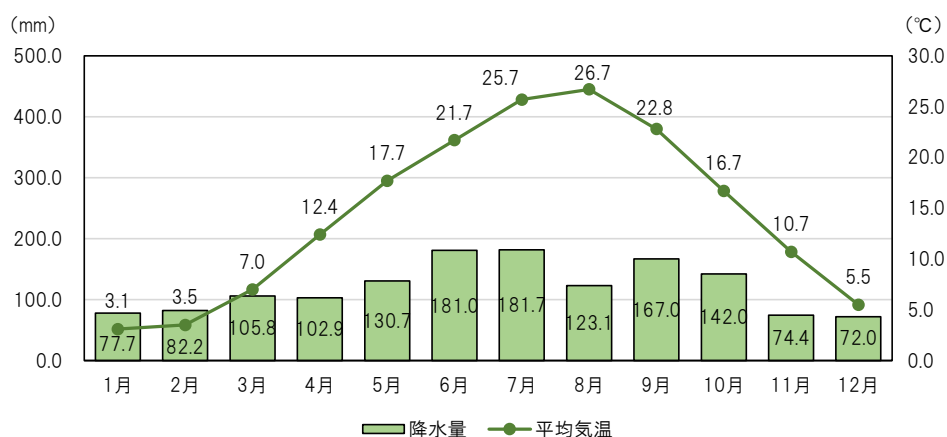
(5) 環境の状況

● 気候

平成3（1991）年～令和2（2020）年の月別平均気温は、8月が26.7℃と最も高く、1月が3.1℃と最も低くなっています。

本町は滋賀県の中で中間に位置し、温暖な気候となっています。また、県下でも降水量が少ない地域であり、降水量は、梅雨時、夏から秋にかけての台風シーズンに多く、冬季に少ない傾向にあります。

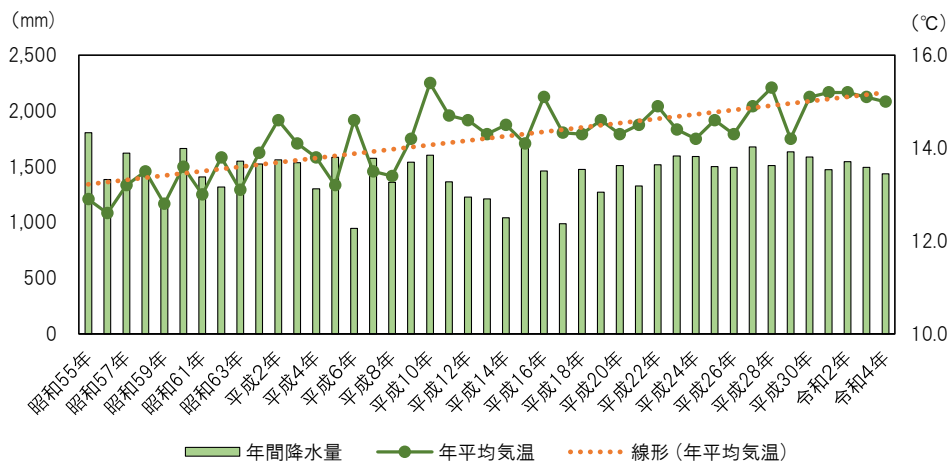
■ 平成3（1991）年～令和2（2020）年の月別平均気温と降水量



資料：気象統計情報（東近江）

昭和55（1980）年～令和4（2022）年の年間降水量は、大きな変化は見られないものの、年平均気温については上昇傾向にあります。

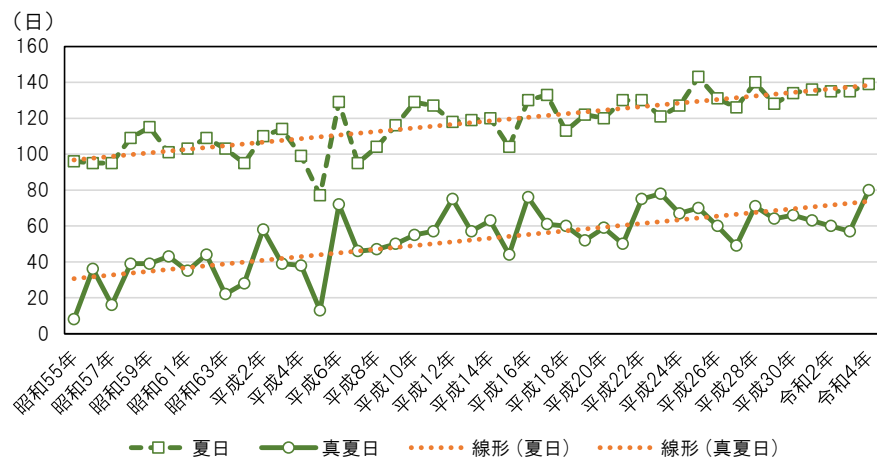
■ 年平均気温と年間降水量の推移



資料：気象統計情報（東近江）

また、30度を超える真夏日も長期的に見て増加傾向にあります。

■ 夏日日数および真夏日日数の推移



資料：気象統計情報（東近江）

【気候変動についての情報】

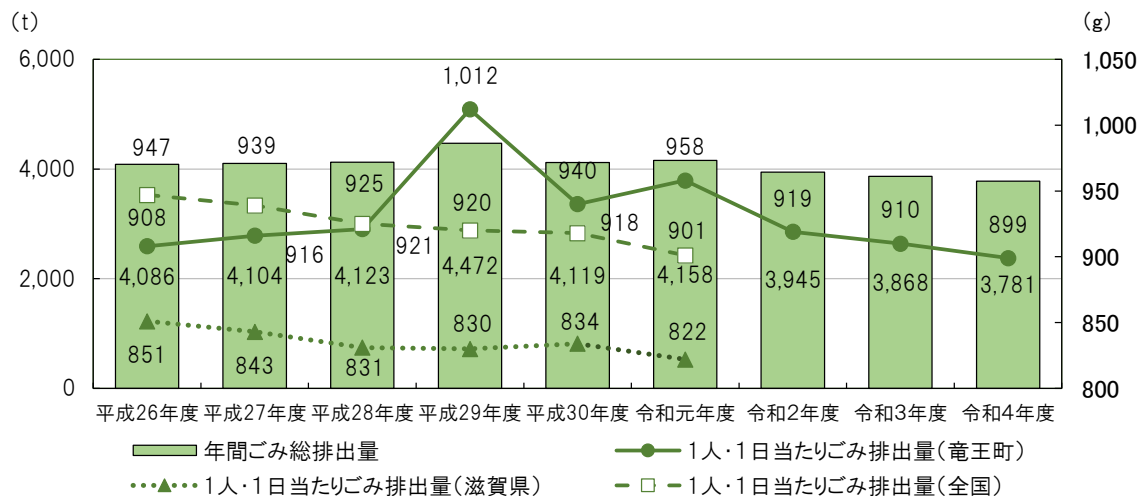
デコ活 くらしの中のエコろがけ
「地球温暖化の現状」



●ごみ

本町のごみの総排出量および1人・1日当たりの家庭ごみの量は平成29（2017）年度に台風21号の影響により多くなりましたが、令和元（2019）年度以降減少傾向にあります。ただし、資源ごみの再資源化率は全体のごみの排出量の6～7%にとどまっています。

■ごみの総排出量と町民1人・1日当たりのごみ排出量

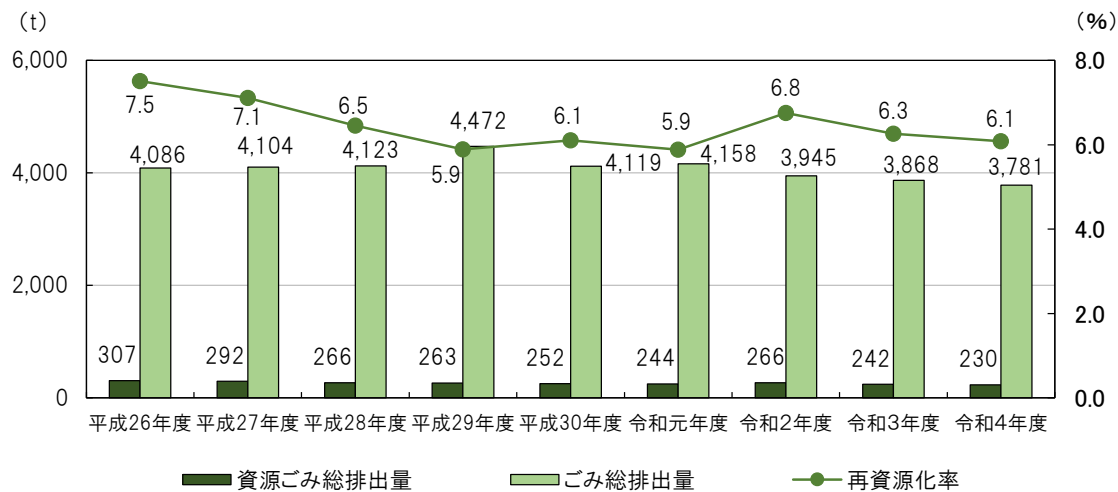


資料：竜王町のごみ状況（令和4年度）（人口は各年度3月31日）

※1人・1日当たりごみ排出量＝総排出量÷総人口÷365で算出

全国および滋賀県の1人・1日当たりごみ排出量は、滋賀県「滋賀県の廃棄物」2022年3月から出典

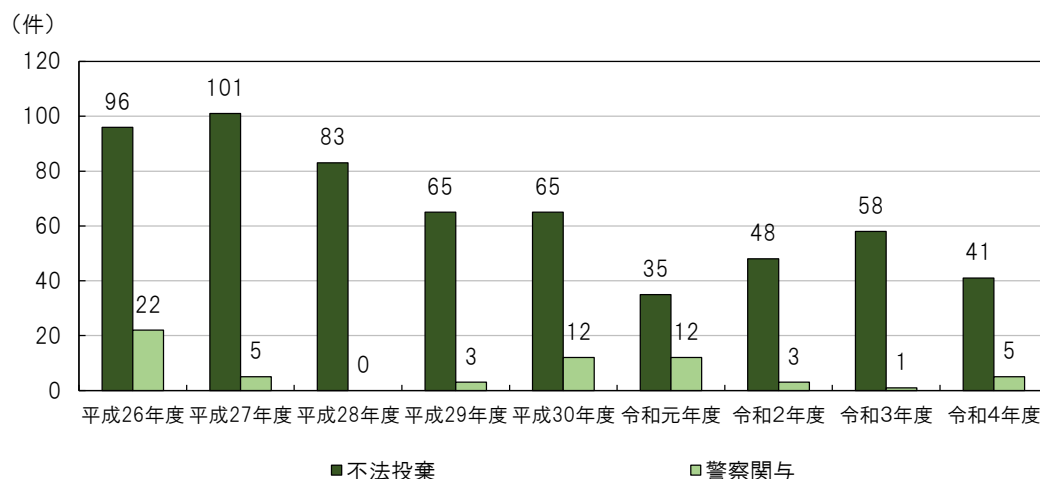
■ごみの分別状況と再資源化率



資料：竜王町のごみ状況（令和4年度）

不法投棄も長年深刻な問題となっています。町民や地域・団体と連携して対策に取り組んでおり、発生件数は減少傾向にはあるものの、人目のつかない竹林や空き地での不法投棄はまだまだ見られます。

■不法投棄の発生件数



資料：竜王町のごみ状況（令和4年度）

●公害

苦情受理件数は増減を繰り返しながら推移しています。苦情の内容については、典型7公害以外の苦情（ごみの不法投棄）が中心となっています。

■公害苦情件数の推移

	苦情受理 件数	典型7公害								典型7公害 以外の苦情
		計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	
平成28（2016）年	88	5	2	3	-	-	-	-	-	83
平成29（2017）年	65	-	-	-	-	-	-	-	-	65
平成30（2018）年	71	6	-	2	-	1	-	-	3	65
令和元（2019）年	58	9	-	2	-	2	1	-	4	49
令和2（2020）年	56	8	-	3	-	3	-	-	2	48
令和3（2021）年	78	10	5	3	-	-	-	-	2	68

資料：平成28（2016）年～平成30（2018）年…竜王町生活安全課
令和元（2019）年～令和3（2021）年…滋賀県統計書

2 アンケート調査からみた町民・事業者等の環境意識

(1) アンケート調査の概要

【実施目的】

本町における町民、事業者等の環境意識を把握し、良好な環境の形成に向け、本計画を策定するための基礎資料とすることを目的に3種類のアンケート調査を実施しました。

【アンケートの種類および実施状況】

<町民アンケート>

- ◇調査対象者：竜王町に住居票をもつ16歳以上の1,000人の町民
- ◇調査期間：令和4（2022）年10月3日（月）～令和4（2022）年10月17日（月）
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収による記述方式、WEBによる回答

<事業所アンケート>

- ◇調査対象者：竜王町に所在する事業所から業種・業態・規模等を考慮し、50社抽出
- ◇調査期間：令和4（2022）年10月3日（月）～令和4（2022）年10月31日（月）
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収による記述方式、WEBによる回答

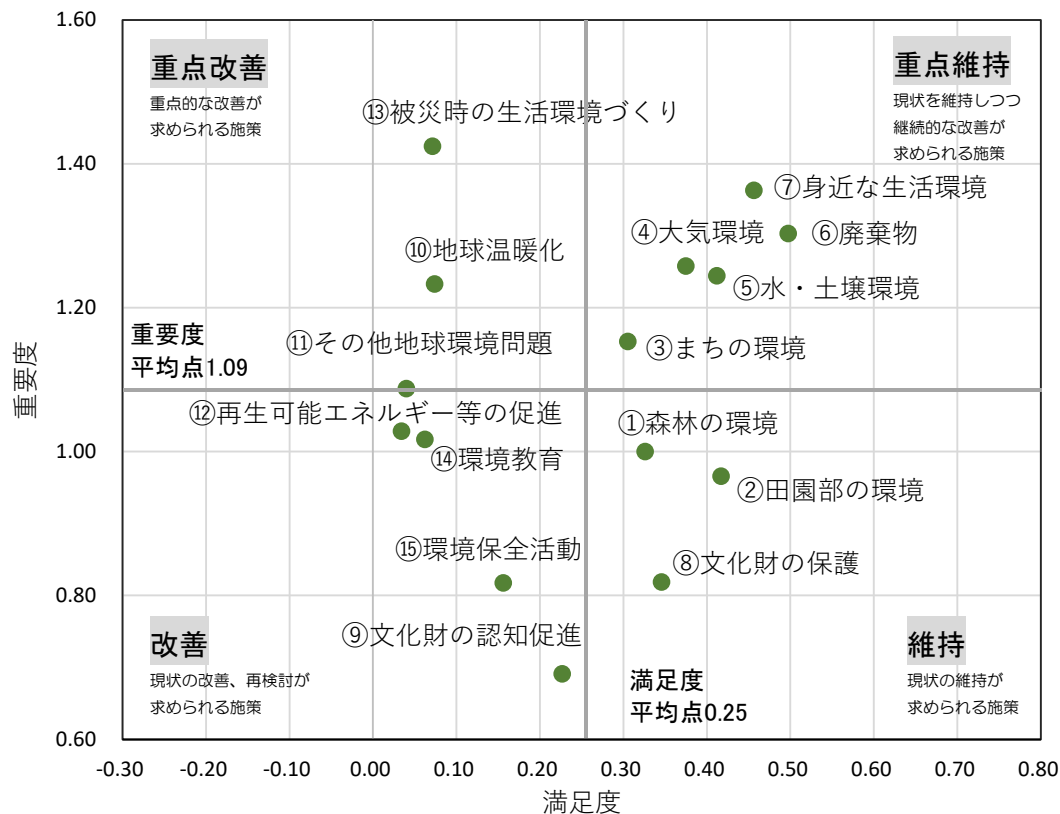
<中学生アンケート>

- ◇調査対象者：竜王中学校在学中の全生徒（悉皆調査）
- ◇調査期間：令和4（2022）年10月14日（金）～令和4（2022）年10月31日（月）
- ◇調査方法：WEBによる回答

	配布数	有効回収数	有効回答率
町民アンケート	1,000 件	385 件	38.5%
事業所アンケート	50 件	24 件	48.0%
中学生アンケート	362 件	332 件	91.7%

(2) アンケート調査の結果

■環境に係る竜王町の施策に対する満足度・重要度の比較（町民アンケート）



■施策一覧

- | | |
|---|--|
| ①森林の環境
(恵み豊かな森林づくり) | ⑨文化財の認知促進
(歴史・文化的環境に関する教育の機会づくり) |
| ②田園部の環境
(自然環境の保全、生物多様性の確保、田園空間の保全) | ⑩地球温暖化
(地域からの行動による地球温暖化防止への貢献) |
| ③まちの環境
(開発と環境の調和のとれた、緑あふれる街並みづくり) | ⑪その他地球環境問題
(地球環境問題への適切な対応) |
| ④大気環境
(良好な大気環境づくりの推進) | ⑫再生可能エネルギー等の促進
(太陽光、風力、太陽熱、バイオマス、農林資源活用等) |
| ⑤水・土壌環境
(良好な水・土壌環境づくりの推進) | ⑬被災時の生活環境づくり
(被災時に生活困難な環境をつくらない) |
| ⑥廃棄物
(ごみ減量・分別) | ⑭環境教育
(自然・環境について自ら考え行動が出来る人材の育成) |
| ⑦身近な生活環境
(生活環境の保全・維持・向上 気持ちよく暮らせるまち) | ⑮環境保全活動
(環境団体の育成 自治会活動の奨励) |
| ⑧文化財の保護
(歴史・文化的環境の保全・継承) | |

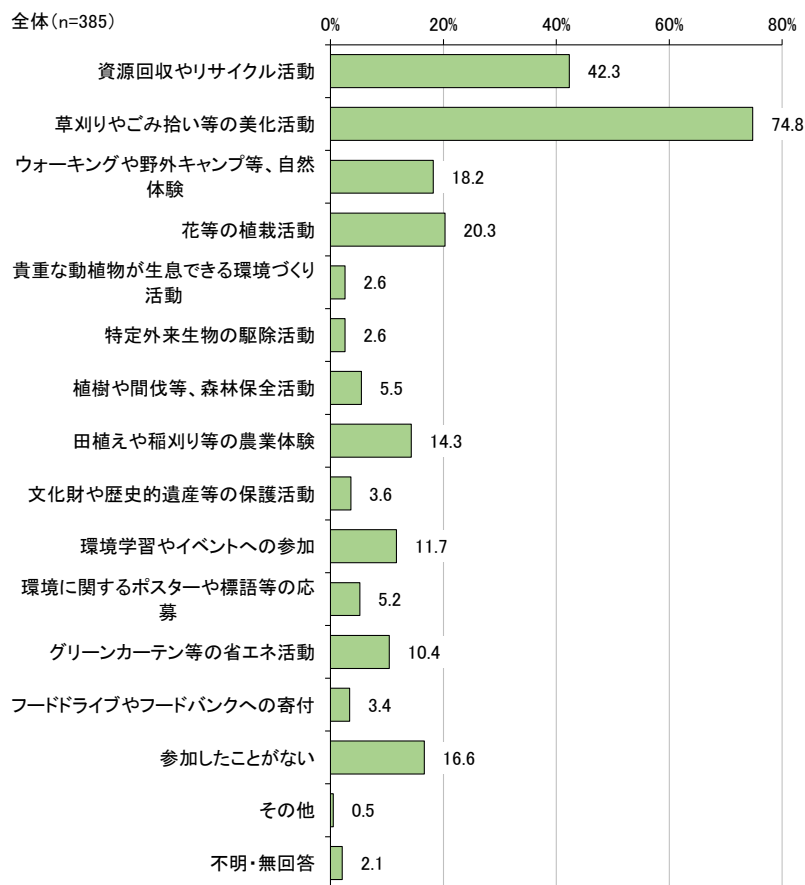
【点数化の説明】

各施策に対する町民の評価を点数化し、満足度と重要度の2つの指標に集約することで、町民からみた施策の位置づけを示している。点数化の方法は以下のとおり。

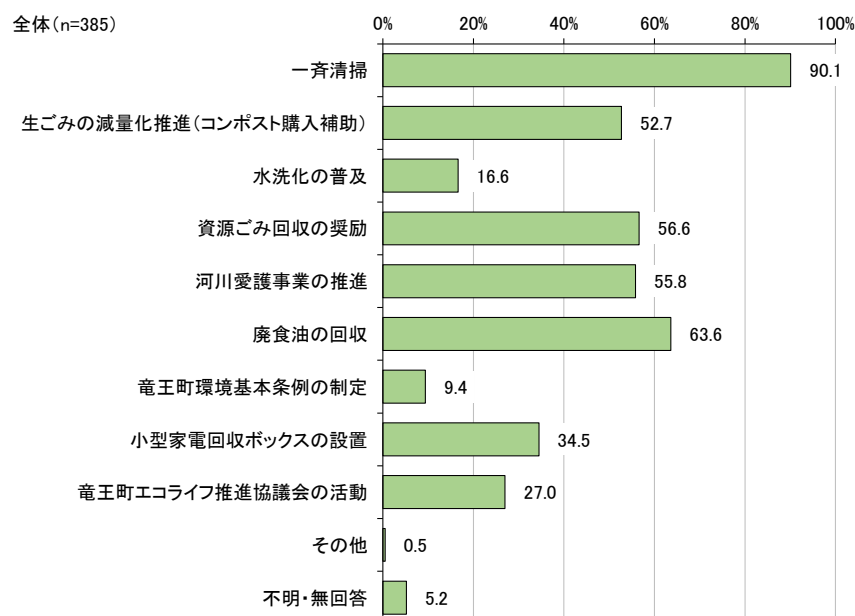
満足度: 各施策について、「満足」を2点、「やや満足」を1点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」を-1点、「不満」を-2点とした各回答の合計点を、不明・無回答を除いた回答者数で除し、平均点を算出

重要度: 各施策について、「とても関心がある」を2点、「やや関心がある」を1点、「どちらともいえない」を0点、「あまり関心がない」を-1点、「関心がない」を-2点とした各回答の合計点を、不明・無回答を除いた回答者数で除し、平均点を算出

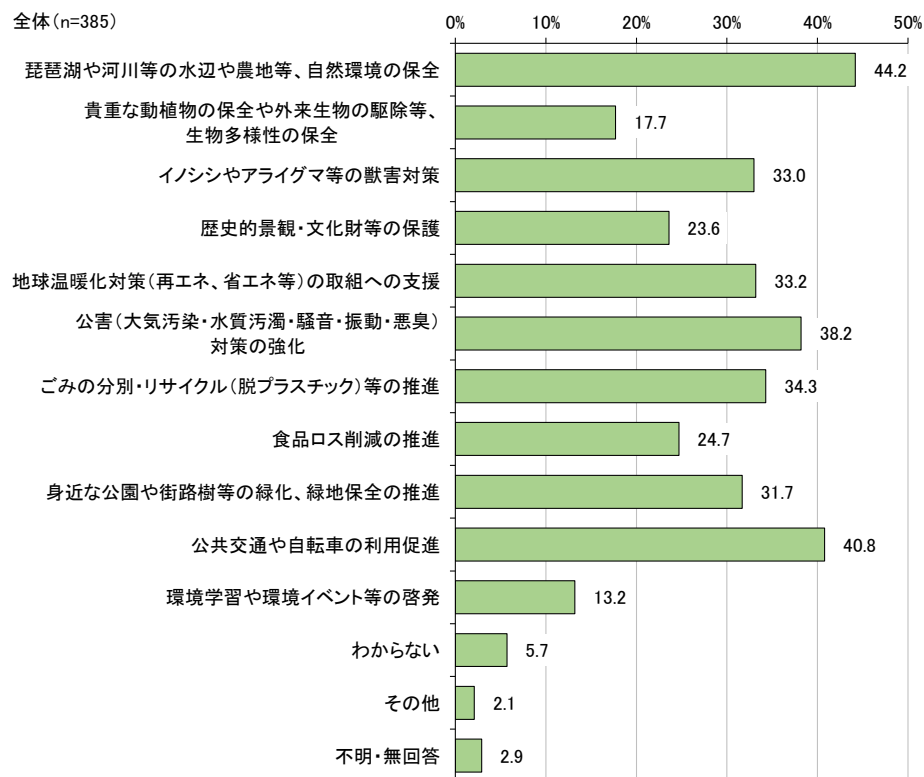
■ 竜王町で環境に関する活動で参加したことがあるもの（町民アンケート）



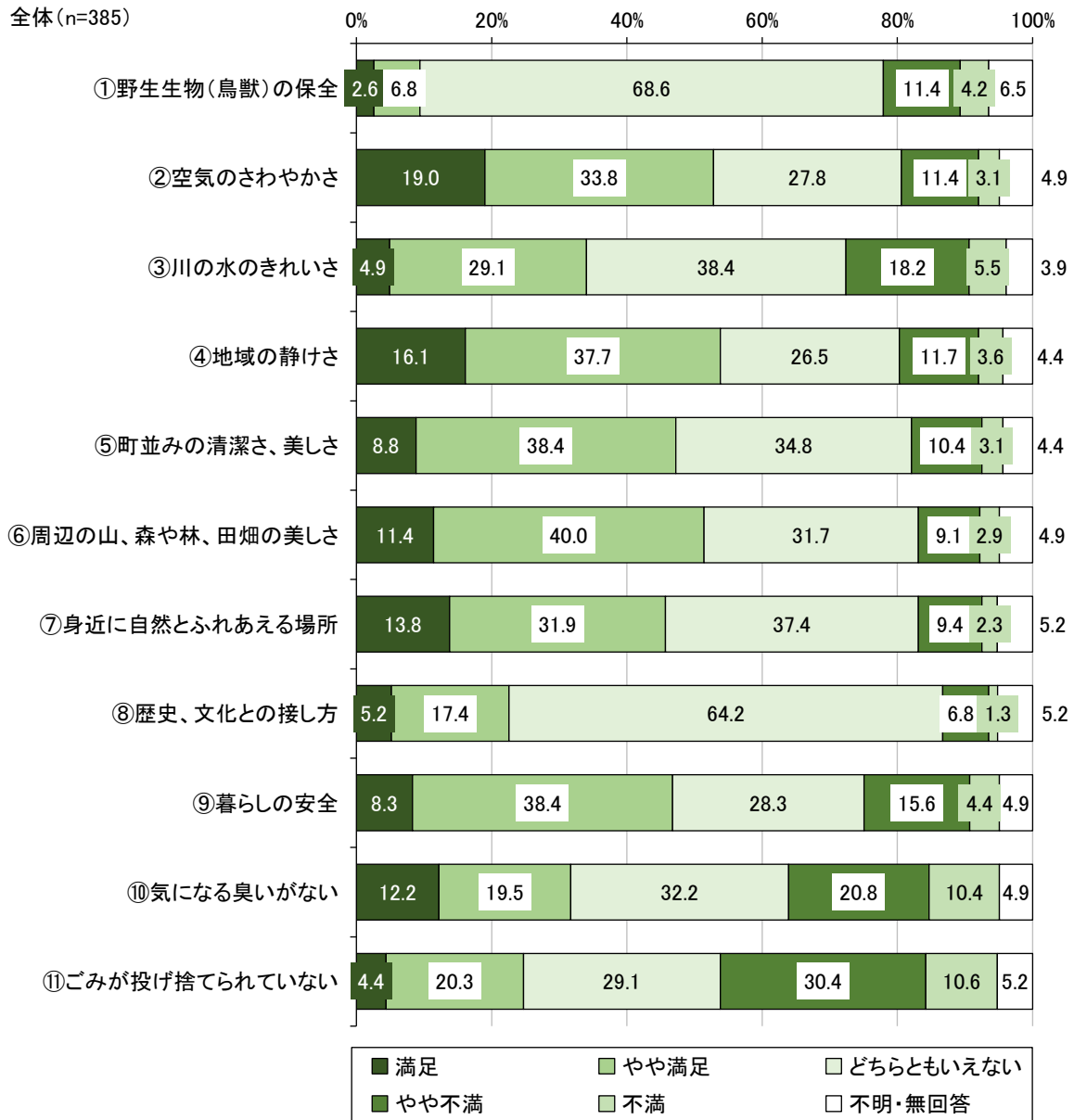
■ 竜王町で実施されている環境保全活動等の認知度（町民アンケート）



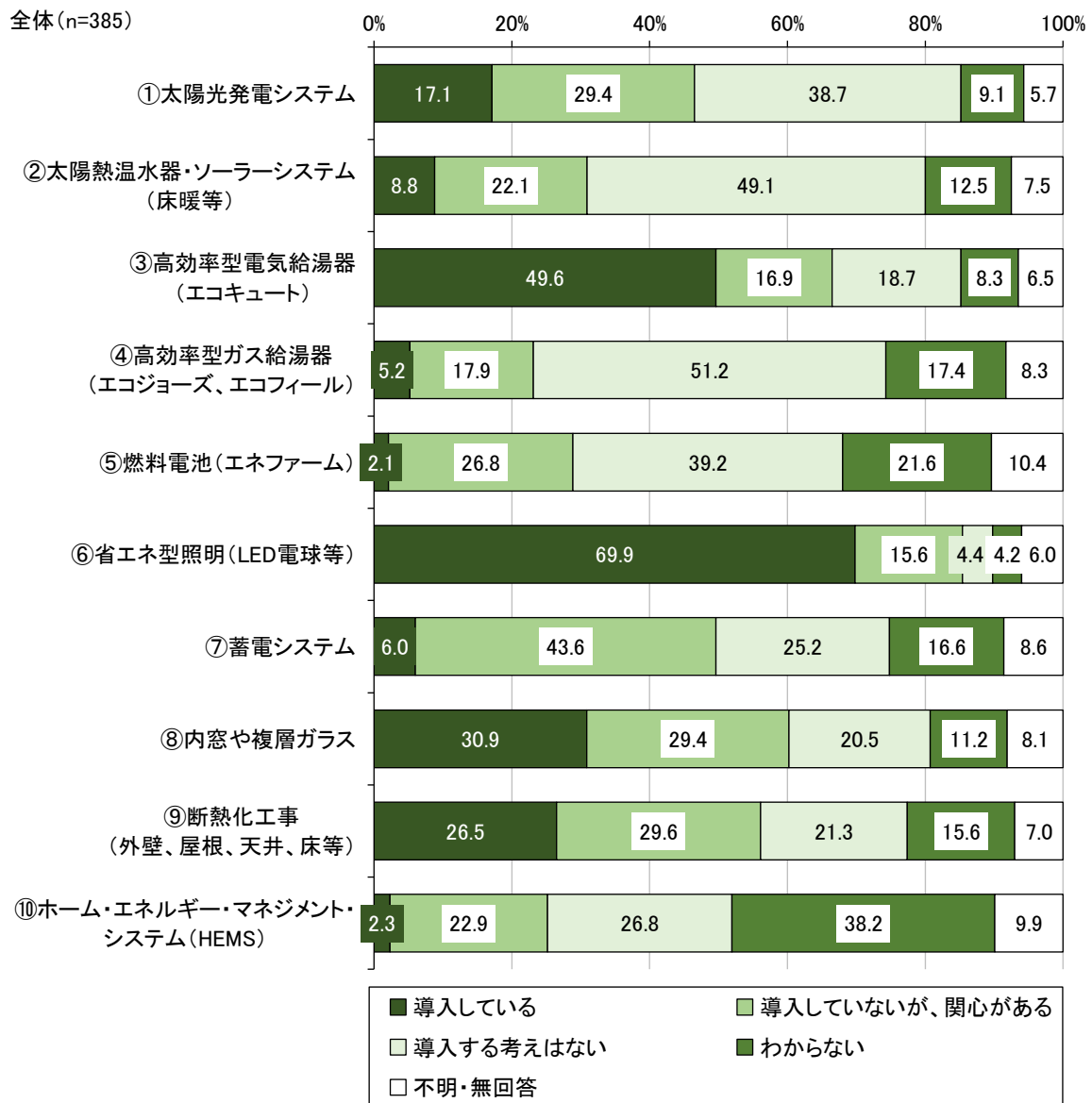
■ 竜王町の施策として期待するもの（町民アンケート）



■ 竜王町の環境についての満足度（町民アンケート）

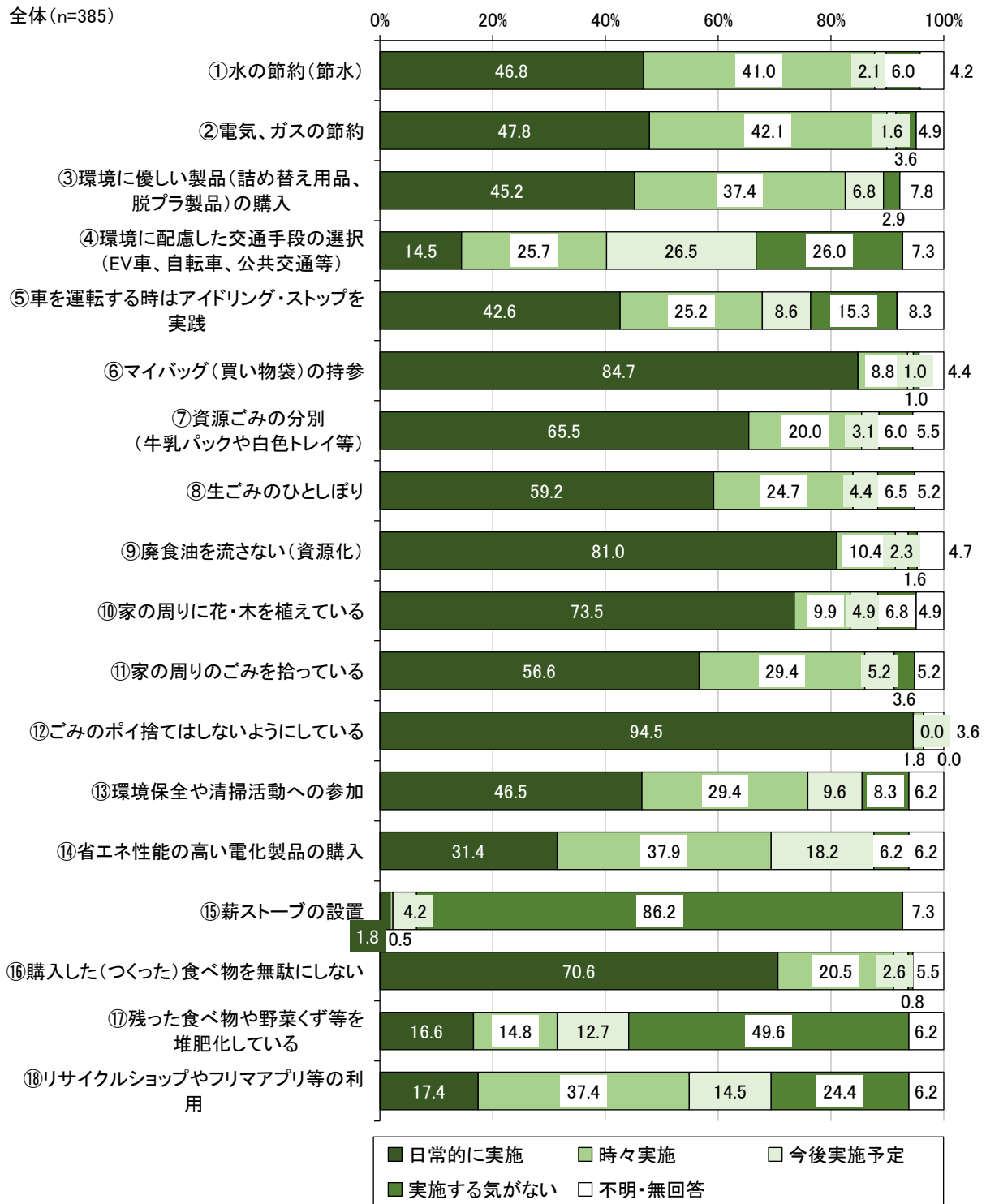


■家庭での再エネ設備や省エネ機器の導入状況等（町民アンケート）

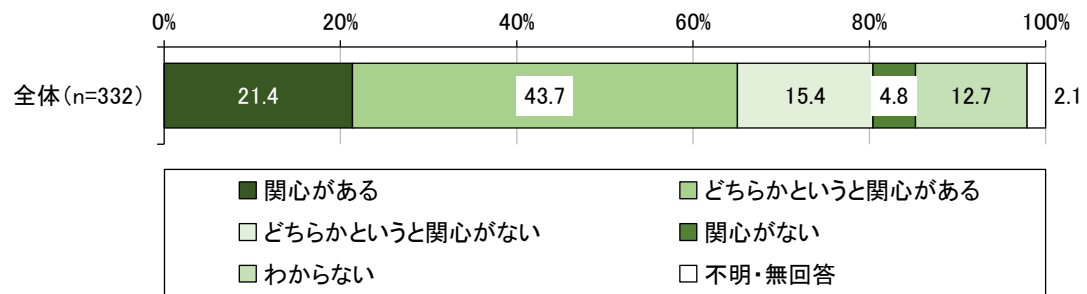


■日常生活で取り組んでいる行動（町民アンケート）

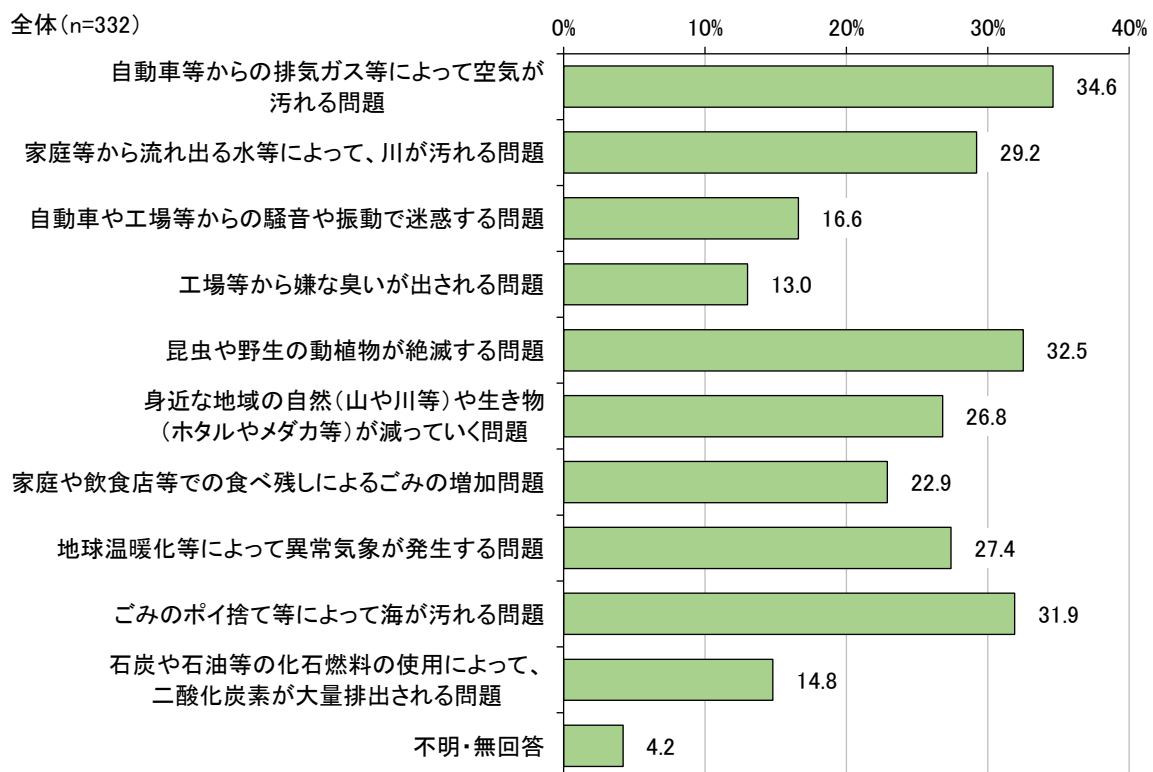
全体(n=385)



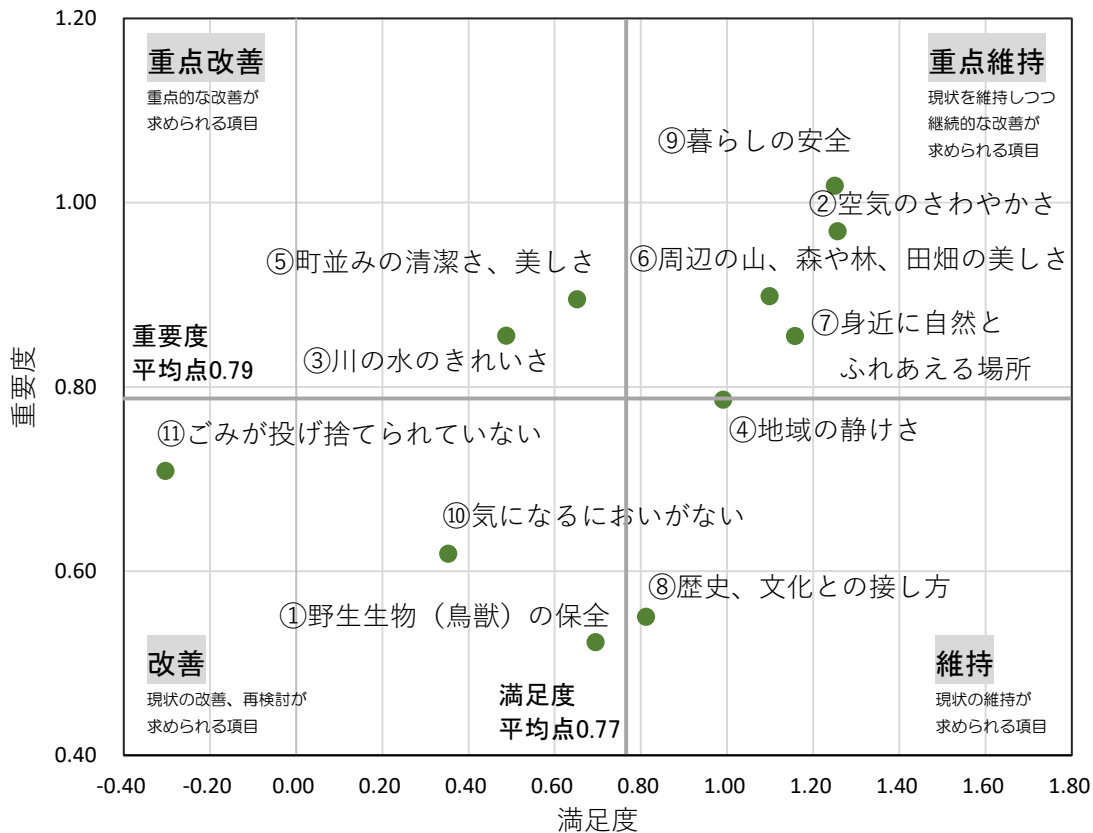
■環境問題への関心（中学生アンケート）



■知りたい、学んでみたいと思う環境問題（中学生アンケート）



■竜王町の環境に対する満足度・重要度の比較（中学生アンケート）



■項目一覧

- | | |
|------------------|----------------|
| ①野生生物（鳥獣）の保全 | ⑦身近に自然とふれあえる場所 |
| ②空気のさわやかさ | ⑧歴史、文化との接し方 |
| ③川の水のきれいさ | ⑨暮らしの安全 |
| ④地域の静けさ | ⑩気になる臭いがいい |
| ⑤町並みの清潔さ、美しさ | ⑪ごみが投げ捨てられていない |
| ⑥周辺の山、森や林、田畑の美しさ | |

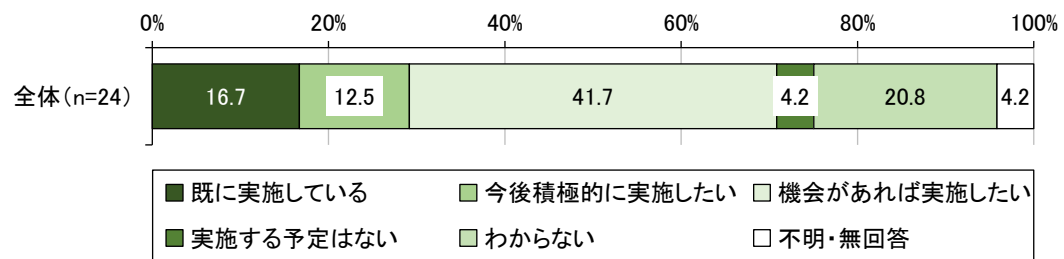
【点数化の説明】

各項目に対する中学生の評価を点数化し、満足度と重要度の2つの指標に集約することで、中学生からみた施策の位置づけを示している。点数化の方法は以下のとおり。

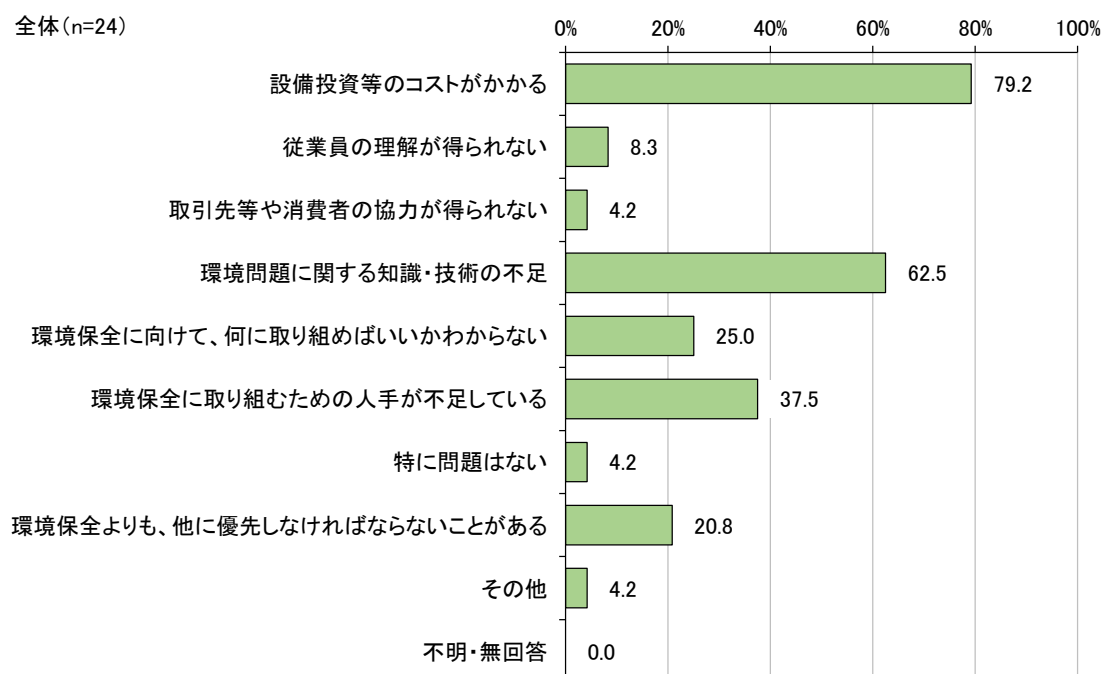
満足度：各項目について、「満足」を2点、「やや満足」を1点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」を-1点、「不満」を-2点とした各回答の合計点を、不明・無回答を除いた回答者数で除し、平均点を算出

重要度：各項目について、「とても関心がある」を2点、「やや関心がある」を1点、「どちらともいえない」を0点、「あまり関心がない」を-1点、「関心がない」を-2点とした各回答の合計点を、不明・無回答を除いた回答者数で除し、平均点を算出

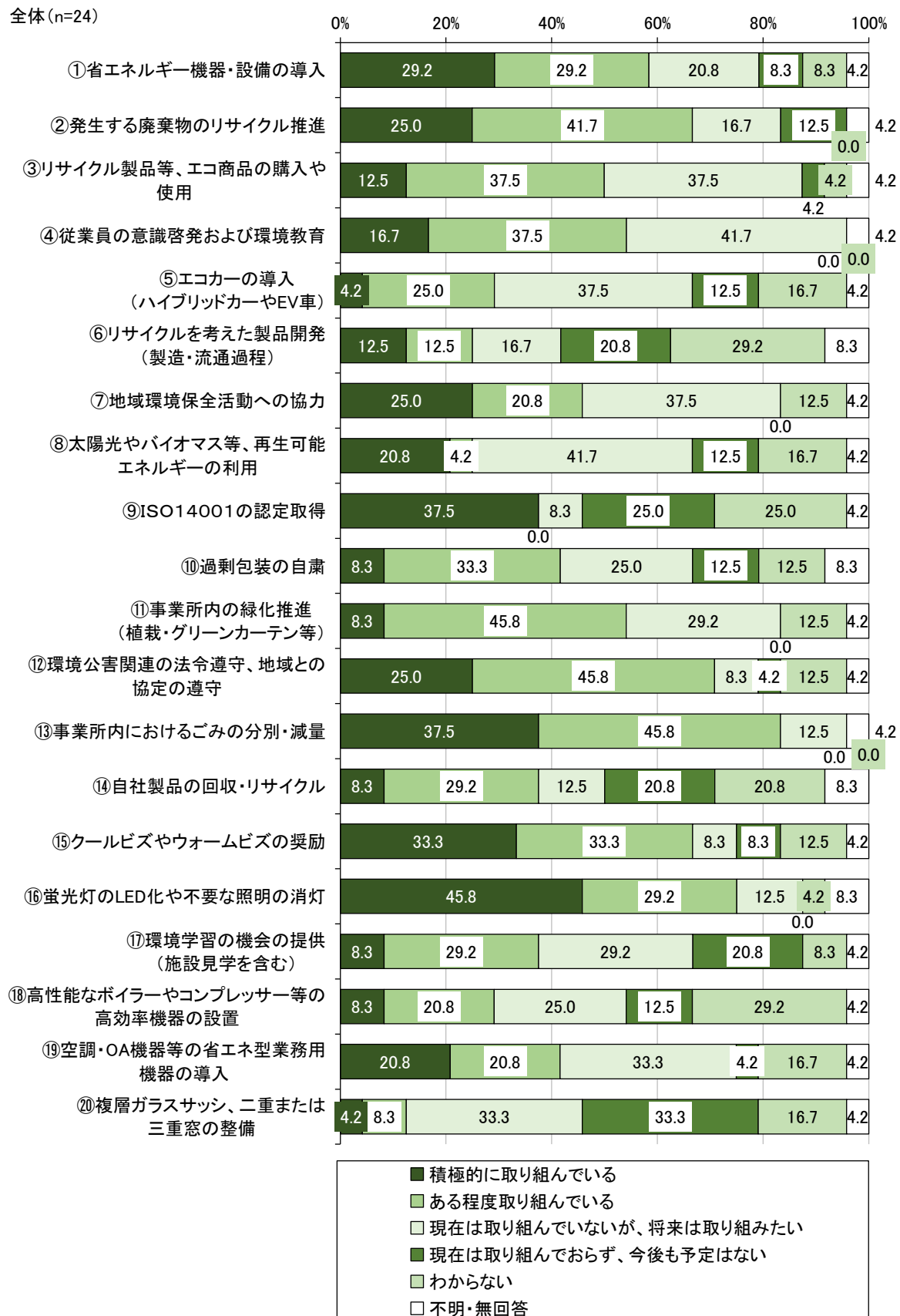
■町民、地域・団体、行政と連携した取組の実施状況について（事業所アンケート）



■環境保全に取り組む上での課題（事業所アンケート）



■環境面での取組状況（事業所アンケート）



(3) アンケート調査結果の考察

【町民アンケート】

- ◆本町の環境施策について、重要度が高いのに満足度が低い項目は「被災時の生活環境づくり」と「地球温暖化」となっており、地球温暖化防止や防災への対策強化が求められています。
- ◆本町の環境施策について、「環境教育」に対する重要度と満足度が低いことから、町民に環境学習の大切さを理解してもらうような啓発や、環境に関連する講座やイベント等へ参加してもらう方法を検討する必要があります。
- ◆期待されている竜王町の施策として「水辺や農地等の自然環境保全」や「公共交通・自転車の利用」の割合が高く、自然環境の保全や公共交通の利便性を高めることが求められています。
- ◆期待されている竜王町の施策の中で、「生物多様性」や「環境学習・環境イベント」の割合が低いのは、生活に密着していない取組への関心の低さや重要性が理解されていないこと等が理由として考えられます。情報発信や啓発等の充実を図り、町民、地域・団体、事業者等、行政等の連携・協働による取組を強化する必要があります。
- ◆日常生活で取り組んでいる行動については、「ポイ捨てをしない」、「マイバッグの持参」をはじめとした、身近な環境に配慮した行動や環境美化活動は定着している一方で、地球温暖化防止効果が高い「生ごみの堆肥化」、「環境に配慮した交通手段の選択」等の実施状況が低いことから、取組の重要性や効果等を周知・啓発し、行動に移しやすくなるような支援等を考える必要があります。

【中学生アンケート】

- ◆環境への関心について、「関心がない」「あまり関心がない」「わからない」が合計して3割近くみられることから、次世代への影響が大きい地球温暖化をはじめとした様々な環境問題に、より多くの若者が関心を持ち、自分事として考え、行動していくために、環境学習等を拡充していく必要があります。
- ◆「知りたい、学んでみたいと思う環境問題」については、大気汚染の問題や絶滅危惧種に関する問題、海洋プラスチック問題等多分野にわたる環境問題に関心が高いことから、興味・関心にこたえる学習機会の充実が求められています。
- ◆本町の環境について、「川の水のきれいさ」「町並みの清潔さ、美しさ」が重点改善項目にあがっていることから、河川や地域の環境美化に向けた取組のさらなる強化が求められています。

【事業者等アンケート】

- ◆ 町民、地域・団体、行政と連携した取組を「今後積極的に実施したい」、「機会があれば実施したい」と回答した事業者等の割合は半数を超えることから、連携した取組の機会や場の創出が求められています。
- ◆ 環境保全に取り組む上での課題については、「設備投資等のコストがかかる」、「環境問題に関する知識・技術の不足」と回答した割合が最も高く、経済的な支援や情報の提供が求められています。
- ◆ 事業者等の環境に関する取組については、「再生可能エネルギーの導入」、「従業員の意識啓発および環境教育」、「エコカーの導入」、「地域環境保全活動への協力」について、「将来的に取り組みたい」と回答した割合が最も高いことから、取組が促進されるような支援や事業を展開する必要があります。

3 第一次竜王町環境基本計画の施策のふりかえり

本計画策定のための基礎資料として活用するため、第一次竜王町環境基本計画に掲げられた各施策について、その達成状況および課題等を検証しました。

(1) 施策の実施状況の内部評価結果

各施策に対して、行政内部の担当課による評価を実施し、「◎十分にできている」「○ややできている」「▲あまりできていない」「×まったくできていない」の4段階で行いました。

【基本施策の評価の基準】 各担当課の評価から総合的に評価
「◎十分にできている」…4点、「○ややできている」…3点、
「▲あまりできていない」…2点、「×まったくできていない」…1点として平均点を算出し、
以下のように整理しました。

◎	各課の評価の平均点が 3.1 点以上
○	各課の評価の平均点が 2.5 点以上 3.1 点未満
▲	各課の評価の平均点が 2.0 点以上 2.5 点未満
×	各課の評価の平均点が 2.0 点未満

【施策の実施状況の内部評価結果】

基本施策

評価	個数	%
◎	8	44.4
○	9	50.0
▲	0	0.0
×	1	5.6
合計	18	100

主要施策

評価	個数	%
◎	29	27.6
○	61	58.1
▲	13	11.4
×	2	1.9
合計	105	100

重点プロジェクト

評価	個数	%
◎	0	0.0
○	6	66.7
▲	2	22.2
×	1	11.1
合計	9	100

【分野別基本施策の実施状況の内部評価結果】

自然環境	森林の環境	恵み豊かな森林づくり	◎
		緑豊かで多様な自然環境の保全	◎
	田園部の環境	健全な生態系の維持、生物多様性の確保	○
		田園空間の保全	◎
生活環境	まちの環境	開発と環境の調和のとれた、緑あふれる街並みづくり	◎
	大気環境	良好な大気環境づくりの推進	○
	水・土環境	水・土環境づくりの推進	○
	廃棄物(ごみ減量・分別)	5Rと適正な廃棄物処理の推進	○
	身近な生活環境	生活環境の保全・維持・向上	◎
歴史文化環境	文化財の保護	歴史・文化的環境の保全・継承	○
	文化財の認知促進	歴史・文化的環境の教育・認知促進	◎
地球環境	地球温暖化	地域からの行動による地球温暖化防止への貢献	○
	その他地球環境問題	地球環境問題への適切な対応	×
再生可能エネルギー等	再生可能エネルギー等の促進	再生可能エネルギー等を活用したエコライフを広げる	○
災害時の環境安全	災害時の生活環境づくり	災害時に生活困難な環境を作らない	○

(2) 施策の実施状況と今後の課題

各施策の実施状況に対する内部評価や取組内容について分野ごとにふりかえり、今後の課題をまとめます。

【分野ごとの施策の実施状況の詳細】

◆自然環境：豊かな自然 守ってつなぐ（人と自然のふれあいの確保）

＜環境要素＞「森林の環境」「田園部の環境」「まちの環境」

- ・概ね各担当課の実施状況に対する内部評価は高くなっています。
- ・「森林の環境」における主要施策「法律に基づく計画的な森林整備」については、該当する森林が少なく、森林づくりという取組には至っていない状況となっています。
- ・「田園部の環境」における主要施策「野生動植物の適正な保護・管理」については、関係機関との連携があまりできておらず、野生動植物の実態把握や適正な保護等がすすめられていない状況となっています。
- ・「まちの環境」における主要施策「公園・緑地の計画的な保全、整備」については、地域ごとに整備や充実度が異なる状況にあり、主要施策「市街地の緑化推進」と同様、まちの緑化政策を計画的にすすめていく必要があります。

◆生活環境：安心を、住みやすさを、創ってつなぐ

＜環境要素＞「大気環境」「水・土壌環境」「廃棄物（ごみの減量・分別）」「身近な生活環境」

- ・概ね各担当課の実施状況に対する内部評価は高くなっています。
- ・「大気環境」における主要施策「自動車からの大気環境負荷の低減」については、積極的な取組ができておらず、EV 車等の普及やエコドライブのさらなる浸透を推進していく必要があります。
- ・「廃棄物（ごみの減量・分別）」については、「竜王町のごみ状況（令和4年度）」によれば、町民の一人当たりのごみの排出量は減少傾向にありますが、現状に満足することなく、さらにごみの減量化に取り組んでいく必要があります。

◆歴史文化環境：誇れる歴史・文化を守りつなぐ

＜環境要素＞「文化財の保護」「文化財の認知促進」

- ・概ね各担当課の実施状況に対する内部評価は高くなっています。
- ・「文化財の認知促進」については、個々の文化財の活用や学習機会の拡充はすすめられているものの、文化財保護ボランティア等の人材育成が進んでいない状況となっています。

【分野ごとの施策の実施状況の詳細】

◆地球環境：地域から地球環境の保全に貢献する

＜環境要素＞「地球温暖化」「その他地球環境問題」

- ・担当課の実施状況に対する内部評価が低い施策があります。
- ・「地球温暖化」については団体等と協働で身近な取組をすすめられているが、「その他地球環境問題」については、自治体だけでは対応できない施策等も設定されており、評価が低い施策となっています。
- ・「地球温暖化」における主要施策「環境負荷の少ない自動車利用の促進」については、今後 2050 年カーボンニュートラルに向けて、次期計画においても重要な要素であることから継続して取り組む必要があります。

◆再生可能エネルギー等：再生可能エネルギー等を活用したエコライフを広げる

＜環境要素＞「再生可能エネルギー等の促進」

- ・担当課の実施状況に対する内部評価が低い施策があります。
- ・主要施策「太陽光エネルギーの利用」については、特に評価が低く、今後公共施設等への太陽光パネルの設置をすすめていく必要があります。
- ・主要施策「再生可能エネルギー等の普及推進」については、町民アンケートでも改善が求められている施策になっており、今後、本町の脱炭素化に向け、再生可能エネルギー等のさらなる推進を図る必要があります。
- ・主要施策「農林資源活用による発熱システム開発」については、現在、家畜排せつ物等のバイオマス資源を活用した「バイオマス産業都市構想」に基づくエネルギー利用がすすめられています。

◆災害時の環境安全：被災時の住民の生活を、からだを、こころを守る

＜環境要素＞「災害時の生活環境づくり」

- ・概ね担当課の実施状況に対する内部評価はやや高い。
- ・関係課と連携し、今後も災害時に備えた体制づくりを充実する必要があります。

◆環境教育：竜王の自然・環境を知って、つなぐ

＜環境要素＞「学ぶ」「環境保全活動」

- ・概ね各担当課の実施状況に対する内部評価は高くなっています。
- ・若年層からの環境学習は重要な取組であることから、小中学校と連携し、環境学習の内容を充実させ、自ら考え、行動する人材を育成する必要があります。また、住民による環境保全活動を継続的に取り組むとともに、環境学習や環境保全活動等を推進するコーディネーターの確保・育成が今後求められています。

(3) 重点プロジェクトにおける町民実感指標をもとにした評価

重点プロジェクト1～4については、関連する満足度が評価指標として設定されており、町民アンケート調査より関連の高い項目における「満足」と「やや満足」の合計の割合の結果を以下に示します。

比較する前回の町民アンケート調査は、「第一次竜王町環境基本計画」策定のため、平成27年度に実施した、無作為抽出した町内在住の満18歳以上の町民を対象とし、446人の有効回答があったアンケートです。

第一次計画の重点プロジェクト	評価指標	アンケート調査の関連項目	前回調査(%)	今回調査(%)
重点プロジェクト1 自然環境と生活環境の利便性が調和した町を将来世代へ	環境形成の満足度を70%に	野生生物(鳥獣)の保全	32.5	9.4
		空気のさわやかさ	73.9	52.8
		川の水のきれいさ	44	34
		周辺の山、森、田畑の美しさ	63.2	51.4
		身近に自然と触れ合える場所	61.2	45.7
重点プロジェクト2 省資源・循環型のライフスタイルから生まれる豊かな環境を将来世代へ	ごみの減量・省エネ・リサイクルの対策の満足度を70%に	ごみの減量・省エネ・リサイクルの対策の満足度	62.0※1	61.7※2
重点プロジェクト3 自然豊かな文化薫る「住みたい町」を将来世代へ	環境保全の満足度を80%に	ごみが投げ捨てられていない	-	24.7
		身近に自然と触れあえる場所	61.2	45.7
		歴史文化との接し方	44.6	22.6
重点プロジェクト4 安心安全な住みよい環境を将来世代へ	環境保全の満足度を80%に	空気のさわやかさ	73.9	52.8
		川の水のきれいさ	44	34
		地域の静けさ	69.6	53.8
		暮らしの安全	50.2	46.7

※1 第六次竜王町総合計画の町民実感指標「循環型社会の推進」の満足度(平成27年度)より

※2 第六次竜王町総合計画の町民実感指標「循環型社会の推進」の満足度(令和元年度)より

(4) 重点プロジェクトに対する検証

重点プロジェクト1 自然環境と生活の利便性が調和した町を将来世代へ

森林整備については、該当する森林が少なく、森林づくりという取組には至っていない状況となっています。

また、野生動植物の適正な保護・管理については、関係機関との連携があまりできておらず、野生動植物の実態把握や適正な保護等がすすめられていない状況となっています。

こうしたことから、環境形成の満足度(関連のある環境の項目の満足度)はすべて前回調査よりも低下しており、今後、自然環境や生物多様性の質を向上させる取組やまち

の緑化等をすすめていく必要があります。

重点プロジェクト2 省資源・循環型のライフスタイルから生まれる豊かな環境を将来世代へ

町民の理解と協力をいただきながら、ごみ減量や分別回収の取組を実施しており、町民一人当たりのごみの排出量は減少傾向にあります。

再生可能エネルギー設備の導入については、竜王中学校への太陽光パネルの設置等、一部の公共施設での導入がすすめられています。また、家畜排せつ物等のバイオマス資源を活用した「バイオマス産業都市構想」に基づくエネルギー利用がすすめられています。

こうした取組の一方、ごみの減量・省エネ、リサイクル対策の満足度は前回調査よりも低下しており、さらなるごみの減量や資源の分別・活用に力を入れる必要があります。また、再生可能エネルギーについては、脱炭素社会の形成における必要性を町民等に周知・啓発しながら、公共施設における太陽光パネルのさらなる導入や、町民等への支援制度の充実を図っていく必要があります。

重点プロジェクト3 自然豊かな文化の薫る「住みたい町」を将来世代へ

環境パトロールの実施やエコライフ推進協議会との連携、環境美化活動の促進、一斉清掃の実施を通じ、生活環境の保全・維持・向上に取り組んでいます。

各自治会や中学校において、ごみのポイ捨て防止に向けた清掃活動を実施しており、環境美化に関する意識の向上に取り組んでいます。

文化財の管理、整備に対する助成や文化財の巡視、個々の文化財の活用や学習機会の拡充等に取り組んでいます。

こうした取組の一方、環境保全の満足度（関連のある環境の項目の満足度）はすべて前回調査よりも低下しており、不法投棄しにくいような環境整備・美化で事前に防ぐ取組を強化していく必要があります。

重点プロジェクト4 安心安全な住みよい環境を将来世代へ

安全で安心な暮らしを守るため、事業所への大気・水質等の調査を継続的に行っています。

地域・団体の協力のもと河川愛護事業に取り組み、河川の保全を図っています。

上下水道の普及について、令和4（2022）年度の上水道普及率は96.6%、下水道（農排含む）普及率は91.9%となっており、水洗化が進んでいます。

野外焼却の禁止を啓発しており、家庭ごみの野外焼却行為は少なくなりつつあります。

災害時に備え、避難場所の整備や備品の確保、点検、訓練を実施しています。

こうした取組の一方、環境保全の満足度（関連のある環境の項目の満足度）はすべて前回調査よりも低下しており、生活環境の保全のため、継続的な調査や指導をすすめるとともに、町民、地域・団体、事業者等と情報共有をしながら、それぞれが抱えている課題の解決に向け、共同・連携による取組を増やすための基盤づくりをすすめる必要があります。

第二次竜王町環境基本計画に期待すること

滋賀県立大学 学長



井手 慎司

竜王町では、平成 26 年 3 月に「竜王町環境基本条例」を制定するとともに、条例に基づき「竜王町環境基本計画」を策定して、町の良好な環境の保全や創造に取り組んできました。同計画の計画期間（平成 28 年度から令和 3 年度まで）が終了したことを受けて、新たに地球温暖化対策実行計画の「区域施策編」と「事務事業編」を組み込んだ形で策定されたのが、めざすべき環境未来像として「さあ！ 環境新時代へ！ ともにつなぐ輝竜の郷」を掲げた、この「第二次竜王町環境基本計画」（計画期間は令和 6 年度から 14 年度まで）です。

環境政策の専門家として私は、この新たな竜王町の環境基本計画に高い関心と期待を寄せています。豊かな自然と長い歴史文化を有する竜王町は、町民の環境意識が高い町としても知られてきました。その竜王町が「環境新時代」においてもその環境へのコミットメントを堅持し、進化し続けることは非常に重要だと考えるからです。

とは言え、今回の基本計画が直面する課題には厳しいものがあります。気候変動への対応や資源の循環的な活用、環境に配慮した交通手段の進展等、様々な分野において賢明で綿密な計画が求められています。しかしそれだけでなく、計画の着実な実行なくして課題の解決はあり得ないことを強調しておかなければなりません。

計画によって持続可能な未来への道筋を描くだけでなく、その進捗管理を徹底し、計画内容の実施を確実なものとするのが喫緊の課題です。町行政がどのように計画を推進し、予定どおりに実行していくかは、町民の皆さんにとっても大きな関心事でしょう。計画の進捗状況を透明かつ理解しやすい形で公開して、町内外のステークホルダーとの協力体制を築いていくことも、環境未来像の実現には不可欠となります。

私たちは、町行政が計画の実施プロセスを通じて町民や地域・団体、事業者等とのコミュニケーションを深め、計画の進行状況を定期的に評価し、必要に応じた修正を加えながら、持続可能な未来の構築を目指して進んでいくことに期待を寄せています。

この計画の実現が、環境への取り組みを先導し、未来の世代に持続可能な地域社会を残していくリーディングモデルとなることを期待しつつ、竜王町の挑戦を注視していきたいと思います。

第3章 めざす環境未来像と実現におけた取組



I 計画の体系図

【環境未来像】

さあ！環境新時代へ！ともしつなぐ輝竜の郷

【計画をすすめる上での視点】

【視点1】

環境問題を「自分ごと」としてとらえる人を増やす

【視点2】

地域資源を活かした様々な協働・連携をすすめる

【視点3】

環境に関する魅力的な情報を発信する

【基本目標1】自然環境

～自然によりそい、自然を守ろう～



【基本施策】

- 1-1 自然環境の保全・再生と生物多様性の向上
- 1-2 景観保全および自然とふれあう場の拡充

【基本目標2】生活環境

～安全・安心で快適な生活環境をつくろう～



【基本施策】

- 2-1 公害の防止
- 2-2 生活環境の保全

【基本目標3】地球環境

～地球温暖化対策をすすめよう～



【基本施策】

- 3-1 脱炭素社会の形成
- 3-2 気候変動への適応

【基本目標4】資源循環

～資源循環をすすめよう～



【基本施策】

- 4-1 5Rの推進によるごみの減量
- 4-2 未利用資源の有効活用と循環

【基本目標5】人づくり

～環境学習の拡充と人材育成をすすめよう～



【基本施策】

- 5-1 環境について学ぶ機会の拡充
- 5-2 環境学習・環境保全を担う人材育成

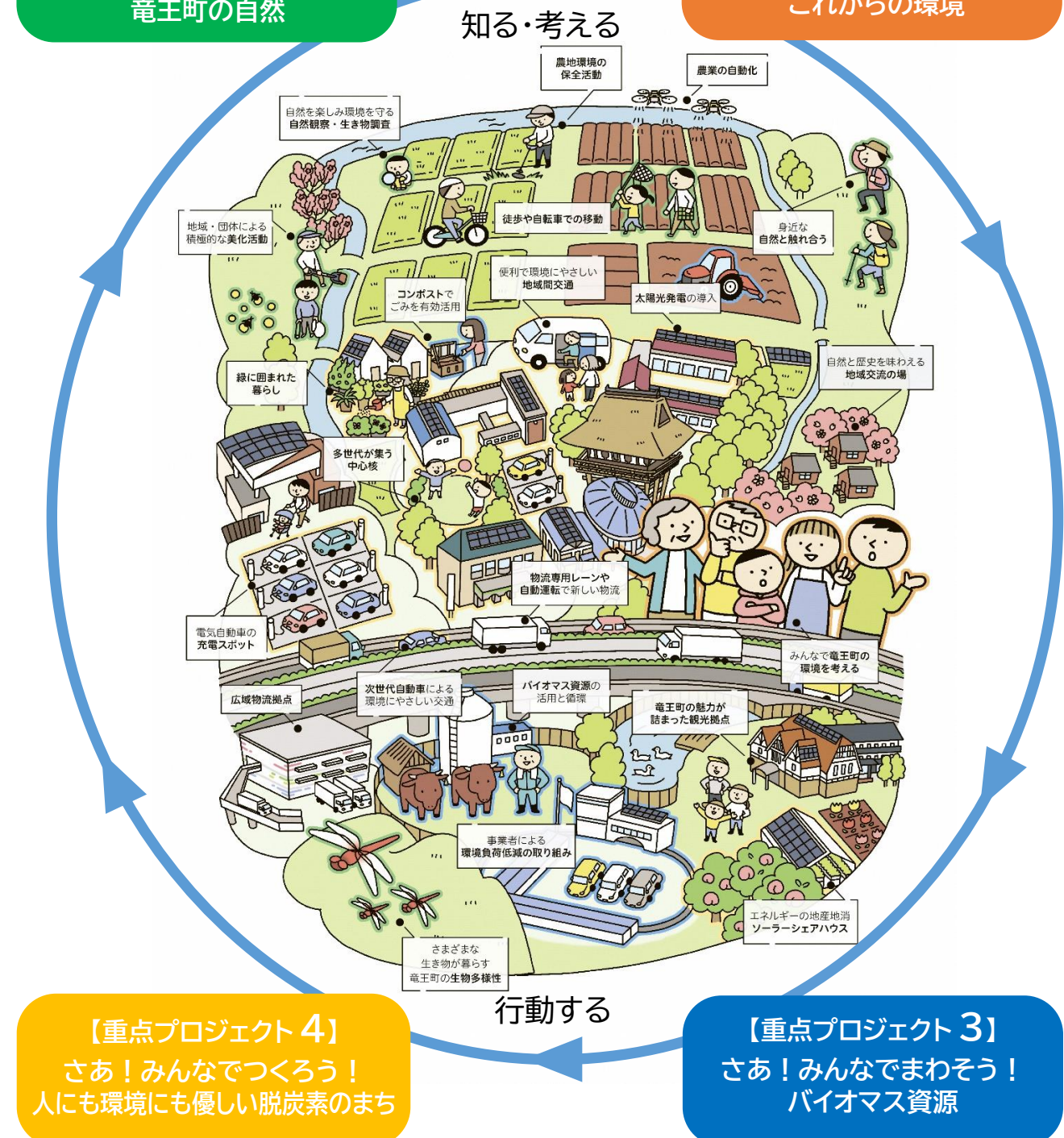
すべての基本目標に
対応する SDGs



～環境新時代を航る
人つなぎの新循環～

【重点プロジェクト1】
さあ！みんなで知ろう！
竜王町の自然

【重点プロジェクト2】
さあ！みんなで考えよう！
これからの環境



2 めざす環境未来像

さあ！ 環境新時代へ！ ともにつなぐ輝竜の郷

地球温暖化の進行に伴う様々なリスクの増大や脱炭素社会に向けた取組が国際的に喫緊の課題と位置付けられる等、環境を取り巻く状況は新しい時代を迎えています。

今後、深刻化する環境問題に対応し、将来の世代によりよい環境を残すためには、行政だけではなく、町民、地域・団体、事業者等の参画により、みんながつながり、一人ひとりが輝ける、環境まちづくりをすすめる必要があります。

これらのことから、竜王町環境基本条例の定める基本理念※を踏まえて、これまで引き継がれてきた恵まれた環境を将来世代に継承するという考えのもと、本計画では、めざす環境未来像を「さあ！ 環境新時代へ！ ともにつなぐ輝竜の郷」とします。



※資料編 p 110 参照

3 計画をすすめる上での視点

今後さらに深刻化することが予想される様々な環境問題に対し、今ある地域の自然、多様な人材、歴史文化、産業等の地域資源を活かした取組をすすめていくことが大切であり、本計画では次の視点から環境未来像の実現に取り組んでいきます。

視点1 環境問題を「自分ごと」としてとらえる人を増やす

環境の問題は私たちの暮らしに密接に関係するものであり、解決・改善に向けて、私たち一人ひとりが環境問題を「自分ごと」としてとらえ、意識と行動を変えていく必要があります。

そのため、様々な環境問題について「自分ごと」としてとらえる人が増えるよう、本町の自然や田園をはじめとする身近な地域資源を活かした環境学習や環境保全活動等を推進して取り組んでいきます。

視点2 地域資源を活かした様々な協働・連携をすすめる

様々な分野に関係する複雑な環境問題を解決し、住みよい持続可能なまちづくりを達成するためには、町民、地域・団体、事業者等、行政、それぞれの「枠」を超えた協働・連携が大切になります。

そのため、個々の取組から輪を広げていくために、町民、地域・団体、事業者等、行政の様々な主体が地域資源を活かして学び合い、交流する機会を増やして、推進主体間のネットワークの構築をすすめ、多様な協働・連携につなげていきます。

視点3 環境に関する魅力的な情報を発信する

緑豊かな東西の竜王山（雪野山・鏡山）や田園地帯、日野川等の水辺が織りなす美しい景観とともに、長年取り組まれてきた地域の保全活動や環境学習も本町の魅力となっています。

そのため、本町の環境の価値や保全活動、環境学習の素晴らしさを理解してもらい、視点1の「「自分ごと」としてとらえる人を増やす」ことや視点2の「地域資源を活かした様々な協働・連携をすすめる」ことにもつながるよう、広報媒体等を通じて町の環境に関する情報発信を積極的にすすめていきます。

4 環境未来像の実現に向けた取組の展開

めざす「環境未来像」の実現に向け、環境分野ごとに「基本目標」と具体的な「基本施策」を設定します。各基本目標と関わりが深いSDGsのゴール達成も意識しながら、施策を推進していきます。

基本目標	基本施策
基本目標 1 自然環境 ～自然によりそい、自然を守ろう～    	1－1 自然環境の保全・再生と 生物多様性の向上 1－2 景観保全および自然と ふれあう場の拡充
基本目標 2 生活環境 ～安全・安心で快適な生活環境をつくろう～    	2－1 公害の防止 2－2 生活環境の保全
基本目標 3 地球環境 ～地球温暖化対策をすすめよう～     	3－1 脱炭素社会の形成 3－2 気候変動への適応
基本目標 4 資源循環 ～資源循環をすすめよう～      	4－1 5Rの推進によるごみの減量 4－2 未利用資源の有効活用と循環
基本目標 5 人づくり ～環境学習の拡充と人材育成をすすめよう～  	5－1 環境について学ぶ機会の拡充 5－2 環境学習・環境保全を担う人材育成
すべての基本目標に対応する SDGs 	

5 基本目標と基本施策

基本目標1 自然環境 ～自然によりそい、自然を守ろう～

実現したい未来の姿

本町の大きな特徴である豊かな自然や田畑が次世代に継承されており、多様な生き物が生息・生育できる環境が守られ、人と生き物がともに暮らせるまちになっています。



現状と課題

○自然の管理・手入れ

これまで地域活動等で行われていた森林や竹林の整備等は生活様式の変化や高齢化により、継続が難しくなっています。また宅地や工場地帯の需要による自然エリアの開発に伴い、自然環境や生物多様性の質が脅かされており、対策が必要です。

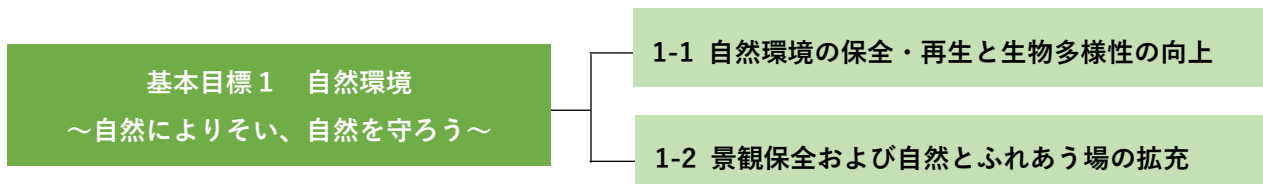
○野生鳥獣による獣害が発生

野生鳥獣による農作物への被害が多発しており、今後も継続して捕獲・駆除等の獣害対策が必要です。

○事業者等や団体による環境保全と自然観察会

本町では、事業者等が、在来生物の生育環境を保全するために敷地内にビオトープを整備し、町図書館や自然観察団体等と連携して、地域の子ども達に参加できる「生き物観察会」を開催しています。こうした取組について情報発信等により活動の認知度をあげ、取組が広がっていくことが大切です。

【基本目標と基本施策の展開】





評価指標

評価指標	現状	目標	根拠データ
◆周辺の山、森や林、田畑の美しさに対する満足度			
竜王町の環境について、周辺の山、森や林、田畑の美しさに対する「満足」「やや満足」の割合の増加	51.4% (令和4年度)	70.0% (令和14年度)	町民アンケート調査
◆身近に自然とふれあえる場所に対する満足度			
竜王町の環境について、身近に自然とふれあえる場所に対する「満足」「やや満足」の割合の増加	45.7% (令和4年度)	70.0% (令和14年度)	町民アンケート調査
◆環境省「自然共生サイト」の認定区域数			
町域において環境省「自然共生サイト」に認定された自然区域数の増加	1 (令和5年度)	3 (令和14年度)	環境省ホームページ

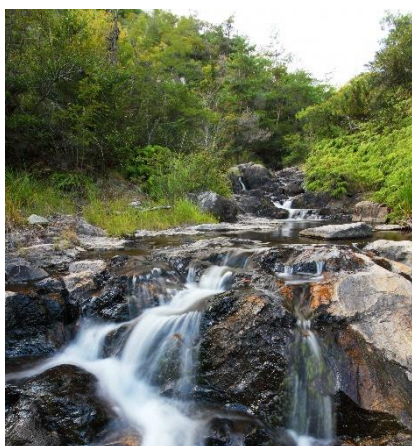


みんなが取り組むこと

町民	・ 森や水辺に出かけ、自然とのふれあいを楽しみます。 ・ 地元産の農産物を積極的に購入したり、身近な自然の情報を SNS 等で発信したりします。
地域・団体	・ 田園や山林の維持管理を通じて、自然とふれあいながら自然や景観の保全に努めます。 ・ 町内を流れる河川の美化清掃を計画的に実施し、河川の保全とふれあいをすすめます。 ・ 森、水辺等の自然や生物多様性に関する環境学習や体験学習等を実施します。 ・ 自然環境の保全・再生に関する情報を SNS 等で発信します。
事業者等	・ 森、水辺等の自然や生物多様性の保全への理解を深めるとともに、従業員への周知に努めます。 ・ 森林づくりや水辺づくり、ビオトープづくり等、自然の保全活動を実施します。 ・ 行政が主催する自然や生物多様性の保全活動へ参加、協力するほか、地元の農林産物の使用等、地産地消へ協力します。
行政	・ 森、水辺等の自然や生物多様性の重要性に関する普及啓発、地域・団体や事業者等と連携して、環境学習や体験学習を実施します。 ・ 町民、地域・団体、事業者等が連携して保全活動を実施できるように情報共有を行える場づくりをします。 ・ 関係機関と「自然共生サイト」の認定に向けたモニタリング調査等を継続的に実施します。 ・ 希少動植物の生息生育環境の保全を推進し、人と自然、生き物がふれあえる環境を守ります。 ・ 獣害対策、特定外来生物対策等を推進します。

▼基本施策 1－1 自然環境の保全・再生と生物多様性の向上

取組・事業	内 容	担当部署
森林の多面的機能の保全と活用	□雪野山、鏡山等の森林地域において、適切な維持管理のもと、森林が有する多面的な機能に配慮した森林環境の保全に努めるとともに、ハイキングコースを整備する等、自然体験型レクリエーション機能の強化を図ります。	農業振興課 学校教育課
農地の保全と活用	□獣害対策の充実による農作物等被害の低減により、農業経営の安定を図ります。 □環境保全および本町の産農作物の価値を高めるため、「環境こだわり農業」を推進します。	農業振興課
良好な自然環境の保全	□生態系の維持や水源かん養等の機能を守るために、水辺や緑地等の保全をすすめます。	生活安全課 農業振興課
生物多様性の向上	□環境保全型農業等を推進するとともに、サギやトンボ、ドジョウ、カエル等の水辺や田んぼの生き物調査等を実施し、農業と自然との共生をすすめます。 □関係機関と連携し、有望な環境保全エリアの選定を行い、指標種等のモニタリングを実施しながら重点的にエリア内の環境保全や再生をすすめ、「自然共生サイト」認定をめざします。	生活安全課 農業振興課
野生動植物の適正な保護・管理	□関係機関と連携し、野生動植物の生息・生育状況等の実態把握や公表に努めます。 □希少野生動植物の絶滅予防的対策や捕獲・採取の抑制、保護増殖に努めます。 □獣害対策を推進するとともに、生物多様性を脅かし、生態系に大きな影響を与える特定外来生物の駆除を行い、固有種や在来種を守ります。	生活安全課 農業振興課



鏡山の鳴谷溪谷と雪野山の前に広がる田園

▼基本施策 1－2 景観保全および自然とふれあう場の拡充

取組・事業	内 容	担当部署
景観の保全	☐ 開発事業者等への規制・指導および協議を通じて、土地利用の改変を最小限にする等、開発事業時における景観配慮を促進します。 ☐ 地域・団体が実施する山林の維持管理や水辺の美化清掃活動を支援します。	生活安全課 農業振興課 建設計画課
人と自然のふれあう場の拡充	☐ 自然散策や自然体験レクリエーションが可能な場所の整備および利用を図ります。 ☐ 身近な自然観察等を通じ、自然の大切さを学ぶ機会と場を提供します。	生活安全課 公民館
緑化の促進	☐ 公園や緑地の整備を通じて、まちの緑化をすすめます。	生活安全課 建設計画課 中心核整備課



妹背の里とアグリパークのチューリップ

基本目標2 生活環境 ～安全・安心で快適な生活環境をつくろう～

実現したい未来の姿

本町の空気、水、土はきれいで安全に保たれています。騒音、振動や悪臭等への対策がしっかり取られています。空き家・空地の適切な管理や活用がされています。清掃活動が活発に行われ、ごみの不法投棄やポイ捨てのない美しいまちになっています。また、新たな移動手段の確保がすすめられ、町内外への移動の利便性が向上しています。



現 状 と 課 題

○美化清掃活動の実施

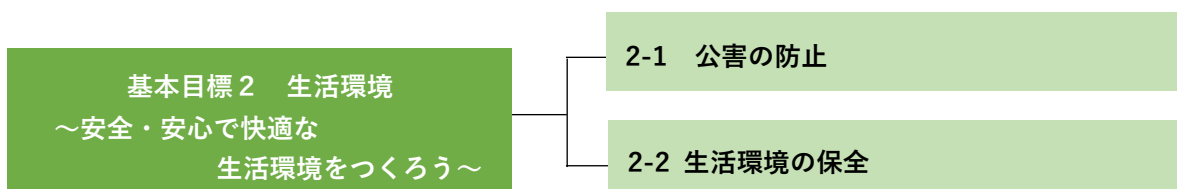
本町では地域・団体や学校がごみ拾い活動に取り組んでおり、河川付近の草刈や清掃活動も活発に行われています。年に2回実施する町内の一斉清掃では、毎年2,500人程度参加しています。

○なくなる不法投棄

平成26（2014）年以降、不法投棄の発生件数は減少していますが、町民からの苦情の件数は減少していません。町内の竹林や空き地で悪質な不法投棄が見られます。

また、町民アンケート、中学生アンケートにおいて、ごみのポイ捨てに関して不満を感じている人が多くなっていることから、ごみの不法投棄やポイ捨てに対する対策を強化する必要があります。

【基本目標と基本施策の展開】





評価指標

評価指標	現状	目標	根拠データ
◆町並みの清潔さ、美しさに対する満足度			
竜王町の環境について、町並みの清潔さ、美しさに対する「満足」「やや満足」の割合の増加	47.2% (令和4年度)	70.0% (令和14年度)	町民アンケート調査
◆気になる臭いが無いに対する満足度			
竜王町の環境について、気になる臭いが無いに対する「満足」「やや満足」の割合の増加	31.7% (令和4年度)	70.0% (令和14年度)	町民アンケート調査
◆ごみが投げ捨てられていないに対する不満			
竜王町の環境について、ごみが投げ捨てられていないに対する「満足」「やや満足」の割合の増加	24.7% (令和4年度)	70.0% (令和14年度)	町民アンケート調査
◆不法投棄の件数			
竜王町で報告される不法投棄件数の減少	41件 (令和4年度)	20件 (令和14年度)	「竜王町のごみの現状」報告



みんなが取り組むこと

町民	・低燃費自動車等、大気環境への負荷の少ない自動車の選択を心がけます。 ・近隣住民へ配慮したペットの飼い方をします。 ・環境負荷の少ない洗剤を使います。 ・ごみ出しのルールを守り、ごみ集積所をきれいに保てるように協力します。 ・ごみは野焼きをしません。 ・ごみのポイ捨てをせず、まちの環境美化に協力します。
地域・団体	・町の美化清掃活動やごみ拾い活動を実施します。 ・ごみ集積所の適切な維持管理をします。
事業者等	・事業活動に伴い発生した排水は敷地内において確実に処理した後に、敷地外に排出します。 ・騒音規制法・振動規制法に従い、工場や事業所からの騒音・振動の発生抑制に努めます。 ・ごみは野焼きをしません。 ・悪臭防止法に従い、工場や事業所からの悪臭発生抑制に努めます。 ・家畜を飼育する際は、排泄物を適切に処理します。 ・町内の美化清掃活動へ参加します。
行政	・環境監視に努めるとともに、対処すべき公害問題等に対して、地域や関係機関等と連携して問題解決を図ります。 ・事業者等の事業活動における環境への影響を調査や報告等で把握し、必要に応じて指導を行います。

▼基本施策 2-1 公害の防止

取組・事業	内 容	担当部署
公害の防止体制の強化	☐ 大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・悪臭の公害を防止するため、事業所に対し関係法令に基づく規制・指導を徹底し、環境監視（水質調査・大気調査・騒音調査）に努めるとともに、事業者等との環境保全協定の締結により、公害の発生防止に努めます。 ☐ 廃棄物の適正処理について指導や啓発を行います。 ☐ 県等、関係機関の協力を得て、公害パトロールや立入調査等を実施し、監視に努めます。 ☐ 町民から寄せられる公害・環境問題等、様々な苦情に対し、関係機関と連携して迅速に対応します。	生活安全課
大気への環境負荷の低減	☐ 自動車による大気環境への負荷を抑制するため、環境負荷の少ないエコドライブやエコカーの普及推進に努めます。 ☐ 野焼き禁止についての指導や啓発を行います。	生活安全課
良好な水環境の整備	☐ 滋賀県流域治水基本方針に基づき、滋賀県との連携のもと、計画的な河川改修を推進します。 ☐ 下水道や合併処理浄化槽の整備に努めるとともに、適切な維持管理を推進することで、環境に配慮した生活排水処理を実現します。 ☐ 事業所からの未処理排水や化学物質、油等の漏えいを防止するため、適切な設備の設置や維持管理、作業方法等について指導します。	生活安全課 建設計画課 上下水道課
土壌環境の保全	☐ 関係機関と連携し、土壌の汚染防止に努めるよう事務所に指導します。 ☐ 関係機関と連携し、適正な農薬使用と有機肥料の利用による土づくりを推奨します。	生活安全課 農業振興課

▼基本施策 2－2 生活環境の保全

取組・事業	内 容	担当部署
環境美化の推進	□町全体が気持ちよく生活できる空間となるよう、町民、地域・団体、事業者等と連携し、環境美化の活動を推進します。	生活安全課
ごみの不法投棄・ポイ捨ての防止対策の推進	□町民、事業者等、土地所有者等に対し、広報紙やチラシ等を通じてごみの不法投棄や散乱防止に関する意識啓発を図ります。 □ごみのポイ捨てや不法投棄禁止また防止に関する小中学校等における教育の充実を図ります。 □道路脇の草刈等によりごみを捨てにくい環境づくりをすすめるとともに、環境パトロールを行い、ごみの不法投棄の未然防止に努めます。	生活安全課
地域交通の充実	□地域外とつながる幹線交通の接続により鉄道駅への移動の利便性の向上を図ります。	未来創造課
空き家、空き地の管理・活用の推進	□町民からの情報等により管理が行き届いていない空き家、空き地を把握した場合には、所有者等に対する適正管理を呼びかけます。 □「竜王町空き家・空き地情報バンク」等を活用した空き家・空き地の発生抑制や有効活用により一層努めます。	生活安全課 建設計画課



善光寺川の河川環境美化作戦と町内一斉清掃

基本目標3 地球環境 ～地球温暖化対策をすすめよう～

実現したい未来の姿

町民、地域・団体、事業者等、行政が、地球温暖化の影響を少しでも和らげるため、発生原因である温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素（CO₂）の排出量を減らす取組を連携しながら展開し、脱炭素社会の実現に向けた取組をすすめています。また、適切な情報が共有され、気候変動の適応策の取組がすすめられています。



現 状 と 課 題

○町内における気候変動の影響

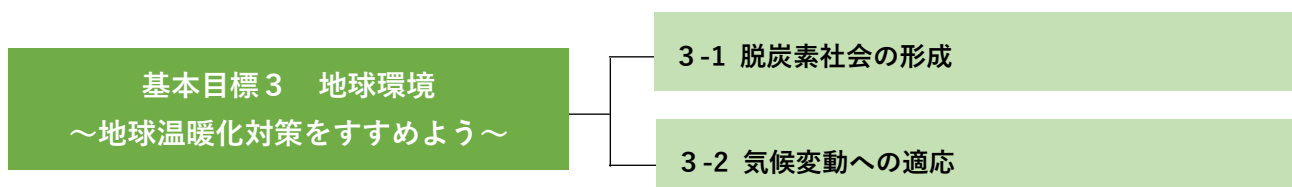
本町の年平均気温は上昇しており、30 度を超える真夏日も増加傾向が見られます（統計計期間：1980 年～2022 年）。今後、このような気候変動により、農作物や生態系、町民の生活等に影響が出ることが予測されることから、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量削減や気候変動に対する適応策に取り組む必要があります。

○地球温暖化防止に向けた町民の意識

町民アンケートにおいて、日常生活で取り組んでいる行動の中で、地球温暖化防止効果が高い「生ごみの堆肥化」、「環境に配慮した交通手段の選択」等の実施状況が低いことから、取組の重要性や効果等を周知・啓発し、町民の行動を促す取組が必要です。

【基本目標と基本施策の展開】

基本目標3 地球環境 ～地球温暖化対策をすすめよう～の実行計画と位置づけ、第4章竜王町地球温暖化対策実行計画【区域施策編】に施策の詳細を掲載します。





評価指標

評価指標	現状	目標	根拠データ
◆町全体の二酸化炭素排出量			
町全体の二酸化炭素排出量の減少	364.8千t-CO ₂ (平成25年度)	182.4千t-CO ₂ (令和12年度※)	滋賀県「市町別二酸化炭素排出量」
◆地球温暖化防止施策に関する満足度			
竜王町の施策について、地球温暖化に対する「満足」「やや満足」の割合の増加	17.1% (令和4年度)	70.0% (令和14年度)	町民アンケート調査

※目標年度は国・県の動向を踏まえ、「第4章 竜王町地球温暖化対策実行計画」【区域施策編】の二酸化炭素排出量の目標年度令和12(2030)年度に合わせています。



みんなが取り組むこと

町民	・気候変動や地球温暖化について学び、家族で話し合います。 ・一人一人の生活が気候変動や地球温暖化に影響を与えていることを認識し、省エネルギー行動をはじめとした脱炭素ライフスタイルを実践します。
地域・団体	・活動や事業において、再生可能エネルギーやエネルギーの有効利用、省エネルギーにつながるように努めます。
事業者等	・事業内容に応じて、効果的な省エネ対策や再生可能エネルギー・蓄電システムの導入等に積極的に取り組みます。 ・二酸化炭素排出量の低減に寄与する製品・サービスの提供を推進します。
行政	・気候変動や地球温暖化に関する情報提供や講座を開催し、脱炭素社会の実現とともに気候変動への適応に向け、町民の意識を高めます。 ・行政の事務・事業における効果的な省エネ対策や再生可能エネルギー・蓄電システムの導入等に積極的に取り組みます。

▼基本施策 3-1 脱炭素社会の形成

取組・事業	内 容	担当部署
省エネルギーと環境に配慮した交通の推進	☐ 町民向けの省エネルギー対策に係る支援に努めます。 ☐ 町民や事業者等の省エネルギー対策の行動を促進します。 ☐ 二酸化炭素の排出が少ない交通手段の利用を促進します。	生活安全課 総務課
再生可能エネルギーの導入促進	☐ 町民向けの再生可能エネルギー導入に係る支援に努めます。 ☐ 地域・団体や事業者等と連携し、再生可能エネルギーの導入に努めます。 ☐ ポテンシャル調査や促進区域の設定を行い、再生可能エネルギー導入のロードマップとなる再生可能エネルギー導入計画の策定をすすめます。	生活安全課 総務課 農業振興課
地域資源を活かした二酸化炭素吸収源対策	☐ 二酸化炭素の吸収につながる森林等の適正な維持・管理をすすめます。 ☐ 地球温暖化防止に効果の高い営農活動を促進します。	農業振興課
脱炭素ライフスタイルに向けた意識改革・行動変容の実現	☐ 脱炭素ライフスタイルの普及のため、地域・団体や事業者等と連携し、ライフスタイルの変容を促すための研修や啓発をすすめます。 ☐ 脱炭素ライフスタイルの普及活動を推進する人材の育成に取り組みます。	生活安全課 総務課

コラム

環境保全型農業による地球温暖化防止

竜王町では、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する環境保全型農業と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動が実施されております。

■竜王町における地球温暖化防止効果の高い営農活動の実施状況

地球温暖化効果の高い営農活動	実施人数	実施面積
①カバークロップの作付け	7 人	534a
⑤有機農業(オーガニック農業)	3 人	1090a
⑥堆肥の施用	11 人	5387a
⑧IPM の実践、畦畔の人手除草および長期中干し	182 人	36513a
⑪暖効性肥料の利用および長期中干し	39 人	6041a
合計	242 人	49565a

資料：竜王町農業振興課（令和5年度）

▼基本施策 3－2 気候変動への適応

取組・事業	内 容	担当部署
気候変動の影響に関する情報収集・情報提供	□本町における気候変動の影響に関連する情報を継続して収集し、町民、地域・団体、事業者等へ提供を行います。	生活安全課 健康推進課
気候変動に適応したまちづくり	□河川の整備等、災害対策をすすめます。 □熱中症対策等の健康被害防止に関する対策に取り組みます。	生活安全課 健康推進課 建設計画課

【気候変動に関連する情報】

【動画】気候変動適応
「こんにちは、適応策」



気候変動適応情報プラットフォーム
「気候変動と適応」



出典：国立環境研究所気候変動適応センター（CCCCA）（2024年3月31日）



岡屋構造改善センターおよび竜王町防災センターでのグリーンカーテン

基本目標4 資源循環 ～資源循環をすすめよう～

実現したい未来の姿

町内全体で様々な資源循環を推進する取組が展開されており、町民一人一人が5R（リデュース：ごみの発生抑制、リユース：再利用、リサイクル：再生利用、リフューズ：購入抑制、リジェネレート：再生品の使用）を徹底しています。



現 状 と 課 題

○ごみの総排出量と町民 1 人当たりのごみの排出量は減少

令和元年度以降、ごみの総排出量と町民 1 人当たりのごみの排出量は減少しているが、滋賀県平均よりは依然として高い排出量となっているため、継続して5R に取り組み、ごみの排出量をさらに抑制することが重要です。

○資源ごみの総排出量は減少しているが、再資源化率は横ばい

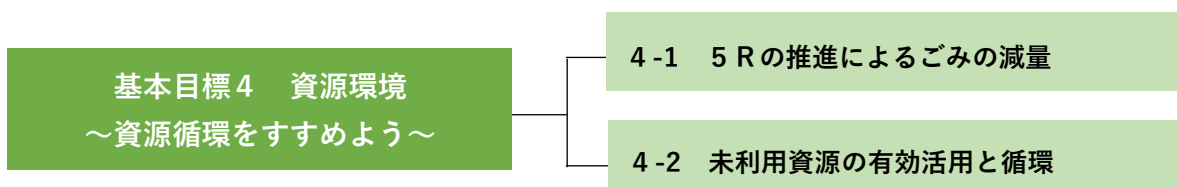
資源ごみの総排出量は緩やかに減少しているものの、再資源化率は増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。町民アンケートの結果をみても、廃食油の資源化は 81%の人が実施しているのに対して資源ごみの分別を日常的に実施している人は 65.5%にとどまっています。ごみの分別を徹底し、再資源化率を向上することが必要です。

○使い捨て文化からの脱却

現代の生活では、利便性等の観点から、使い捨てプラスチックやペットボトル、ネットショッピングや贈呈品の包装等、多くのごみが発生します。リサイクルの推進だけでなく、生活様式の見直しや価値観の変革によりごみの発生を抑えることが求められています。

町民アンケートの結果で実施率が高かったマイバックの持参に加え、ごみがあまりでない生活の工夫に関する啓発や、必要なものについては詰め替え製品や脱プラ製品、再生材を活用した商品等、環境への負荷がなるべく少ない商品を選択することを推進する必要があります。

【基本目標と基本施策の展開】





評価指標

評価指標	現状	目標	根拠データ
◆家庭系ごみの排出量			
家庭系ごみ1人・1日当たりのごみ排出量の減少	482g (令和4年度)	400g (令和14年度)	中部清掃組合調査
◆資源ごみの再資源化率			
資源ごみの再資源化率の増加	6.1% (令和4年度)	30.0% (令和14年度)	「竜王町のごみ状況」報告
◆ごみ減量化推進事業補助金の年間申請件数			
ごみ減量化推進事業補助金の年間申請件数の増加	14件 (令和4年度)	20件 (令和14年度)	生活安全課集計
◆フードドライブやフードバンクへ寄付する人の割合			
フードドライブやフードバンクへ寄付をする人の割合の増加	2.9% (令和4年度)	10.0% (令和14年度)	町民アンケート調査



みんなが取り組むこと

町民	・ 買い物をする際はマイバッグを持参し、簡易包装の商品やリサイクル素材でできた商品を選びます。 ・ 調理くずや食べ残し等を出さないようにメニューや調理方法を工夫し、出た生ごみはコンポスト化してごみの減量に努めます。 ・ 資源とごみの正しい分別に努め、ごみ出しや資源回収のルールを遵守します。 ・ フリーマーケットやフリマアプリ等を積極的に利用し、リユース・リサイクルを推進します。
地域・団体	・ ごみの減量化や資源化の啓発活動を推進します。 ・ 町民、事業者等、行政と連携した資源回収活動等を推進します。 ・ 5Rや食品ロス問題、プラスチックごみ問題に係る環境学習を実施します。
事業者等	・ 排出事業者等として処理責任に基づいたごみの正しい分別と適正処理を遵守し、資源化、食品ロス削減やプラスチックごみ対策を推進します。 ・ 小売店等の店頭で資源ごみの回収を推進します。 ・ 再生資源の積極的な使用に協力します。 ・ 資源循環をすすめる商品やサービス、また技術的イノベーションに努めます。
行政	・ ごみの分別が適切にされるよう、啓発ポスターやごみカレンダーを作成し、広報啓発に努めます。 ・ 資源循環に寄与する取組を地域・団体、事業者等と連携して実施できるように、情報提供や情報共有の基盤づくりに努めます。 ・ 竜王町食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減に取り組みます。 ・ 5Rや食品ロス問題、プラスチックごみ問題の意識啓発や講座を実施します。

▼基本施策 4－1 5 Rの推進によるごみの減量

取組・事業	内 容	担当部署
ごみの発生抑制、減量化（リデュース、リフューズ）	□容器包装ごみの発生抑制のため、マイバックやマイボトルの持参等に関する啓発を行います。 □生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理器またはボカシ容器の購入補助を行います。 □食品ロス削減の取組を推進するため、竜王町食品ロス削減推進計画を策定します。 □食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、10月の「食品ロス削減月間」、10月30日の「食品ロス削減の日」に、広報紙や町ホームページ等によって普及・啓発を行います。 □家庭から廃棄される未利用食品の有効利用を図るため、関連団体や事業者等と連携し、フードドライブの窓口の設置を図り、食品を必要とする町内の施設や町民に提供します。	生活安全課
再使用、再生用品使用の促進（リユース、リサイクル、リジェネレート）	□リサイクルに必要な、ごみ集積所や公共施設等での資源収集の体制や仕組みづくり、分別の徹底等を推進します。 □グリーン購入等を積極的に奨励し、再生素材の使用を促進します。	生活安全課



古着を循環させる取組「どうぞの会」と未利用食品を回収して寄付する「フードドライブ」

▼基本施策 4-2 未利用資源の有効活用と循環

取組・事業	内 容	担当部署
バイオマス資源循環の推進	☐ バイオマス資源の熱利用や発電等について情報収集および町民への情報提供に努めます。 ☐ 家畜の糞尿や食品廃棄物等を利用したバイオガス化・堆肥化を支援・促進します。 ☐ 公共施設への温水供給をめざし、未利用農林資源の利用を検討します。	農業振興課 生活安全課
コンポストの推進	☐ 地域・団体や公共施設での落ち葉や草等の堆肥化を促進します。 ☐ コンポスト講習会を町民、学校、事業者等向けに実施します。	生活安全課
廃食油の利用	☐ 家庭等で使用された廃食用油を回収し、燃料や石けんとしての再利用を促進します。	生活安全課



竜王町の稲わらロールと牛舎



草や葉刈りの堆肥化に使える木枠コンポストと生ごみの堆肥化ワークショップ

基本目標5 人づくり ～環境学習の拡充と人材育成をすすめよう～

実現したい未来の姿

子どもから大人まで、様々な環境学習等の機会を通じて環境問題等について学び、地球温暖化防止活動を含む環境保全活動の担い手として活躍しています。



現 状 と 課 題

○地域資源を活用した環境学習の実施

本町では学校や公民館等が地域資源（身近な田んぼや山、指導者）を活かした環境学習をこれまですすめてきました。また、事業者等が地域・団体等と連携しながら、環境にやさしい行動を促すイベントや研修会等を実施しています。

しかし、町民アンケートにおいて、本町の施策の環境教育に対する重要度と満足度は、すべての施策のそれらの平均点未満となっていることから、環境学習の重要性や意義について町民共通の認識をつくりながら、実施方法や内容について工夫していく必要があります。

○環境学習を担う人材育成

公民館では環境学習を担う人材の育成に力を入れていますが、主体間の活動をつなぐコーディネーターがまだ少ないことから、継続して環境学習を担う人材の育成に加え、コーディネーターとなる人材の育成や確保に取り組む必要があります。

【基本目標と基本施策の展開】

基本目標5 人づくり
～環境学習の拡充と
人材育成をすすめよう～

5-1 環境について学ぶ機会の拡充

5-2 環境学習・環境保全を担う人材育成



評価指標

評価指標	現状	目標	根拠データ
◆環境学習の機会			
行政が企画・連携して実施する環境学習の年間回数の増加	22回 (令和4年度)	30回 (令和14年)	庁内ヒアリング調査
◆環境人材を育成する講座等の年間参加人数			
環境人材を育成する講座等の年間参加人数の増加	12人 (令和4年度)	30人 (令和14年)	庁内ヒアリング調査
◆環境問題に関心のある町民の割合			
環境問題について「関心がある」「どちらかと言えば関心がある」町民の割合の増加	18.7% (令和4年度)	70.0% (令和14年)	町民アンケート調査
◆環境問題に関心のある中学生の割合			
環境問題について「関心がある」「どちらかと言えば関心がある」中学生の割合の増加	65.1% (令和4年度)	80.0% (令和14年)	中学生アンケート調査



みんなが取り組むこと

町民	・環境関連のイベントに積極的に参加します。 ・自分たちが暮らしているまちの環境に関する情報に興味を持ち、情報を集めます。
地域・団体	・学校で行う子どもの環境学習や自然体験学習に協力します。 ・自ら実施する環境学習、自然観察会に関する情報を発信します。 ・環境問題や自然環境、生物多様性に関する調査や観察を実施し、情報を発信します。 ・事業者等や行政と連携して環境学習や自然観察会を実施します。
事業者等	・事業活動と環境問題や自然、生物多様性との関わりに関する情報を公開します。 ・事業所や従業員の経験や知識を活かした環境学習の教材づくりに協力します。 ・行政や地域・団体と連携して環境学習を実施します。
行政	・環境問題や環境保全等に関する町内を中心とした取組の情報を発信します。 ・地域・団体や事業者等との連携を強化し、環境学習や人材育成を推進します。

▼基本施策 5-1 環境について学ぶ機会の拡充

取組・事業	内 容	担当部署
環境に関する情報の収集・提供	□本町の環境の状況や環境保全の取組等を分かりやすく整理した報告書を毎年度作成し、公開します。 □町立図書館において、環境学習に有益な図書や資料等の充実を図ります。 □町民、地域・団体、事業者等へ情報を発信するだけでなく、情報の提供を受け、情報の交換や共有に努めます。 □環境問題や環境保全活動、家庭で実践できる環境に配慮した行動等について、チラシや町ホームページ、広報紙、イベント等において情報発信をします。	生活安全課 図書館
環境学習の場や機会の拡充	□脱炭素社会、循環型社会、生物多様性、SDGs等をテーマに、子どもから高齢者までを対象とした環境学習を実施します。 □地域・団体と連携して、身近な地域の公民館等の町内の施設を利用し、出前講座等を実施します。 □事業者等と連携して、事業所内のビオトープや森林での自然観察会を開催する等、環境に関する学習の機会の拡充を図ります。	生活安全課 公民館 図書館
小中学校での環境学習・取組の推進	□小中学校において、児童・生徒や教職員が協力して省エネ施策を検討し、節電を実行します。 □小学校において「うみのこ・やまのこ・たんぼのこ」等だけでなく、様々な環境問題について、地域・団体、事業所と連携をして、出前授業等を充実させます。	学校教育課 公民館



「たんぼのこ」学習とトンボの観察会

▼基本施策 5-2 環境学習・環境保全を担う人材育成

取組・事業	内 容	担当部署
環境学習を担う人材の育成	□滋賀県地球温暖化防止活動推進センター等と連携した各種出前講座等の実施により、環境学習の担い手の育成します。 □環境保全に関する各種講習会や研修会等の開催および紹介等を通じて、地域における環境学習の担い手や指導者の養成に努めます。 □子どもや若者向けの環境イベントや環境プログラムを実施し、社会全体の新たな動き（ムーブメント）を作り出す若者の育成に努めます。	生活安全課 公民館
町民、地域・団体、事業者等の自主的活動の支援	□地域・団体、事業者等が開催する環境に関する講座・研修会、イベント等への支援や、町ホームページ、広報紙等の媒体を用いての情報発信をします。 □環境問題の解決や行動変容・意識改革につながるような新商品の開発やキャンペーン等を支援します。	生活安全課 公民館



大人向け自然探訪講座と地球温暖化防止に関する出前講座

6 重点プロジェクト

環境未来像の実現に向け、本計画期間において重点的に行っていく取組を重点プロジェクトとして位置づけます。町民や地域・団体、事業者等、行政の各役割を示し、協働・連携して重点プロジェクトに取り組みます。

また、進捗状況の確認のため、定量的な評価指標を設定し、進行管理を行います。

重点プロジェクト1 さあ！ みんなで知ろう！ 竜王町の自然

概要	ねらい
田んぼや森、里山における自然観察や生き物調査を町民、地域・団体、事業者等と協働で実施し、竜王町の自然の把握と保全につなげます。 また、調査結果等を踏まえ、竜王町の自然について、まとめ、町広報やHP等で情報を公開するとともに、イベントや公共施設で展示等を実施して広く周知します。	・自然観察や生き物調査の機会を設けることにより、竜王町の自然の状態の把握および竜王町の自然の良さをみんなで再認識。 ・様々な主体が協働で自然観察や生き物調査を行うことにより、環境保全活動を連携して行っていくネットワークを作る。 ・身近な自然を観察し環境の変化や四季を感じることで、次世代に今ある自然を守ろうという意識をより多くの人にもってもらう。

目標値・評価指標		
評価指標	現状	目標
・自然観察会の参加人数合計 (年間)	のべ 141 人(令和5年度)	のべ 300 人(令和 14 年度)

みんなが取り組むこと	
<町民> ・様々な自然観察会や生き物調査に参加します。 ・自然観察会や生き物調査を行うフィールド(所有する田んぼ等)を提供します。	<地域・団体> ・自然観察会や生き物調査を行うフィールド(ホテルの観察場所等)を提供します。 ・自然観察会や生き物調査を企画・実施します。
<事業者等> ・自然観察会や生き物調査を行うフィールド(所有する森林やビオトープ等)を提供します。 ・自然観察会や生き物調査を企画・実施します。	<行政> ・各主体との連携による自然観察会や生き物調査を実施します。 ・実施状況や調査結果のまとめや情報公開を実施します。

概要

様々な環境問題をテーマに、本町の自然、環境学習、環境保全活動、脱炭素化や気候変動対策の課題や改善策を話し合う情報交換会やフォーラム等、一人ひとりが自分ごととして環境について考えることのできる場づくりをすすめます。

ねらい

- ・子どもから大人まで環境について学び、意見交換をしながら、町民の意識改革や行動変容につなげ、環境問題の解決に向けて、町全体で取り組む気運を高める。
- ・様々な課題の共有や連携により、環境学習や環境保全活動の気運を高め、環境学習プログラムの拡充およびまた竜王町の環境や生物多様性の保全、脱炭素化や気候変動対策の拡充につなげる。

目標値・評価指標

評価指標	現状	目標
・フォーラムの参加者（年間）	—	のべ100人(令和14年度)
・情報交換会等を通じた連携により新たに始まる活動や取組等（累計）	—	5つ(令和14年度)

みんなが取り組むこと

<町民>

- ・環境について考える機会に積極的に参加し、生活の中でできることを考えます。
- ・情報交換会やフォーラムにおける話題の提供に協力します。

<地域・団体>

- ・環境について考える機会に積極的に参加し、行っている環境学習や環境保全活動の課題等について考えを共有をします。
- ・情報交換会やフォーラムにおける話題の提供に協力します。

<事業者等>

- ・環境について考える機会に積極的に参加し、事業者としてできることを考えます。
- ・情報交換会やフォーラムにおける話題の提供に協力します。

<行政>

- ・情報交換会やフォーラム等の開催により、町の環境課題等考える場を提供します。

重点プロジェクト3 さあ！ みんなでまわそう！ バイオマス資源

概要	ねらい
竜王町バイオマス産業都市構想を中心に、家畜排せつ物や木質バイオマス等、町内に存在する多様なバイオマス資源を循環させ、最大限活用します。	・耕・畜・工連携によるバイオマス資源の循環により、町全体の脱炭素化や持続可能な生産・流通・消費の推進。

目標値・評価指標		
評価指標	現状	目標
・本町のバイオマス資源の利用率	89%	91%(令和 14 年度)
・バイオガスでの熱生産量	—	4,997,164 kWh/年(令和 14 年度)

みんなが取り組むこと	
<町民> ・家庭等における未利用資源(剪定枝等)の提供します。 ・プロジェクトの産物や副産物である商品や農産物を積極的に購入または活用します。	<地域・団体> ・地域内の未利用バイオマス資源の提供に協力します。
<事業者等> ・事業に関連して発生するバイオマス資源のを供給します。 ・プロジェクトに関わる施設・機械・技術を提供します。 ・プロジェクトの産物や副産物である資源や商品を積極的に購入または活用します。	<行政> ・竜王町バイオマス産業都市構想の進捗状況を管理します。 ・各主体の連携を円滑にすすめるため、竜王町バイオマス産業都市構想推進協議会の設立と会議の開催を行います。

【竜王町バイオマス産業都市構想について】

竜王町ホームページ
「竜王町バイオマス産業都市構想」



重点プロジェクト4 さあ！ みんなでつくろう！ 人にも環境にも優しい脱炭素のまち

概要	ねらい	
竜王町の中心核整備に伴い新設される公共施設、および住宅において再生可能エネルギーの導入や省エネにつながる ZEB 化・ZEH 化を積極的に推進し、快適な屋内環境や防災対策、脱炭素化を合わせたまちづくりをすすめます。 また、利用者に便利で環境に配慮したモビリティの普及も促進します。	・脱炭素につながる取組を竜王町が新たに整備する中心核で推進することにより、確実な二酸化炭素排出削減や気候変動への適応をすすめる。 ・コミュニティーセンター等を環境活動や脱炭素化の取組の拠点にし、様々な人の交流を通じて町全体の環境意識や行動の変容に向けた気運を高める。	
目標値・評価指標		
評価指標	現状	目標
＜中心核整備に伴う取組＞ ・新築の建物への太陽光発電の導入	—	9割(令和 14 年度)
・太陽光発電付きカーポートの設置	—	2か所(令和 14 年度)
・電気自動車の充電スポットの設置	—	新たに3か所(令和 14 年度)
・EV 公用車・EV コミュニティーバス	—	5台(令和 14 年度)
みんなが取り組むこと		
＜町民＞ ・町による脱炭素の取組に対する理解や協力をし、脱炭素化に向けた各種補助金等を積極的に活用しながら家庭の脱炭素化をすすめます。 ・中心核の環境に配慮した公共施設等の積極的な利用をします。	＜地域・団体＞ ・コミュニティーセンター等の公共施設を積極的に利用し、環境活動や脱炭素化の取組の拠点にしています。	
＜事業者等＞ ・中心核整備事業における脱炭素化をすすめるための設備やアイデアを提供します。 ・事業所における環境の取組の紹介等、中心核の公共施設を積極的に活用し、町民への周知や地域との交流を図ります。	＜行政＞ ・町の脱炭素化につながる中心核整備を計画・実行します。 ・中心核において様々な主体の連携が広がっていくために、公共施設の設計、利用方法の設定を工夫します。	

第4章 竜王町地球温暖化対策実行計画



I 地球温暖化対策実行計画の背景・趣旨

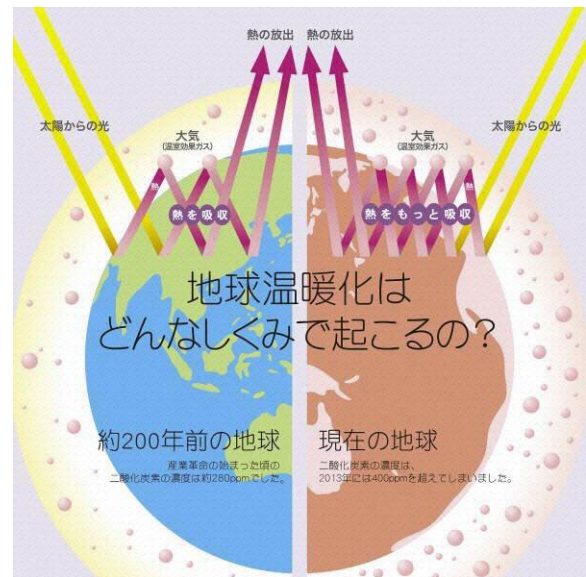
(I) 地球温暖化とは

1) 地球温暖化の仕組み

現在、地球の平均気温は14℃前後ですが、もし大気中に水蒸気、二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスがなければ、マイナス19℃くらいになります。太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地表を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めているため、気温は一定の暖かさを保っています。

近年、特に18世紀後半からの産業革命以降、人類の産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類等の温室効果ガスが大気中に大量に排出され、熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。これが地球温暖化です。

このように温室効果ガスは、生物が地球で暮らす上で欠かせないものですが、増えすぎると地球の熱が宇宙へ放出されにくくなり、地表付近の気温を徐々に上昇させています。



資料：全国地球温暖化防止活動推進センター

2) 地球温暖化の原因

地球温暖化が進行している最も大きな原因の1つは、人間活動によって排出される温室効果ガスの増加です。温室効果ガスの中でも二酸化炭素の排出量が多く、地球温暖化への影響が大きいと考えられています。

二酸化炭素は自然界に存在するものですが、特に化石燃料を燃やすことによってたくさん排出されます。さらに、森林伐採により二酸化炭素を吸収する森林が減少していることも温室効果ガスが増加している一因となっています。

令和3（2021）年に国連（国際連合）の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）（以下「IPCC」という。）」が公表した第6次評価報告書における第1作業部会報告書には、「人間の影響が大気、海洋および陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と明記されています。

人間の暮らしが温室効果を強め、その結果、地球全体の気温を上昇させています。地球温暖化を防ぐためには、人間が温室効果ガスを減らす取組が不可欠です。

3) 気候危機

IPCC第6次評価報告書では、このまま地球温暖化がすすむと、今世紀末には地球の平均気温が最大で約5.7℃上昇すると予測されています。

その影響としては、真夏日・猛暑日の増加、降水と乾燥の極端化等の気候変動、海水温・海面水位の上昇、生物への影響、経済・社会システムへの影響等の懸念があります。

このような危機的な状況を踏まえ、人類の活動に起因する気候の変化を気候危機と呼ぶこともあります。地球温暖化や気候変動の影響は社会や人々の暮らしに大きな影響を及ぼすため、社会全体で対策をすすめていく必要があります。

■2100 年末に予測される日本への影響予測

(温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000 年との比較)

気温	気温	3.5～6.4℃上昇
	降水量	9～16%増加
	海面	60～63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3 倍程度に拡大
	砂浜	83～85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1～1.2 倍に増加
	水質	クロロフィル a の増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失～現在の 7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の 10～53%に減少
食糧	コメ	収穫量に大きな変化はないが、品質低下のリスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の 1%から 13～34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送者数が2 倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約 40%から 75～96%に拡大

資料：全国地球温暖化防止活動推進センターHP(<https://www.jccca.org/>)をもとに作成

全国地球温暖化防止活動推進センター
「地球温暖化の影響予測（日本）」



国立環境研究所 地球システム領域
地球環境研究センター
「ココが知りたい地球温暖化」



(2) 国際的な地球温暖化対策の動向

1) 気候変動枠組条約～京都議定書

平成4（1992）年、国連の総会において「気候変動枠組条約」が採択され、地球温暖化対策に関して世界全体で取り組むことが条約に規定されました。また、同年に開催された国連の地球サミットでは、日本を含む155か国がこの条約に署名しました。

そして、平成9（1997）年には、第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）が日本の京都で開催され、先進国に対する削減目標が規定された「京都議定書」が採択されました。これにより、先進国は、平成20（2008）年から平成24（2012）年までの期間中に平成2（1990）年を基準として少なくとも温室効果ガス排出量5%削減をめざすこととなりました。

2) パリ協定の採択

平成27（2015）年11月から12月にかけて、フランスのパリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

パリ協定では、温室効果ガス排出削減の長期目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つ（2℃目標）とともに1.5℃に抑える努力を追求すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）とすることが盛り込まれました。またこのパリ協定は、先進国と途上国というそれまで固定された二分論を超え、すべての国が参加する国際的な枠組みとして画期的であり、平成28（2016）年に発効しました。

3) IPCC「1.5℃特別報告書」

平成30（2018）年にIPCCより「1.5℃特別報告書」が公表されました。この報告書は、パリ協定が採択されたCOP21での要請により作成されたもので、世界的な気温上昇による影響や温室効果ガス排出に関する経路等の報告や見解が示されています。

この報告書によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、温室効果ガス排出量を令和32（2050）年頃に実質ゼロとすることが必要とされています。

この報告書を受け、世界各国で、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 国内の地球温暖化対策の動向

1) 「京都議定書」と「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定

平成9（1997）年に開催されたCOP3で「京都議定書」が採択されたことを受け、わが国では平成10（1998）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が公布されました。この法律を踏まえ、国における温暖化対策推進の基本的な枠組みが構築されました。

2) 「地球温暖化対策計画」の策定

平成27（2015）年に開催された地球温暖化対策推進本部において、パリ協定に向けて「日本の約束草案」が決定され、温室効果ガスの排出量を令和12（2030）年度に平成25（2013）年度に比べ26%削減することが示されました。

そして、平成27（2015）年のCOP21で採択されたパリ協定を受け、平成28（2016）年に国の「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度に比べ26%削減すること、また、令和32（2050）年度までに80%の温室効果ガスの排出削減をめざすことが目標に掲げられました。

さらに、平成30（2018）年6月には、「気候変動適応法」が公布され、気候変動による影響への適応が推進されることとなりました。

3) 2050年カーボンニュートラル宣言「地球温暖化対策計画」の策定

令和2（2020）年10月、内閣総理大臣の所信表明演説において「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」が宣言されました。この宣言を契機に、同年11月には国会で「気候非常事態宣言」が採択、同年12月には「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定される等、気候変動に対する具体的な方針や施策が打ち出されました。そして、令和3（2021）年に「温対法」が改正され、令和32（2050）年までに日本が脱炭素社会の実現をめざすことが基本理念として法定化されました。この法律の改正に伴い改訂された国の「地球温暖化対策計画」において、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組に関する対策や施策が掲げられ、脱炭素の道筋が示されました。

また、同年に「地域脱炭素ロードマップ」が国・地方脱炭素実現会議により作成され、脱炭素社会に向けて今ある技術を生かした取組の指針が示されました。従来の温室効果ガス削減目標よりもさらに踏み込んだ野心的な目標が定められており、全国の自治体において、これまで以上に脱炭素の取組をすすめていくことが求められています。

ゼロナビしが 子ども向け
「CO2 ネットゼロを学ぼう」



(4) 県の地球温暖化対策の動向

滋賀県では、平成15（2003）年に「滋賀県地球温暖化対策推進計画」を策定し、県全体で地球温暖化対策をすすめてきました。その後、平成21（2009）年に策定された「第三次滋賀県環境総合計画」で「低炭素社会の実現」が目標に掲げられ、環境保全と経済発展が両立した持続可能な滋賀社会の実現に向け、地球温暖化対策がすすめられました。

滋賀県での環境保全に関する代表的な事例としては、滋賀県では「石けん運動」をはじめとした琵琶湖保全をめぐる官民を挙げての取組があり、自分たちの力で地域を良くしてきたという歴史があります。先人たちから受け継がれた自治と連携の精神を次世代に引き継ぐため、令和3（2021）年には滋賀版SDGsとして、「マザーレイクゴールズ（MLGs）」（以下「MLGs」という。）が定められました。このMLGsでは、令和12（2030）年の環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向け、琵琶湖を切り口とした13の目標の達成がめざされています。

このように滋賀県は全国でも先進的な取組を推進しており、国の「2050年カーボンニュートラル」の宣言に先立って行われた「しがCO₂ネットゼロムーブメント・キックオフ宣言」のもと、令和4（2022）年には、「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」を制定し、同年に「温暖化対策」と「エネルギー政策」を一体的かつ効果的・効率的にすすめるため、「低炭素社会づくり推進計画」と「しがエネルギービジョン」を一本化した「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」を策定しました。

先人たちの想いを受け継ぎながら、二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な排出を減らし、森林等の吸収源を確保することで温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を図るとともに、地域や産業の持続的な発展にもつながる「CO₂ネットゼロ社会」の実現に向けた挑戦がすすめられています。

コラム

マザーレイクゴールズ（MLGs）とは



マザーレイクゴールズ（MLGs）とは、持続可能な社会を実現するための琵琶湖を切り口にした13の目標のことです。

琵琶湖の環境を守るだけでなく、琵琶湖とつながる人々の営みを含めて持続可能なものにするための目標が掲げられています。



マザーレイクゴールズ
公式サイト「MLGs WEB」



2 地球温暖化対策実行計画の基本事項

(1) 地球温暖化対策実行計画の位置づけ

地球温暖化対策実行計画には【区域施策編】と【事務事業編】があります。

【区域施策編】とは、「地球温暖化対策推進法」第21条第3項および第4項に基づき、地球温暖化対策の推進のため、本町が区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画です。

【事務事業編】とは、「地球温暖化対策推進法」第21条第1項に基づき、国の「地球温暖化対策計画」に即して、行政が実施する事務および事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化等の取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減等のための措置に関する計画です。

また、国の「地球温暖化対策計画」（令和3年10月策定）および県の「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」（令和4年3月策定）と十分整合を図り、国や県が定めている二酸化炭素排出削減の中期目標年度である令和12（2030）年度に目標を設定します。

【区域施策編】は本町の上位計画にあたる第六次竜王町総合計画および前章の基本目標3「地球環境 ～地球温暖化対策をすすめよう～」をふまえた地球温暖化対策に関する実行計画と位置付けます。

(2) 地球温暖化対策実行計画の対象範囲

【区域施策編】：町全域を対象範囲とします。

【事務事業編】：行政のすべての事務および事業を対象とします。

■【事務事業編】の対象となる公共施設（令和5（2023）年12月末時点）

区分	施設分類	具体的な施設
公共施設	文化系施設	公民館（公民館別館）
	社会教育系施設	図書館
	スポーツ・レクリエーション系施設	妹背の里、道の駅竜王かがみの里、農林公園施設、武道交流会館、農村運動広場、社会体育施設備品収納器具庫
	産業系施設	農村環境改善センター、農村女性の家、田園資料館、地域産業研修センター、シルバーワークプラザ、勤労福祉会館、滋賀竜王工業団地管理棟
	学校教育系施設	竜王小学校、竜王西小学校、竜王中学校、学校給食センター
	子育て支援施設	竜王こども園、竜王小学校区学童保育所、竜王西小学校区学童保育所
	保健・福祉施設	保健センター、福祉ステーション、鵜川ふれあいプラザ、岡屋ふれあいプラザ、弓削ふれあいプラザ、鏡ふれあいプラザ
	医療施設	あえんぼクリニック、歯科診療所
	行政系施設	総合庁舎、防災センター、消防車庫（川守）、水防資機材倉庫・積載車庫（鏡）、コミュニティ消防センター（鵜川）、地域防災拠点施設および水防備蓄倉庫（山之上）、北東部地区防災拠点施設（弓削）、消防車庫・防災倉庫、西部地区防災拠点施設（岡屋）
	その他	公用車庫および倉庫（3か所）

■【事務事業編】の対象となるインフラ設備（令和5（2023）年12月末時点）

区分	分類	具体的な施設
インフラ設備	道路・橋梁	町道、農道、林道、橋梁
	上下水道	管きょ、配水池、ポンプ場
	下水道	管きょ、殿村地区処理施設、山中地区処理施設
	公園	総合運動公園（ドラゴンハット、ドラゴンスポーツセンター、スポーツジム、ボルダリングジム等）
	その他のインフラ	ため池 他

（3）地球温暖化対策実行計画における対象とする温室効果ガス

本計画は、地球温暖化対策推進法が対象とする7種類のうち、排出量の多くを占める二酸化炭素を対象とします。

■地球温暖化対策推進法で対象とされている7つの温室効果ガス

No.	ガスの種類
1	二酸化炭素（CO ₂ ）
2	メタン（CH ₄ ）
3	一酸化二窒素（N ₂ O）
4	ハイドロフルオロカーボン（HFC）のうち政令で定めるもの
5	パーフルオロカーボン（PFC）のうち政令で定めるもの
6	六フッ化硫黄（SF ₆ ）
7	三フッ化窒素（NF ₃ ）

3 竜王町全域における温暖化対策【区域施策編】

(1) 二酸化炭素排出量の現状と削減目標

1) 二酸化炭素の排出状況

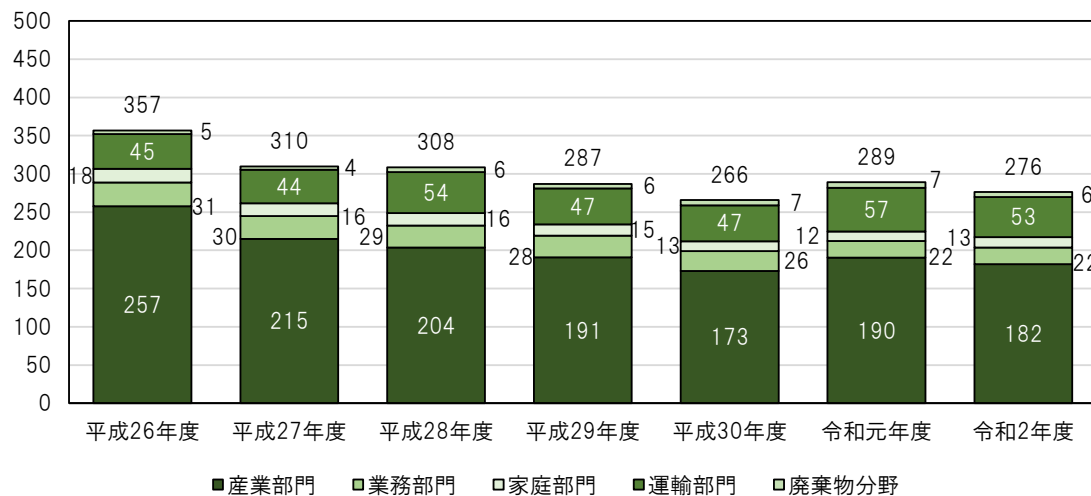
① 町全域の二酸化炭素排出量

本町における二酸化炭素排出量は、平成26（2014）年度の357千t-CO₂をピークに減少に転じ、令和2（2020）年度現在では276千t-CO₂まで減少しています。

令和2（2020）年度の二酸化炭素排出量のうち約7割が産業部門からで、産業部門の排出の占める割合が高くなっています。

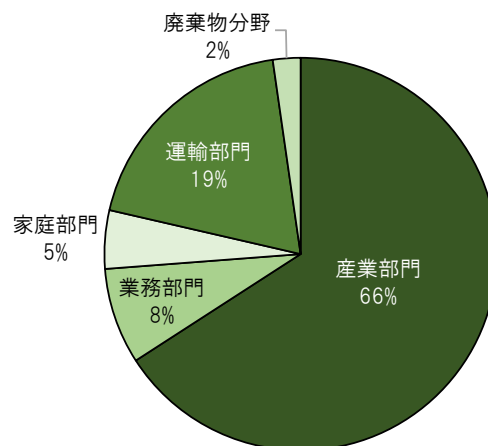
■ 町全域の二酸化炭素排出量の推移

(千t-CO₂)



資料：滋賀県「市町別二酸化炭素排出量」

■ 部門別二酸化炭素排出割合

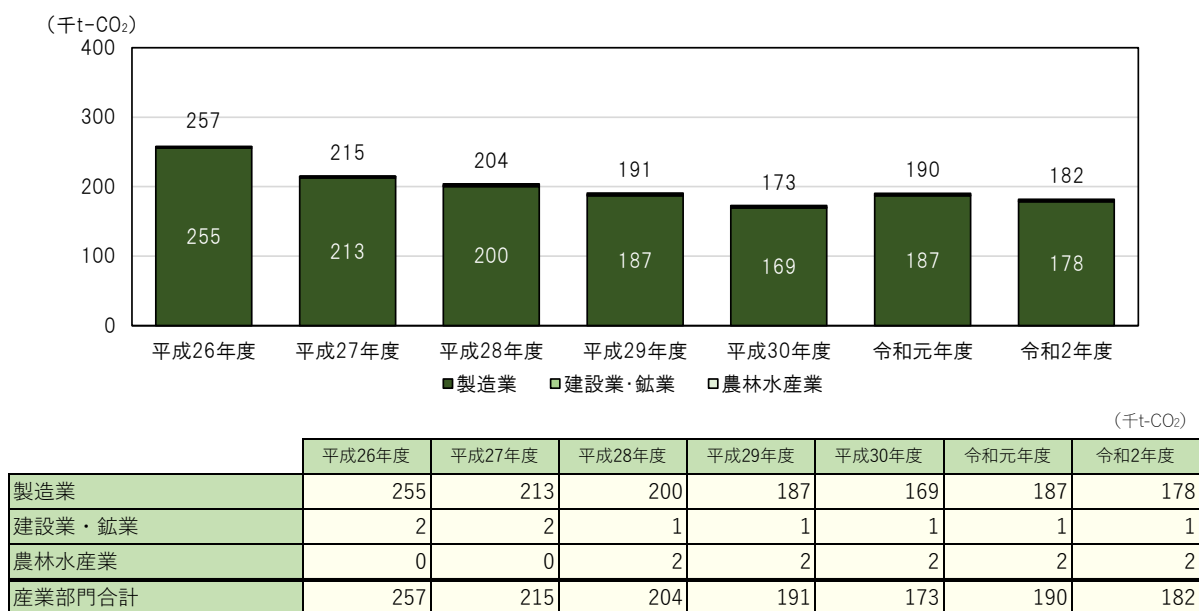


資料：滋賀県「市町別二酸化炭素排出量」

②部門別の二酸化炭素排出状況

令和2（2020）年度の産業部門の排出量のうち、製造業は97.9%、建設業・鉱業は0.7%、農林水産業は1.3%でした。産業部門の二酸化炭素排出量は、どの年も製造業が95%以上を占めています。

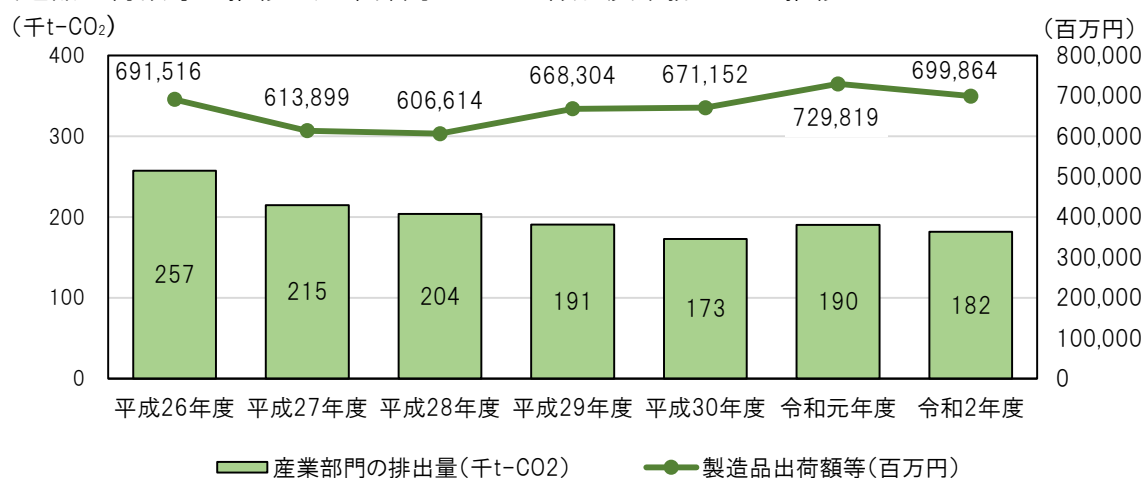
■産業部門の二酸化炭素排出量の推移



資料：滋賀県「市町別二酸化炭素排出量」

製造品出荷額は平成28（2016）年度を底として、概ね増加傾向で推移しています。一方で、排出量は増減を繰り返しながら緩やかに減少しています。製造品出荷額あたりのエネルギー消費量が減少したことや、電力の消費量あたりの排出量（排出係数）が減少したこと等の要因によるものと考えられます。

■製造品出荷額等の推移と産業部門からの二酸化炭素排出量の推移



資料：滋賀県「市町別二酸化炭素排出量」

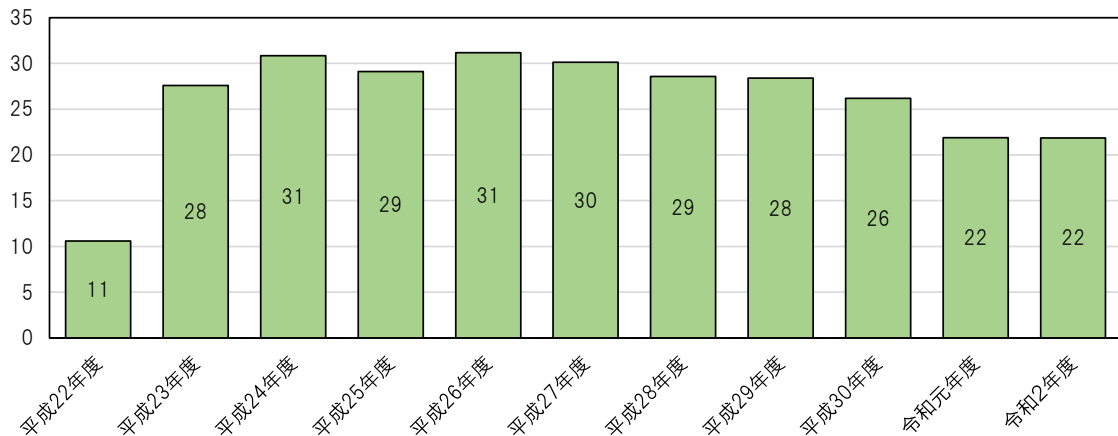
※製造品出荷額等は環境省「自治体排出量カルテ」

業務部門は、町内の事業所やビル、商業・サービス施設に加えて、本町の事務事業（公共施設等）からの排出が含まれております。

業務部門からの二酸化炭素排出量は平成26（2014）年度以降、概ね減少傾向で推移しています。

■業務部門の二酸化炭素排出量の推移

（千t-CO₂）



資料：滋賀県「市町別二酸化炭素排出量」

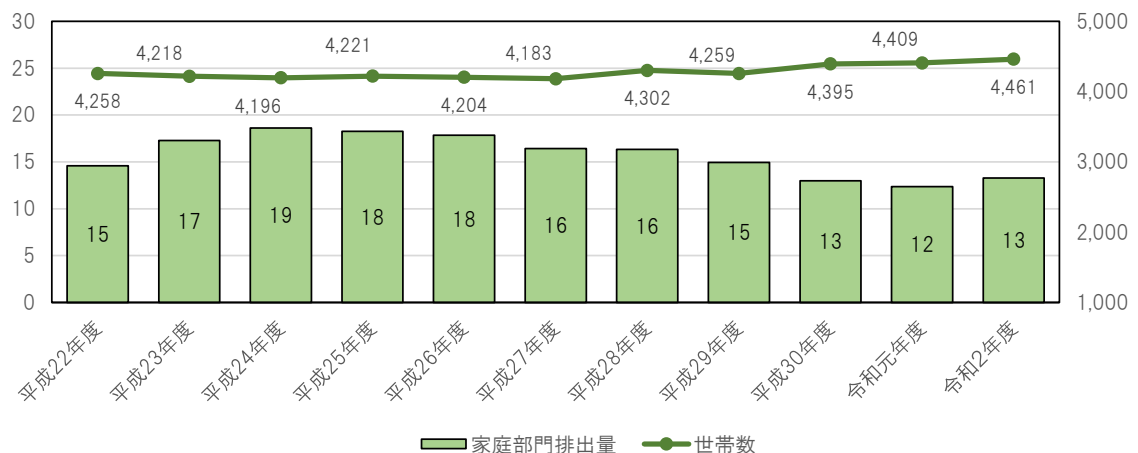
家庭部門は、平成26（2014）年度以降、概ね減少傾向で推移しています。

世帯数は増加しているものの、電力消費量あたりの排出量（排出係数）の減少、省エネルギー機器の普及等、様々な要因によるものと考えられます。

■家庭部門の二酸化炭素排出量の推移

（千t-CO₂）

（世帯）



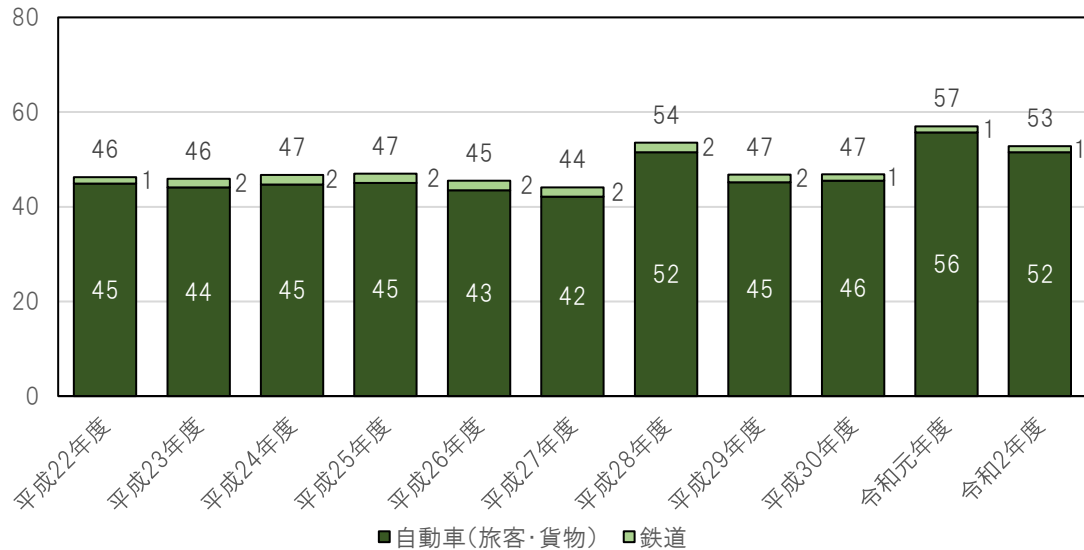
資料：滋賀県「市町別二酸化炭素排出量」

※世帯数は環境省「自治体排出量カルテ」

運輸部門は、自動車（旅客、貨物）からの排出量が95%以上を占めており、概ね横ばいで推移していましたが、近年はやや増加傾向となっています。

■運輸部門の二酸化炭素排出量の推移

(千t-CO₂)



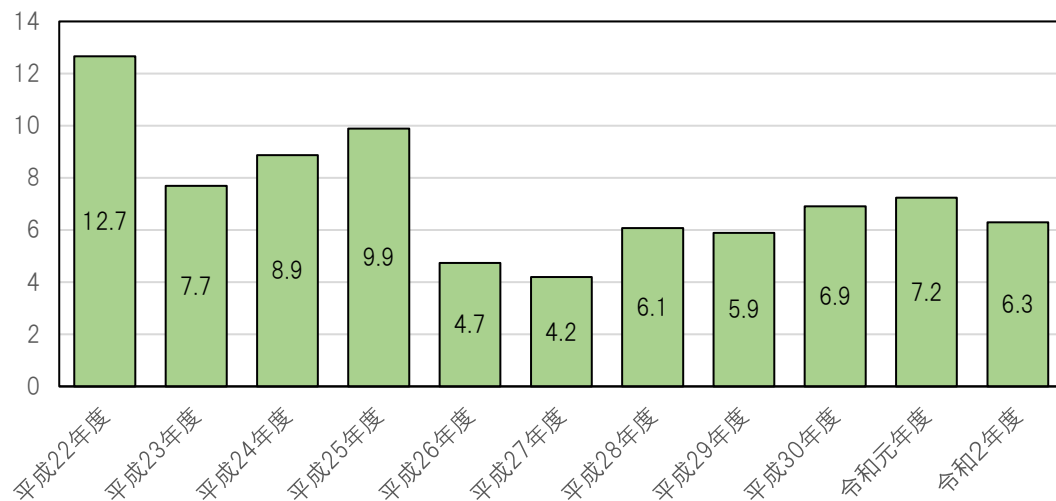
資料：滋賀県「市町別二酸化炭素排出量」

廃棄物部門は増加傾向で推移しており、これまですすめてきたごみの分別・資源化の取組をより一層推進する必要があります。

平成23（2011）年度および平成26（2014）年度には二酸化炭素排出量が大きく減少しており、産業廃棄物の処理場所や処分方法の変化に起因すると考えられます。

■廃棄物部門の二酸化炭素排出量の推移

(千t-CO₂)



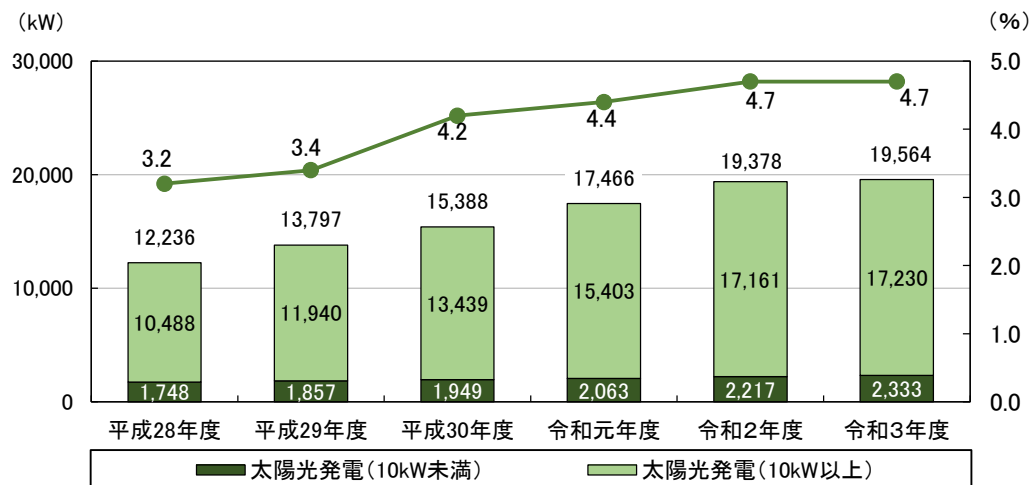
資料：滋賀県「市町別二酸化炭素排出量」

2) 再生可能エネルギーの状況

①再生可能エネルギーの導入状況

本町における再生可能エネルギーはすべて太陽光発電によるものであり、その導入容量は増加傾向にあります。令和3（2021）年度時点での導入容量は19,564kWとなっており、約9割が10kW以上の太陽光発電施設となっています。

■再生可能エネルギーの導入容量※累積の経年変化



資料：環境省「自治体排出量カルテ」

※上のグラフは、FIT 制度で認定された設備のうち買取を開始した設備の導入容量を記載しています。そのため、それ以外の再生可能エネルギー設備は、本資料の値に含まれません。それ以外の再生可能エネルギー設備は、具体的には以下の設備があります。

- 発電した電気を自家消費で活用する設備（余剰電力を売電しない設備）
- FIT 制度開始以前に導入され FIT 制度への移行認定をしていない設備
- FIT 制度に認定されていても買取を開始していない設備

【FIT（固定価格買取制度）とは】

FIT（Feed-in Tariff）とは、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のことです。

FIT を活用することで、事業者等や個人が再生可能エネルギーで発電した電力を、一定の期間、一定の価格で電力会社が買い取ってくれます。

②再生可能エネルギーによる発電量

町内の再生可能エネルギーによる令和3（2021）年度の発電電力量は25,592MWh/年で、内訳は10kW未満の太陽光発電が約1割、10kW以上が9割となっています。

今後、10kW未満の設備について、卒FIT等も踏まえ、これらの電力を地域循環させる地域内電力マネジメント機能の構築が課題となります。

また、再生可能エネルギーによって町内の電気使用量（令和3年度実績）の4.7%を賄っている計算になります。ただし、対消費電力FIT導入比をみると、県内の自治体の中で最も低くなっています。

■町内の再生可能エネルギーの導入状況（令和3（2021）年度）

導入状況（令和3（2021）年度）	設備容量※1 (kW)	発電電力量※2 (MWh/年)
太陽光発電（10kW 未満）	2,333	2,800
太陽光発電（10kW 以上）	17,230	22,792
風力発電	0	0
水力発電	0	0
地熱発電	0	0
バイオマス発電	0	0
再生可能エネルギー合計	19,563	25,592
区域の電力使用量		544,624
対消費電力 FIT 導入比		4.7%

資料：環境省「自治体排出量カルテ」

※1 設備容量(kW)とは、発電システムがどれだけ発電できるかを示した指標

※2 発電電力量(MWh)とは、1時間あたりの発電量です。上記表は、令和3年度表記であり、年間発電電力量[MWh/年]として
算出年間発電電力量[kWh/年]=定格出力[kW]×設備利用率[%]×24[時/日]×365[日/年]

■滋賀県内の自治体における再生可能エネルギーの導入状況 令和3（2021）年度

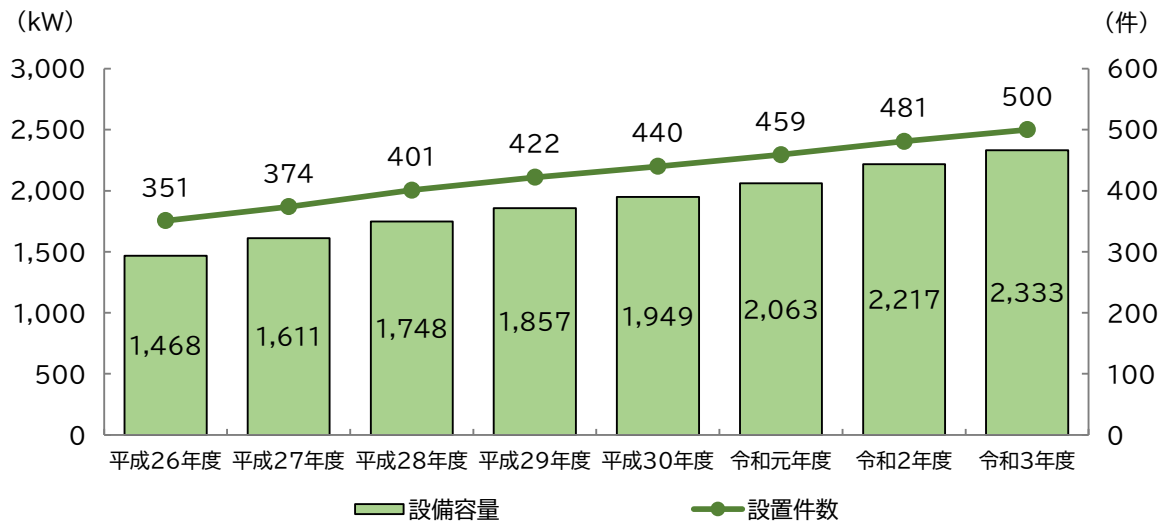
	太陽光 (kW)			水力 (kW)	バイオマス (kW)	再生エネ合計 設備容量 (kW)	発電電力量 (MWh)	対消費電力 FIT導入比
	10kW未満	10kW以上	小計					
大津市	45,087	56,878	101,965	0	2,085	104,050	143,957	8.1%
彦根市	19,045	54,440	73,485	0	0	73,485	94,867	9.7%
長浜市	16,040	39,667	55,707	36	25	55,768	72,084	8.6%
近江八幡市	15,557	28,777	44,334	35	495	44,864	60,389	11.6%
草津市	20,542	21,647	42,189	0	1,550	43,739	64,149	5.2%
守山市	16,921	10,883	27,804	0	1,420	29,224	44,654	8.5%
栗東市	13,237	16,210	29,447	0	620	30,067	41,673	7.4%
甲賀市	18,219	136,407	154,626	0	0	154,626	202,298	19.5%
野洲市	9,774	17,390	27,164	0	0	27,164	34,733	7.8%
湖南市	10,545	21,638	32,183	0	0	32,183	41,277	7.4%
高島市	4,958	62,955	67,913	0	0	67,913	89,224	33.5%
東近江市	22,629	103,884	126,513	0	0	126,513	164,571	19.1%
米原市	5,975	24,340	30,315	1,112	3,550	34,976	70,086	14.9%
日野町	3,846	39,539	43,385	0	1,176	44,562	65,158	19.5%
竜王町	2,333	17,230	19,563	0	0	19,564	25,592	4.7%
愛荘町	5,034	21,584	26,618	0	0	26,619	34,593	21.0%
豊郷町	1,415	4,577	5,992	0	0	5,992	7,752	17.9%
甲良町	910	7,307	8,217	0	0	8,217	10,757	18.1%
多賀町	1,588	8,789	10,377	0	0	10,377	13,531	7.8%

資料：環境省「自治体排出量カルテ」

③太陽光発電設備の設置状況

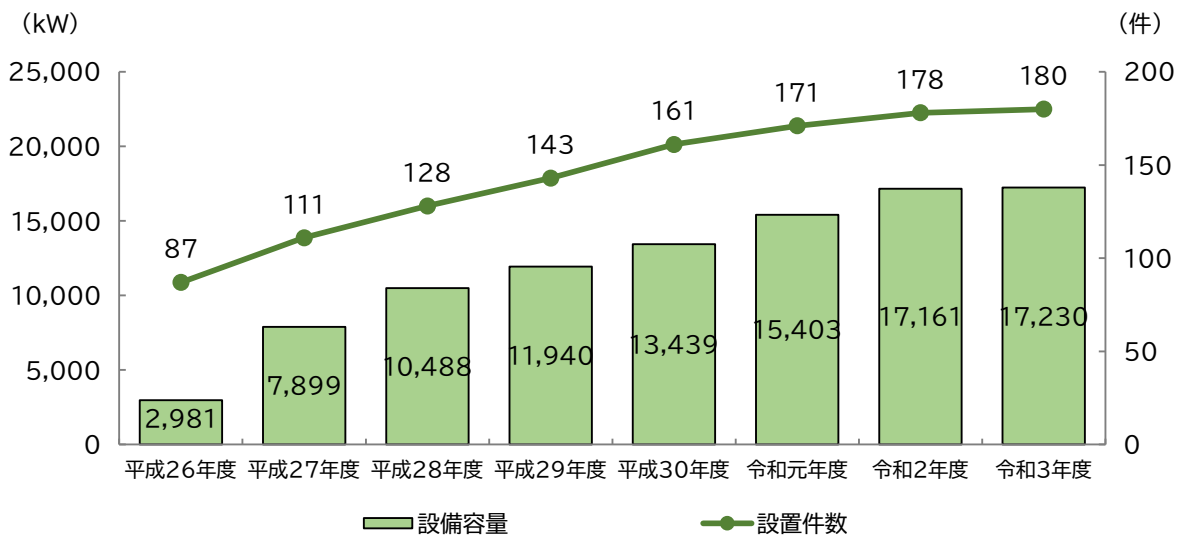
太陽光発電については、令和3（2021）年度時点で10kW未満の累積設置件数は500件、設備容量は2,333kW、10kW以上の設置件数は180件、設備容量は17,230kWとなっています。平成26（2014）年度と比較し、10kW未満で設置件数は1.42倍、設備容量は1.59倍、10kW以上で設置件数は2.07倍、設備容量は5.78倍となっています。

■太陽光発電設備（10kW 未満）の設置件数と設備容量の推移



資料：環境省「自治体排出量カルテ」

■太陽光発電設備（10kW 以上）の設置件数と設備容量の推移



資料：環境省「自治体排出量カルテ」

④本町の再生可能エネルギーのポテンシャル

環境省の再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）から、本町における再生可能エネルギー（電力）の導入ポテンシャルを年間発電電力量でみると、太陽光土地系が最も高く、次いで太陽光建物系、陸上風力の順になっています。

太陽光土地系では、いわゆるメガソーラー等のほか、営農中の経営耕地にソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）装置を設置するケース等が想定されます。

太陽光建物系では、公共施設、学校、事業所等への太陽光発電設備や蓄電池等の導入、住宅のZEH化、ビルのZEB化等が想定されます。

中期（令和12（2030）年度）、長期（令和32（2050）年度）の目標にあわせて、例えば、公共施設、学校、事業所等への太陽光発電設備の導入を検討する必要があります。

また、陸上風力のポテンシャルは示されているものの、本町が誇る豊かな森林を切り開くこと、災害、公害等の懸念があること等を勘案し、慎重に検討することが求められます。

なお、環境省の再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）ではバイオマス等の導入ポテンシャルは数値化（賦存量のみ掲載）されていませんが、地域の事情に応じて長期的な視野での検討が必要となります。

■本町における再生可能エネルギー等の導入ポテンシャル（令和5年（2023年）4月現在）

	設備容量 (MW)	年間発電電力量 (MWh/年)		年間熱量 (GJ/年)
太陽光建物系	113	149,794	太陽熱	222,554
太陽光土地系	142	188,204	地中熱	1,014,610
太陽光小計	255	337,998	再生可能エネルギー (熱) 計	1,237,164
陸上風力	61	143,259		
中小水力河川	0	0		
地熱（低温バイナリー）	0	0		
再生可能エネルギー (電力) 計	316	481,257		

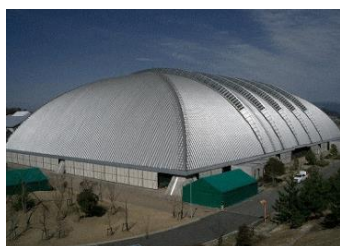
資料：環境省再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）

コラム

太陽光発電の発電量はどのくらい？

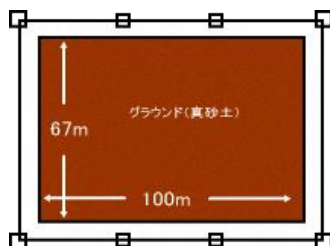
太陽光発電の発電量は、約 1ha の面積で約 1,000kW（1MW）が発電できるイメージです。例えば、ドラゴンハットのグラウンド（約 0.67ha）1 個分の面積で太陽光発電を行うとすると、約 670kW 分の太陽光発電設備を設置することができます。これは、1 世帯あたり約 4kW 設置できるとすると、約 170 世帯分の発電設備になります。

【防風パネル設置時のドラゴンハット】



資料：竜王町地域振興事業団サイト、図「ドラゴンハット」

【グラウンド面積】

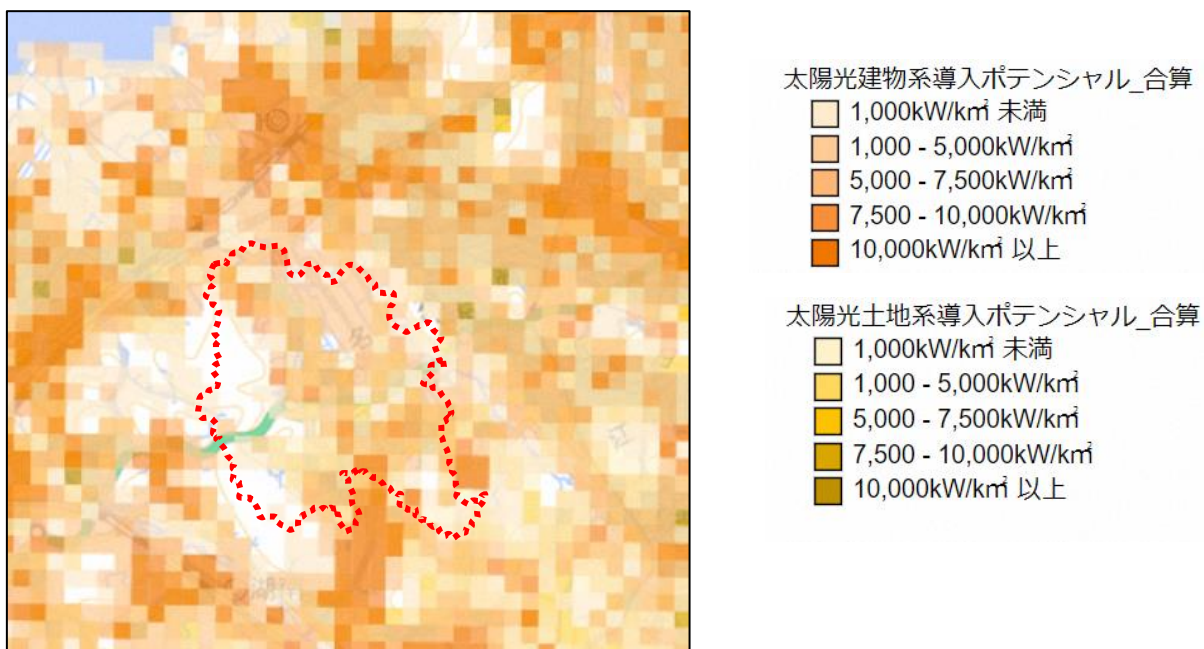


資料：環境省

■太陽光発電の特性・課題等

項目	内容
システム概要	太陽光発電は、シリコン半導体等に光があたると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方法。
技術性	・ 実用段階。
主な課題等	・ 「導入コスト」「管理コスト」「技術面」の課題に対応する必要がある。 ・ 住宅等については令和元（2019）年度から、FIT 制度による買取期間が満了する住宅用太陽光発電施設が、電力会社との高価格での契約が終了となるため、その後の発電継続や適切なメンテナンス等が懸念される。 ・ 現状は導入件数（住宅用：10kW 未満）が伸び悩んでいる。 ・ 太陽光パネルの耐用年数は 20～30 年とされており、将来的なパネルの大量廃棄への対応が課題。 ・ リユース、リサイクルの技術開発もすすめられており、環境に負荷をかけない適切な処理に向けた制度面・技術面での取組が課題。

【太陽光：地図】

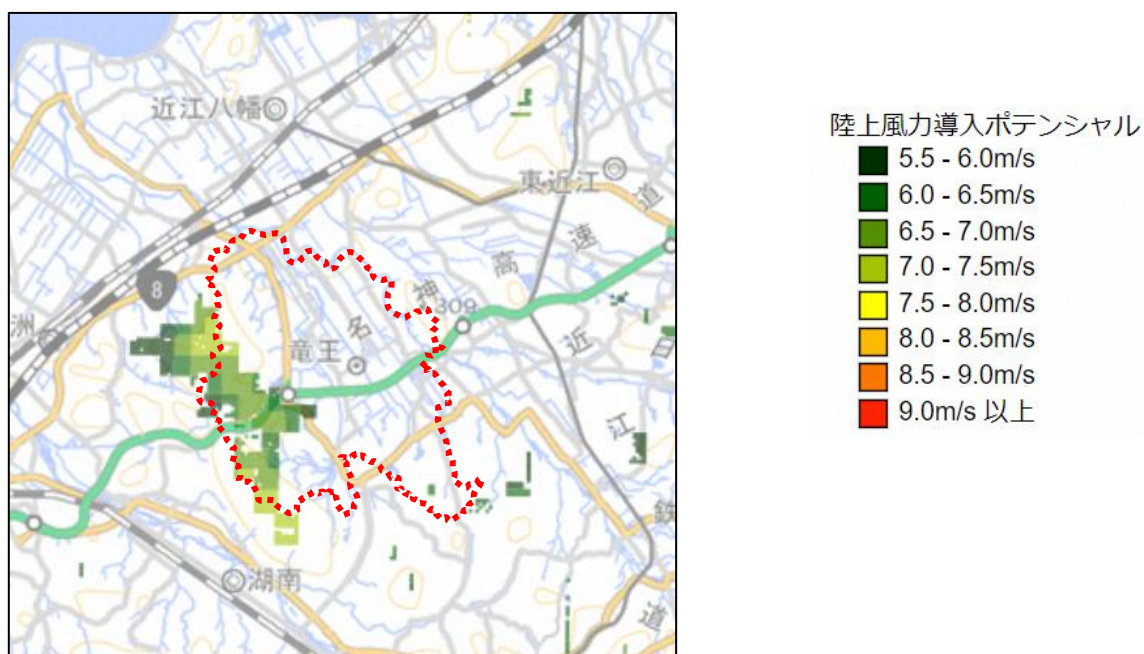


資料：環境省再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）

■風力発電の特性・課題等

項目	内容
システム概要	風力発電は、「風」の運動エネルギーでブレード（風車の羽根）を回転させることで動力エネルギーに変換し、これを発電機に伝えて発電する。
技術性	・ 実用段階。
主な課題等	・ 発電には 5.5m/s の風速が必要とされている。 ・ 設置検討箇所が、居住地域等住民生活と切り離された地域であれば、FS 調査（実行可能性調査）に時間がかかることや景観への配慮、鳥への影響等を考慮した検討がすすめられるが、居住地域の上手に適地がある場合は、土砂災害や騒音、低周波振動による住民への健康の影響等、あらゆる懸念点を慎重に検討する必要がある。また、住民の同意が得られないケースも多い。 ・ 風車設置後の景観への配慮が必要とされる。 ・ 日本は風力発電分野への着手が遅れたことで、事業者等は海外メーカーが主となっており、導入や修理費用がかさむ状況にある。近年徐々に国内製の風力発電機も登場している。

【風力：地図】

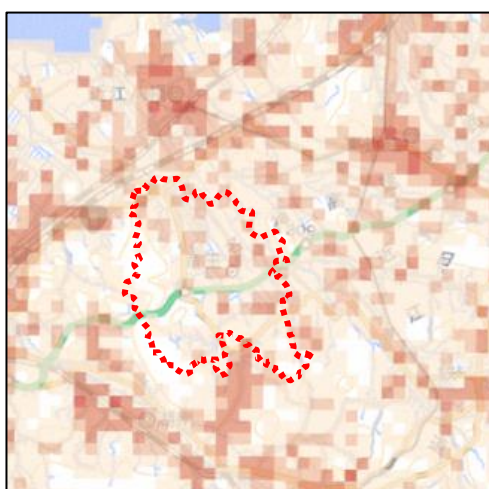


資料：環境省再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）

■太陽熱・地中熱の熱利用の特性・課題等

項目	内容
システム概要	・太陽熱発電は太陽熱を利用し、集熱装置によって内部の水を温め、発生した水蒸気によってタービンを回して発電をする。 ・地中熱とは、浅い地盤に存在する低温の熱エネルギー。地中熱利用は、外気温に対して夏は冷たく冬は暖かい地中の温度差を利用し、ヒートポンプシステムによる冷暖房や給湯に利用したり、地中の温水を直接産業等に利用する等の活用がある。
技術性	・実用段階。
主な課題等	・地中熱ヒートポンプによる冷暖房システムへの活用についても、コスト面が導入の課題となっており、家庭等での利用はこれからの課題となっている。 ・近年では工場や商業施設等での冷暖房・給湯システムへの利用が広がりつつあり、将来的に利用拡大を背景とした低コスト化や技術革新がすすめば、安定して利用できる再生可能エネルギーとして活用がすすむ可能性がある。

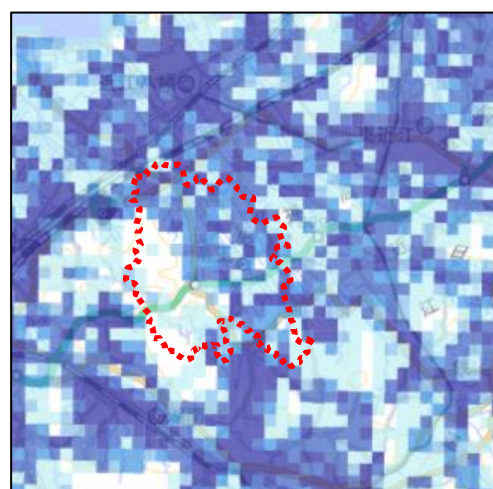
【太陽熱：地図】



太陽熱導入ポテンシャル

10TJ/年・km ² 未満
10 - 20TJ/年・km ²
20 - 50TJ/年・km ²
50 - 100TJ/年・km ²
100TJ/年・km ² 以上

【地中熱：地図】



地中熱導入ポテンシャル

5TJ/年・km ² 未満
5 - 10TJ/年・km ²
10 - 20TJ/年・km ²
20 - 50TJ/年・km ²
50TJ/年・km ² 以上

資料：環境省再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）

【参考】バイオマスエネルギーの活用

■木質バイオマス発電の特性・課題等

項目	内容
システム概要	- 原料は、間伐材、製材工場残材、林地残材、建築廃材等。 〔木質バイオマス発電〕 - 燃料さえ安定的に供給できれば24時間発電することができる。 - 平成27（2015）年度からFIT制度の買取価格に、新たに木質バイオマスの小規模枠が設けられ、事業化が困難とされた小規模発電の導入例が増えている。 〔木質バイオマス熱利用〕 - 木質バイオマス発電におけるエネルギー変換効率は、蒸気タービンの場合、通常20%程度だが、熱利用では80%以上を得ることが可能。 - 熱利用や熱電併給は、薪、ペレット等を利用した初期投資の比較的少ない小規模な施設においても実現可能。 □木質バイオマスの発電利用と熱利用の比較 森林由来の木質バイオマスのみを燃料として利用する場合、1 haあたりの総搬出量100m³のうち半分を燃料用に供給すると仮定すると、20年間で必要な森林面積は、5,000kW発電（7万t/年使用）なら35,000haの面積となる。一方、公共施設等での熱利用の規模で2,000t/年を利用するなら20年間で1,000haですむ計算となる。熱利用の場合、数万m³の素材生産が従来行われている地域であれば、林業事業者にとっては従来の生産体制にプラスアルファする、又は段階的に生産基盤を整えていくことで対応が可能と考えられる。
技術性	実用段階。
主な課題等	- 燃料を要する木質バイオマス発電は、燃料の安定確保や発電コストの7割を占める燃料費負担が課題。このため、新設されるバイオマス発電所は、コストの安い輸入原料を中心に使った大型発電所と、熱電併給型の小型発電所に二極化する傾向にある。 - 輸入ペレットやパームヤシ殻等の輸入木質バイオマス等の利用については、原料の製造から最終的な燃料利用に至るまでの温室効果ガスの総排出量の削減効果に関する懸念の声が生じている。

■その他のバイオマス利用の特性・課題等

項目	内容
システム概要	〔バイオガス発電〕 - 家畜の糞尿や食品廃棄物、木質廃材等の有機性廃棄物からバイオガスを生成、それを燃やして発電する方法。 - 直接燃焼するわけではないため、CO₂の排出量が抑えられ、ガスを作った原料の残りは肥料として二次利用も可能なことから、“循環型”再生可能エネルギーと呼ばれている。
技術性	実用段階。
主な課題等	- 施設を建設するための事業費が高額である。 - 集約型の施設建設を行う場合は、地元住民の理解等多くの調整が必要。 - 認知度が低く他の再生可能エネルギーに比べ導入事例が少ない。 - 原料の回収方法への懸念。 牧場や生産工場の敷地内に設置できれば比較的楽に原料を回収・運搬できるが、離れた場所に設置する場合は運搬業者の手配等検討が必要。

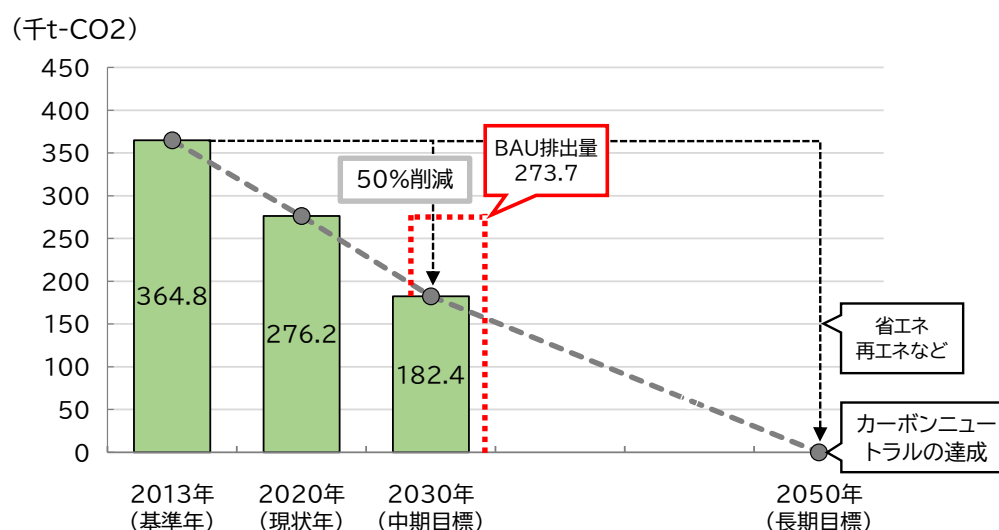
3) 町全域の二酸化炭素排出量削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で、温室効果ガス排出量を46%削減するとしています。また、滋賀県の「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」では、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で、温室効果ガス排出量を50%削減するとし、長期的な目標として令和32（2050）年の温室効果ガスの排出量実質ゼロをめざすことを表明しています。

本町においても、持続可能なまちを実現するために、令和32（2050）年までにカーボンニュートラルを実現することを見据え、令和12（2030）年度までに二酸化炭素排出量を平成25（2013）年度比で50%削減することを目標とします。

【区域施策編】の目標 令和12（2030）年度	令和12（2030）年度の竜王町域の二酸化炭素排出量を平成25（2013）年度比で50%削減
長期目標 （2050年度）	二酸化炭素排出量実質ゼロ実現

■本町の二酸化炭素排出量削減ロードマップ



※BAUとは（Business as Usual）の略で、2020年（現状年）付近の対策のままで2050年（長期目標）まで推移すると想定したシナリオのことです。

■本町から削減する二酸化炭素排出量の目標値の設定について

項 目	内 容
2013年（基準年）の排出量	2013年度の各部門別の排出量
電力排出係数による削減	2013年度の電力排出係数（0.516kg-CO ₂ /kWh）に対し、2030年度における国全体の目標値（0.250kg-CO ₂ /kWh）を達成した場合の削減量を算出
国・県・町の連携による削減	「滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進計画」に示された国・県の対策削減量を活動量（出荷額、従業者数、世帯数、自動車保有台数等）で按分し、町の削減量を算出
町独自の取組による削減	町内での独自の取組が必要となる追加削減量を試算 2013年（基準年）の排出量から、「電力排出係数による削減」「国・県・町の連携による削減」を差し引いた削減量

■部門・分野ごとの目標案

部門	単位	2013 年 (基準年) の排出量	電力排出 係数による 削減	国・県・町の 連携による 削減	町独自の 取組による 削減	2030 年度 排出量 目標値
産業	千 t-CO ₂	260.5	▲85.6	▲41.4	▲3.2	130.3
業務その他	千 t-CO ₂	29.1	▲10.4	▲4.7	▲2.3	11.6
家庭	千 t-CO ₂	18.3	▲6.9	▲2.9	▲2.5	6.0
運輸	千 t-CO ₂	47	▲2.0	▲8.9	▲5.5	30.6
廃棄物	千 t-CO ₂	9.9	0.0	0.0	▲5.9	4.0
合計	千 t-CO ₂	364.8	▲104.9	▲57.9	▲19.4	182.5

コラム

本町の主な企業の地球温暖化に係る取組

本町においても様々な企業が地球温暖化に取り組んでいます。

	環境に関する基本方針等	脱炭素に関する取組
製造業 A 社 CO₂ 排出削減目標 <2030> 35%削減 (2013 年度比) <2050> 2035 年に 「生産カーボ ンニュートラ ル」実現	○「環境の取組＝企業が持続するた めの経営戦略」の考え方 ○環境マネジメント (ISO14001 EMS) を基盤に「低炭素社会」「循 環型社会」「自然共生社会」をめざ す ○2022 年「カーボンニュートラル 推進室」を生産管理部内に設置 ○生産分野：「SSC (シンプル、スリ ム、コンパクト) の追求による徹 底した省エネ化」「革新技術の開 発と織込み」「再生可能エネルギ ーの活用」の 3 つのテーマに重点 を置く	○SSC の追求による徹底した省エ ネ化 (工場内の電力の使用量をリ アルタイムで「見える化」し、エ ネルギー使用の無駄排除と改善 に向けた取組を推進) ○革新技術の開発と織込み (塗装工 程でのドライブースの空調リサイ クル) ○再生可能エネルギーの活用 (竜王 町の近江牛飼育の糞尿からバイ オガスエネルギーを取り出し、熱 源として活用するバイオガス生 産プロジェクト)
製造・供給業 B 社 CO₂ 排出削減目標 <2030> 2029 年度 までに 46%削減 (2013 年度比)	○中期経営計画とマテリアリティ に対する取組を一体としたマネ ジメントを行う ○指標 (KPI) を設定の上、PD CA を回し、ESG 経営を加速 <具体的な取組> ◇気候変動への適応・緩和 (自然災 害・異常気象のモニタリング製 品・サービスの強化) ◇サステナビリティ貢献製品 売 上高比 50% (達成)、売上高比 70% (2030 年)	○脱炭素への取組：生産設備のエネ ルギー効率向上 <具体的な取組> ◇フォークリフトの電動化 ◇省電力モーターへの置換 ◇各種生産設備の生産性向上 ◇各生産設備駆動エネルギー の電動化 ◇温調装置の熱源変更

		環境に関する基本方針等	脱炭素に関する取組
製造業 C 社		○気候変動への対応等の地球環境保全への取組を重要課題に掲げ、持続可能な社会の実現に貢献 ＜行動指針＞ ◇製品のライフサイクル全体で、エネルギー消費削減等の環境負荷低減 ◇気候変動への対応、廃棄物削減、資源の再利用及び有害化学物質の削減等により、環境保全に取り組む ◇環境保全に関する法令及び当社グループとして同意した要求事項を遵守 ◇PDCA サイクルを回し、環境マネジメントシステムの継続的な改善を図る ◇環境保全に対する意識の向上を目的として、当社グループの全従業員に対して適切な教育を行う	○空調の見直しや設備の運用の見直し」等の省エネ対策 （2021 年度と 2022 年度比較で 174t の二酸化炭素排出削減） ○所内の全照明に LED を採用 ○社内掲示板システムで消費状況の開示することで、省エネ行動の啓発 ○社有車をハイブリッド車に更新することで走行時の CO2 排出量の抑制 ○自動販売機設置台数の削減により待機消費電力の削減
CO ₂ 排出削減目標			
<2030> 30%削減 (2018 年度比)	<2050> 100%削減 (2018 年度比)		
運送業 D 社		○持続可能な地球、そして地球環境の保全のため、脱炭素社会への貢献をする（SDGs 宣言）	○CO ₂ 排出量の削減 ○効率的な運用 ○再生タイヤの使用「トータルパッケージプラン」 ○社屋内照明の LED 化 ○太陽光発電の導入
CO ₂ 排出削減目標			
目標なし	目標なし		
製造・サービス業 E 社		○地球へのやさしさを重視した事業活動でお客様の「環境競争力」に貢献 ＜削減項目＞ ○省エネ活動によるエネルギー削減 2030 年度目標 原油換算(kl)/工場売上高 0.3245 ○古紙リサイクル量の削減 2030 年度目標 排出量(t)/工場売上高 0.340 ○産業廃棄物量の削減 2030 年度目標 廃棄物量(t)/工業売上高 0.018	○生産工程の管理徹底、資源ロスおよびエネルギーロスの改善 ○設備更新時における省エネルギー機器の導入 ○社員教育の実施、節電等、省エネ推進
CO ₂ 排出削減目標			
目標なし	目標なし		
製造・販売業 F 社		○脱フロン・低炭素社会の早期実現のため、環境に配慮した取組を実施 ○2050 年までにごみゼロ工場をめざす	○食品残渣を堆肥化 ○ボイラーをヒートポンプ式等への変更を検討中
CO ₂ 排出削減目標			
目標なし	目標なし		

(2) 町全域における温暖化対策【区域施策編】の取組

1) 施策体系

【基本目標】

地球温暖化対策をすすめよう

【基本施策1】
脱炭素社会の形成

【取組】

- ・省エネルギーと環境に配慮した交通の推進
- ・再生可能エネルギーの導入促進
- ・地域資源を活用した二酸化炭素吸収源対策
- ・脱炭素ライフスタイルに向けた意識改革・行動変容の実現

【基本施策2】
気候変動への適応

【取組】

- ・気候変動の影響に関する情報収集・情報提供
- ・気候変動に適応したまちづくり

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

2) 町全域における温暖化対策【区域施策編】の施策内容

町全域における温暖化対策【区域施策編】の施策内容は、第3章の基本目標3 地球環境～地球温暖化対策をすすめよう～の施策を詳細にまとめたものです。

基本施策Ⅰ 脱炭素社会の形成

省エネルギーと環境に配慮した交通の推進	
・施設や住宅の新築や改修等に際し、省エネルギー型設備や高効率給湯機、空調、ボイラー等の省エネルギー機器の導入、また断熱性の向上や緑のカーテンの普及に向け、啓発や支援を実施します。	
・照明や街灯等のLED化を推進します。	
・公共交通機関等の利用を促進します。	
・自転車利用の促進に向け、自転車道の整備やシェアサイクル等を検討します。	
・エコドライブに関する情報発信に努め、普及啓発を図ります。	
・次世代自動車の導入を推進するとともに、EV充電ステーション等の設置に努めます。	
再生可能エネルギーの導入促進	
・施設の新築や改修等に際し、再生可能エネルギー利用設備やコージェネレーション設備等の導入によるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）化の実現を促進します。	
・住宅への太陽光発電や蓄電池の導入に係る補助金等による支援に努めます。	
・工場や店舗、事務所等に対する太陽光発電設備の導入を促進します。	
・電力調達において、二酸化炭素の排出量が少ない小売電気事業者等から環境配慮契約等を結び、再生可能エネルギーの利用率の高い電力購入に努めます。	
・持続可能な農業経営として、農家の副収入の確保や耕作放棄地対策の観点も織り交ぜ、農業を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するソーラーシェアリングの導入を促進します。	
・バイオマス産業都市構想に基づき、牛糞や食品廃棄物を活用したバイオガスの熱利用等を促進します。	
・ポテンシャル調査や促進区域の設定を行い、再生可能エネルギー導入のロードマップとなる再生可能エネルギー導入計画の策定をすすめます。	
地域資源を活用した二酸化炭素吸収源対策	
・森林等の適正な維持・管理に取り組みます。	
・カバークロップやリビングマルチ、草生栽培、堆肥の施用、長期中干し等、地球温暖化防止効果の高い営農活動を促進します。	
脱炭素ライフスタイルに向けた意識改革・行動変容の実現	
・環境イベントや出前講座の開催により、町民や事業者等が地球温暖化対策や脱炭素に対して理解を深める機会を拡充します。	
・学校や保育園等における環境学習を充実させ、次世代の担い手の環境意識の向上や行動変容を促進するとともに、子どもを通じて大人の意識変革を促します。	
・クールビズやウォームビズをはじめとした省エネ行動をはじめ、デコ活の取組を啓発・実践します。	
・県や周辺市町と連携し、地球温暖化防止活動や環境保全活動のネットワークを広げ、活動や研修を通じて担い手を育成します。	

基本施策2 気候変動への適応

気候変動の影響に関する情報収集・情報提供

- ・気候変動の影響により熱中症のリスクが高まることが懸念されるため、熱中症警戒アラートの周知・啓発等を通じて熱中症対策等と呼びかけます。
- ・気候変動の影響によって、南方に生息していた毒性を持つ外来生物や蚊等の感染病媒介生物による疾病リスクの増加が懸念されるため、感染症予防に関する啓発を推進します。
- ・災害に係る防災情報を迅速に発信します。

気候変動に適応したまちづくり

- ・大雨による災害対策として、国や滋賀県との連携による河川の治水機能の向上および維持に取り組むとともに、土砂災害警戒区域内の土砂災害防止施設の整備を推進します。
- ・災害時を想定した避難訓練の実施や備蓄品の準備等をすすめます。
- ・街路樹や緑地帯を保全し、樹木を育成するとともに、公共施設や事業所においても緑化をすすめ、熱中症対策を推進します。

コラム

デコ活とは？

2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための、新しい国民運動「デコ活」です。

脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿をご紹介するとともに、国・自治体・企業・団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しします。

ロゴマークとメッセージ

- ・デコ活のロゴマーク、メッセージが決定



ロゴマークは一人一人の日常の取組が地球を変える大きなうねりになる「バタフライエフェクト」をイメージし、シンプルな蝶のデザインされました

デコ活アクション

まずはここから！

- デ** 電気も省エネ 断熱住宅
- コ** こだわる楽しさ エコグッズ
- カ** 感謝の心 食べ残しゼロ
- ツ** つながるオフィス テレワーク

資料：環境省

3) 町全域における温暖化対策【区域施策編】の施策内容に対する評価指標一覧

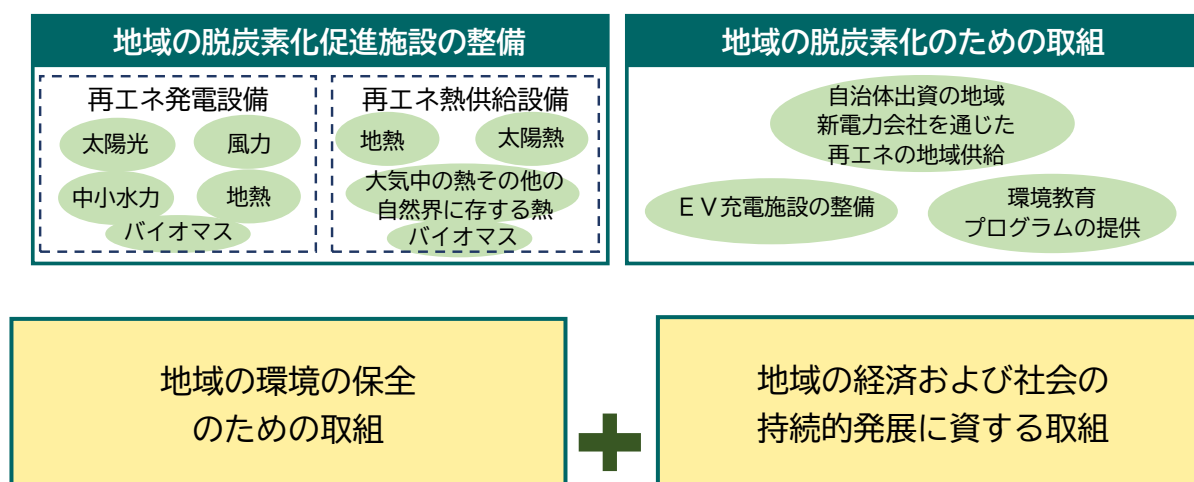
■環境に配慮した交通手段の選択（EV 車、自転車、公共交通等）								
※町民アンケート調査 「日常的に実施」＋「時々実施」と回答した割合の合計								
2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026 【中間値】	2027	2028	2029	2030 【目標値】
40.2%	→	→	→	50.0%	→	→	→	70.0%
■省エネルギー機器・設備の導入								
※事業所アンケート調査 「積極的に取り組んでいる」＋「ある程度取り組んでいる」と回答した割合の合計								
2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026 【中間値】	2027	2028	2029	2030 【目標値】
58.4%	→	→	→	80.0%	→	→	→	90.0%
■太陽光発電システムの家庭での導入								
※町民アンケート調査 「導入している」と回答した割合								
2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026 【中間値】	2027	2028	2029	2030 【目標値】
17.1%	→	→	→	20.0%	→	→	→	50.0%
■太陽光やバイオマス等、再生可能エネルギーの事業所での利用								
※事業所アンケート調査 「積極的に取り組んでいる」＋「ある程度取り組んでいる」と回答した割合の合計								
2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026 【中間値】	2027	2028	2029	2030 【目標値】
25.0%	→	→	→	40.0%	→	→	→	50.0%
■事業所内の緑化推進								
※事業所アンケート調査 「積極的に取り組んでいる」＋「ある程度取り組んでいる」と回答した割合の合計								
2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026 【中間値】	2027	2028	2029	2030 【目標値】
54.1%	→	→	→	70.0%	→	→	→	80.0%
■環境に関連する活動への参加								
※町民アンケート調査 「参加したことがない」と回答した割合の合計								
2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026 【中間値】	2027	2028	2029	2030 【目標値】
16.6%	→	→	→	10.0%	→	→	→	0%
■事業者等の従業員への意識啓発および環境学習								
※事業所アンケート調査 「積極的に取り組んでいる」＋「ある程度取り組んでいる」と回答した割合の合計								
2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026 【中間値】	2027	2028	2029	2030 【目標値】
54.2%	→	→	→	65.0%	→	→	→	75.0%
■町内のバイオマス資源の利用率								
※重点プロジェクト3の指標（竜王町バイオマス産業都市構想の目標）								
2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026 【中間値】	2027	2028	2029	2030 【目標値】
89.0%	→	→	→	-	→	→	→	91.0%

4) 地域脱炭素化促進事業に関する検討

令和4（2022）年4月に施行された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（温対法）では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業制度を導入しました。この制度において市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき促進区域等を設定し、地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進することが可能となります。

本町においては、国および県との整合を図りながら、また、町民、地域・団体、事業者等の連携のもと、まずは本計画に基づいた町全体の削減目標や環境未来像の着実な達成に向けた取組を展開します。その後、国の補助事業等の活用も視野に入れながら、再生可能エネルギー導入等も踏まえ、本町の特性を活かした地域脱炭素化促進事業の検討を行います。

■ 地域脱炭素化促進事業の構成



出典：地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック

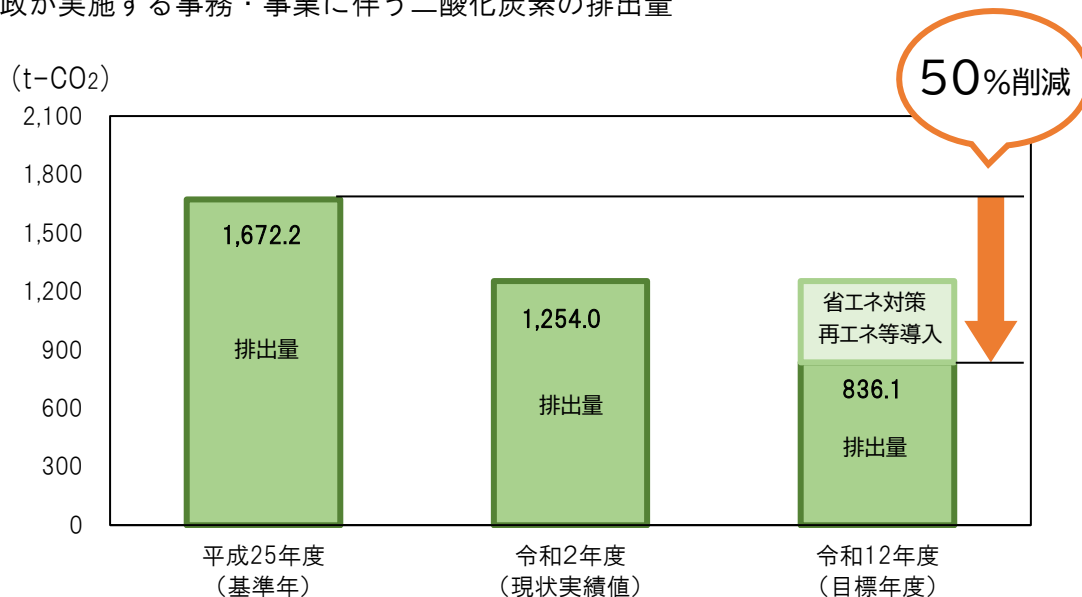
4 行政が実施する事務・事業における温暖化対策【事務事業編】

(1) 二酸化炭素排出量の現状と削減目標

1) 行政が実施する事務・事業における二酸化炭素の排出状況

行政の事務および事業における二酸化炭素の排出量は、平成25（2013）年度時点で1,672.2t-CO₂となっています。令和32（2050）年のカーボンニュートラルの実現に向けて、二酸化炭素排出量の削減をすすめていく必要があります。

■ 行政が実施する事務・事業に伴う二酸化炭素の排出量



2) 行政が実施する事務・事業における二酸化炭素排出量の削減目標

行政の事務および事業に伴う二酸化炭素排出量の削減については区域施策編と同様、基準年度の平成25（2013）年度比で令和12（2030）年度に50%削減を目標とし、令和32（2050）年度にはカーボンニュートラル（CO₂排出量実質ゼロ）をめざします。

【事務事業編】の目標 令和 12（2030）年度	令和 12（2030）年度の行政が実施する事務・事業の二酸化炭素排出量を平成 25（2013）年度比で 50%削減
長期目標 令和 32（2050）年度	二酸化炭素排出量実質ゼロ実現

【参考】 行政が実施する事務・事業におけるエネルギー使用量

行政の事務および事業に伴うエネルギー使用量は、下記の表・グラフのとおりです。

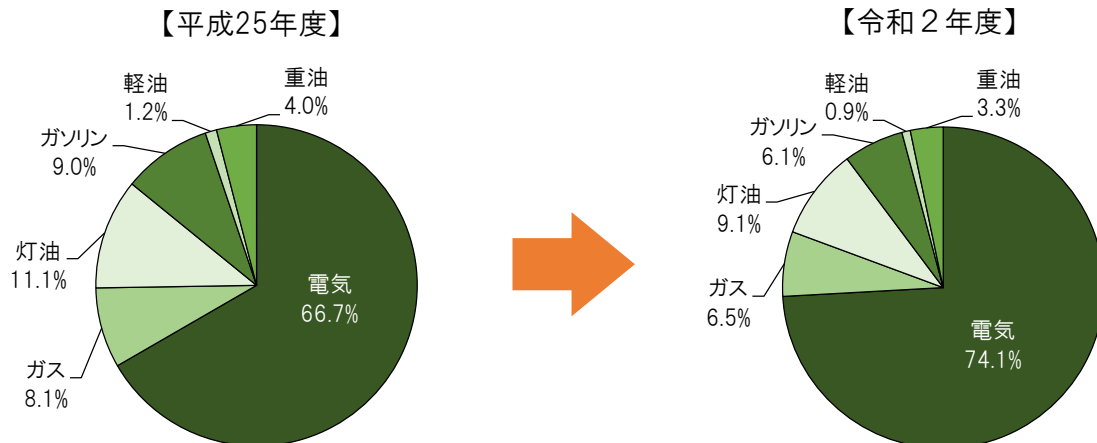
熱量換算値で比較すると、平成25（2013）年度で6割強、令和2（2020）年度で7割強が電気の使用に伴うエネルギー消費となっています。基準年度と比較し、電気のエネルギー使用量を除くすべてのエネルギー使用量は減少しているのに対して、電気のエネルギー使用量は増加しています。

■ 行政が実施する事務・事業に伴う二酸化炭素の排出量

種別	基準年度実績値（平成 25 年度）			現状実績値（令和 2 年度）			基準年度 対比
	使用量	単位	熱量換算（J）	使用量	単位	熱量換算（J）	
電気	2,219,664	kWh	7,991	2,886,083	kWh	10,390	130.0%
ガス	8,743	m3	970	8,243	m3	914	94.3%
灯油	36,357	L	1,334	34,921	L	1,282	96.0%
ガソリン	31,044	L	1,074	24,579	L	850	79.2%
軽油	3,667	L	138	3,165	L	119	86.3%
重油	12,300	L	481	11,800	L	461	95.9%

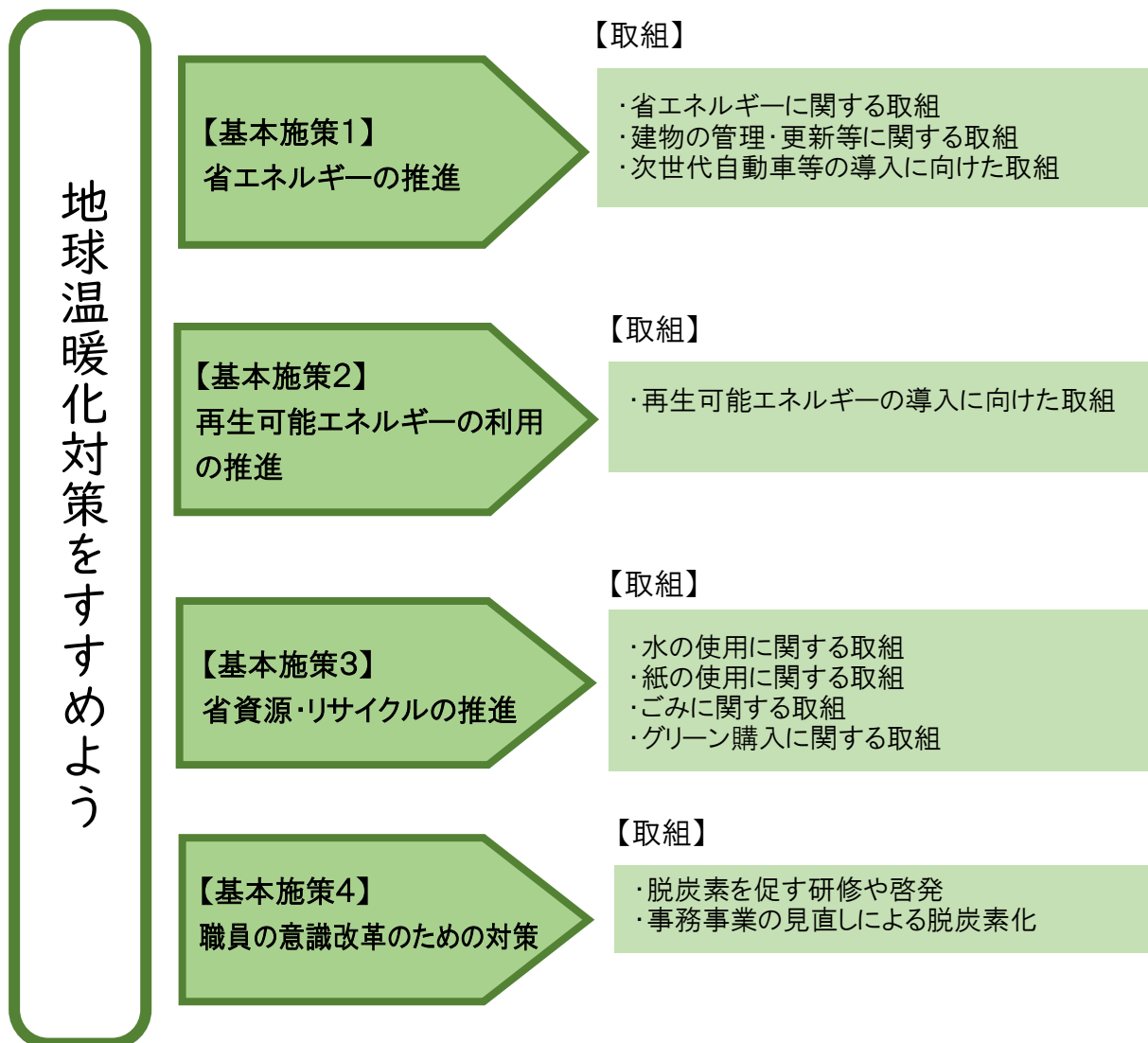
※熱量換算とは…様々な単位を、ジュールへ換算すること。省エネ法に基づき、使用量にエネルギーの種類ごとに定められた換算係数を掛けることで、熱量を求めています。

■ エネルギー使用量（熱量換算）の内訳



(2) 行政が実施する事務・事業における温暖化対策【事務事業編】の取組

1) 施策体系



2) 行政が実施する事務・事業における温暖化対策【事務事業編】の施策内容

基本施策Ⅰ 省エネルギーの推進

省エネルギーに関する取組	
	・ エネルギーの使用に関して、省エネルギー行動や機器のこまめなメンテナンスの実施、省エネルギー設備や技術の導入等により、電気や燃料等に由来する二酸化炭素の削減に努めます。
	・ 公用車の使用に伴う二酸化炭素の排出量を削減するため、車の使用方法や運行管理を見直します。
	・ クールビズやウォームビズを推進し、衣服の軽装化や各種防寒具の利用等により、冷暖房の適正な運転に努めます。
	・ 機器の交換や購入時には、高効率給湯機、空調、ボイラー等のエネルギー効率の良い省エネルギー機器の導入に努めます。
	・ 照明等の LED 化をすすめます。
	・ 不要な照明の消灯に努めるほか、パソコン等の OA 機器や事務機器について、長時間使用しない場合は主電源を切ります。
建物の管理・更新等に関する取組	
	・ 既存の公共施設の管理の見直しを行うとともに、公共施設を補修もしくは新設する際には、省エネルギー化や環境に配慮した設計や資材を検討し、可能な限りエネルギー消費量の削減を図ります。
	・ 公共施設について、省エネルギー診断の実施等により効率的な運用に努めます。
次世代自動車等の導入に向けた取組	
	・ 公用車の新規導入・更新の際は、電気自動車やハイブリッド車等、環境に配慮した次世代自動車の導入をすすめます。
	・ 公用車の新規導入・更新の際は、使用実態を踏まえ、必要最小限の大きさの車両を選択します。
	・ 次世代自動車の導入が困難な場合は、軽自動車等、必要最小限の大きさの車両や燃費の良い車両を積極的に導入します。
	・ 次世代自動車用充電器の設置を推進します。EV 充電器においては、再生可能エネルギー由来の電力による充電器の設置に努めます。

基本施策2 再生可能エネルギーの利用の推進

再生可能エネルギーの導入に向けた取組	
	・ 太陽光発電やバイオマス発電等、本町に適した再生可能エネルギー発電設備の導入を積極的にすすめます。再生可能エネルギー発電設備の導入が困難な場合は、再生可能エネルギー由来の電力への契約切替に努めます。
	・ 公共施設の新築および更新において、可能な限り再生可能エネルギーの導入をすすめます。
	・ 既存の公共施設において、再生可能エネルギーの導入について、屋根等を貸し、初期投資0円で発電設備を設置し、その電気を利用するPPAモデルの活用も必要に応じて検討する等、率先した導入に努めます。
	・ 災害時の非常用電源やエネルギー源として活用できる再生可能エネルギーや蓄電池、コージェネレーションシステム（熱電併給システム）等の導入に努め、災害時のレジリエンスの向上も図ります。
	・ 導入した再生可能エネルギー発電設備の発電量や二酸化炭素排出削減量の周知に努めます。

基本施策3 省資源・リサイクルの推進

水の使用に関する取組	
	・ 洗面所や給湯室等の設備を更新する際は、節水型のものを選択します。
	・ 公共施設での水の利用において、節水に心がけます。
	・ 公共施設等の定期的な点検を行い、漏水の防止に努めます。
	・ 雨水タンクの設置等により、散水等に雨水の利用を心がけます。
紙の使用に関する取組	
	・ 電子メール等を有効活用することで、文書や決裁の一部電子化を促し、ペーパーレス化に努めます。
	・ 印刷の際は、両面コピーや裏紙の利用、集約印刷、古紙配合率の高い用紙の使用を徹底します。
ごみに関する取組	
	・ 雑誌や段ボール、リサイクル可能な用紙等、紙類の資源化を図るため、紙類の分別に努めます。
	・ 封筒やファイル等の再利用を促進するとともに、シュレッダーの使用を必要最小限に抑えることで、紙のリユース・リサイクルによるごみの減量に努めます。
	・ 備品の故障や不具合の際は、可能な範囲での修繕に努め、長期使用を心がけます。
	・ プリンタートナーカートリッジをリサイクルします。
グリーン購入に関する取組	
	・ 率先してグリーン購入に取り組むことで、物品等の製造過程で使用される資源や排出される二酸化炭素の抑制に努めます。

基本施策4 職員の意識改革のための対策

脱炭素を促す研修や啓発	
	・ 職員の意識啓発や取組の実践を促すため、環境関連の情報提供や知識の習得を促す研修会等を実施します。
	・ 脱炭素につながる行動チェックの実施や啓発のための掲示物を各課に掲示します。
事務事業の見直しによる脱炭素化	
	・ 脱炭素化に着眼した事務事業の見直しや効率化により、時間外勤務を削減し、電気消費量や用紙類の使用量を削減します。
	・ 会議の開催方法や勤務時間・方法のフレックス化により電気や自動車の使用量の削減に向けた見直しを行います。
	・ 会議や行事等で配布する飲料や景品等について見直しを行い、環境に配慮した物を購入します。

第5章 計画の進行管理

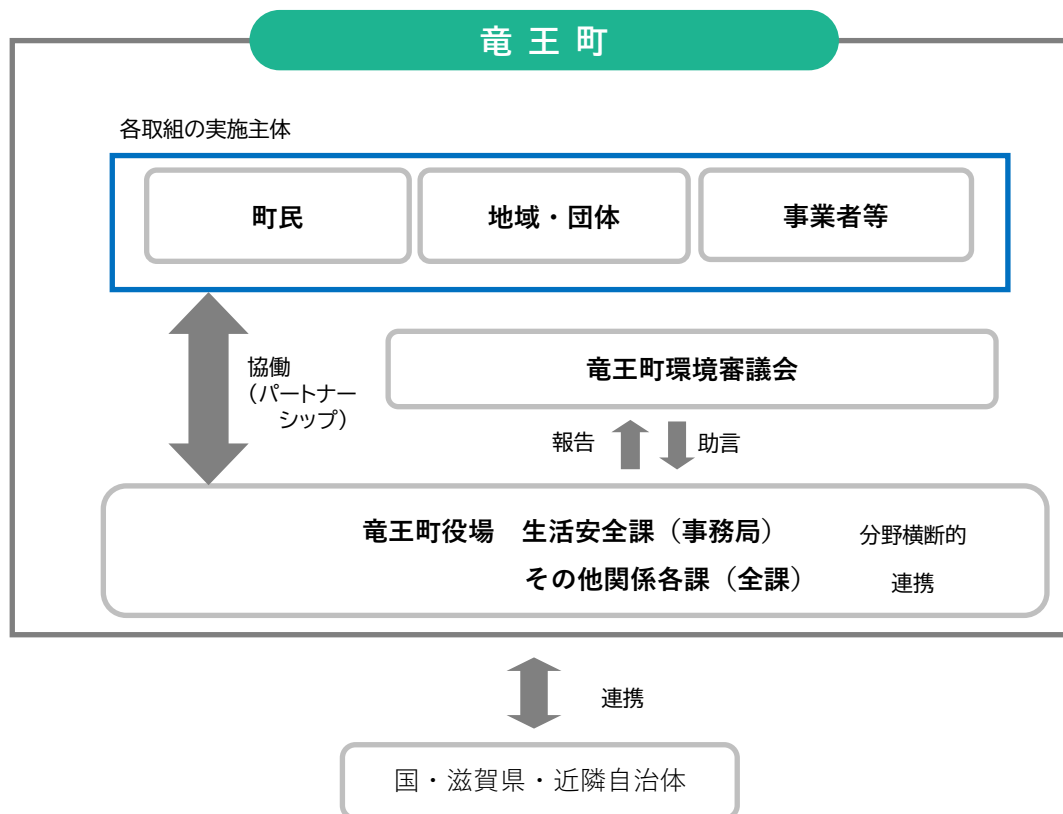


I 計画の推進について

(I) 推進体制

本計画の推進にあたっては、町民、地域・団体、事業者等、行政の各主体が当事者意識を持ち、計画がめざす環境未来像および目標の達成に向けて、協働・連携を図りながら取り組みます。

さらに本計画は、国や県の施策と連動し実施していくことが効果的であることから、国や県をはじめ、近隣自治体との連携を図ります。

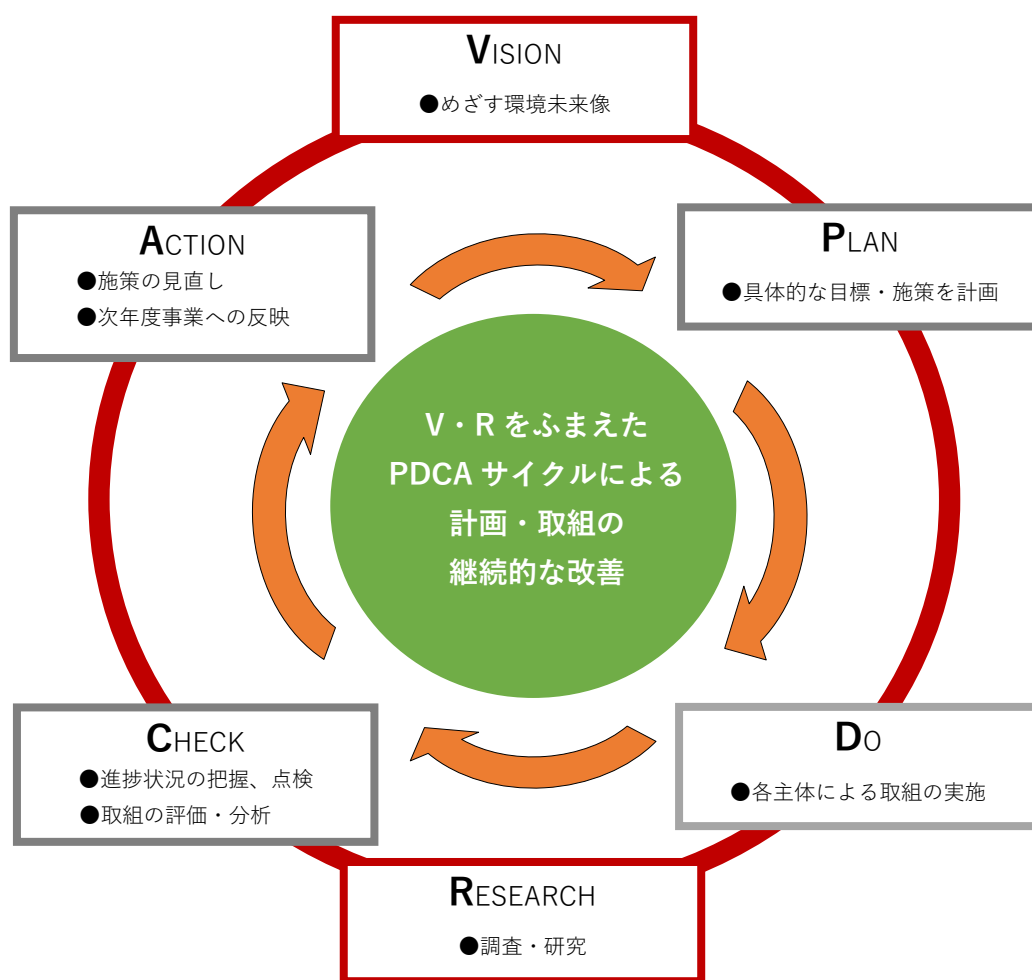


(2) 進行管理

本計画に基づく取組の進捗状況や指標の推移を評価し継続的な改善へとつなげていくため、本町の VISION（ビジョン＝環境未来像）を明確にし、町民意識や社会情勢等を RESEARCH（リサーチ＝調査・研究）しながら、PLAN（プラン＝計画）、DO（ドゥー＝実行）、CHECK（チェック＝評価）、ACTION（アクション＝改善）の PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。

なお、本計画は毎年度、本町の環境の状況や施策の実施状況を環境審議会で検証し、報告書としてまとめ、町ホームページで公表するとともに、施策の見直しや改善へとつなげます。また、本計画は社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえて随時見直しを行います。

■ 「V」「R」＋「PDCA サイクル」による計画の進行管理



資料編



I 竜王町環境基本条例

○竜王町環境基本条例

(平成 26 年 3 月 26 日条例第 13 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全および創造に関する基本理念を定め、町民、事業者、通勤および観光等で本町に滞在する者（以下「滞在者」という。）ならびに町の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 良好な環境 町民が健康な心身を保持し、自然と人、人と人々が調和し快適な生活を営むことができる健全で恵み豊かな生活環境、自然環境および文化的環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、森林破壊、野生生物の種の減少その他の地球環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することをいう。
- (4) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、生活に密接な関係のある財産および動植物の生育環境を含むものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚染（水質以外の水の状態および水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、光害、騒音、振動、地盤の沈下または悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (6) 自然環境 自然の生態系に占める森林、河川、湖沼、大気等動植物の生存環境をいい、歴史的文化的遺産等を取り巻く自然を含むものをいう。
- (7) 再生可能エネルギー等 次に掲げるエネルギー（燃焼の用に供する物、熱または電気をいう。以下同じ。）またはエネルギー利用形態をいう。
 - ア 太陽光、風力、水力またはバイオマスを利用して得られるエネルギー、太陽熱、地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギー
 - イ 工場、変電所等から排出される熱、廃棄物を利用して得られるエネルギーその他のエネルギーまたは物品を再利用して得られるエネルギー
 - ウ エネルギーの利用の効率を向上させ、または環境への負担を低減させるエネルギーの利用形態

(基本理念)

第 3 条 良好な環境の保全および創造は、人類も自然を構成する一員であることを深く認識し、豊かで美しい環境を実現し、広く町民がその恵みを享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 良好な環境の保全および創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の自主的かつ積極的な環境の保全に係る行動により行わなければならない。

3 地球環境保全は、地域における環境の保全に関する取り組みの重要性にかんがみ、すべての事業活動および身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。

（町民の責務）

第4条 町民は、基本理念にのっとり、日常生活において環境への負荷の低減および公害の防止ならびに自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 町民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全および創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うにあたって、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、または自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、または廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全および創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

（町内で活動する者の責務）

第6条 町内において活動しようとする滞在者および団体は、基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全に努めるとともに、町が実施する良好な環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

（町の責務）

第7条 町は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、町民および事業者の良好な環境の保全または快適な環境の形成のための取り組みを支援する責務を有する。

（施策の基本方針）

第8条 町は、環境の維持保全および育成を図るために、町民の積極的な参加と自主的な努力を基本として、次に掲げる基本方針に基づく各種施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 人の健康が保護され、生活環境および自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等の環境を良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が自然的社会条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 潤いと安らぎのある生活空間が形成され、人と自然との触れ合いが確保されるよう、清らかな水環境の形成、豊かな森の創出、地域の個性を生かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全および活用による文化的環境の形成が推進されること。

(4) 環境への負荷の低減に資するよう、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの消費の抑制または循環的な利用等が促進されること。

(5) 良好な環境の保全および創造を効率的かつ効果的に推進するため、町、町民および事業者が協働して取り組むことのできる社会が構築されること。

(町の施策の策定等にかかる配慮)

第9条 町は、すべての施策の策定および実施にあたっては、良好な環境の保全および調和に配慮しなければならない。

(環境基本計画)

第10条 町長は、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全および創造に関する目標

(2) 良好な環境の保全および創造に関する総合的かつ長期的な施策の展開

(3) 前2号に掲げるもののほか、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ竜王町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めるにあたっては、町民の意見を反映することができるよう配慮しなければならない。

5 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境影響評価の推進)

第11条 町は、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測または評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを促すため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 町は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、野生生物の適正な保護および自然環境の適正な保全に支障を及ぼす恐れのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域の良好な環境の確保)

第13条 町は、森林および河川の適正な保全および創造、歴史的遺産または文化的施設の活用等による心豊かな環境の形成を図ることにより、地域の特性を活かしつつ良好な環境を確保するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公害の防止)

第14条 町民および事業者は、大気汚染、水質汚濁、悪臭の発生、土壌汚染、光害、騒音、振動、地盤沈下その他の公害を発生させることのないよう必要な防止措置を講ずるものとする。

(助成等の措置)

第15条 町は、町民または事業者が、公害の防止のための施設や省エネルギーに資する設備の整備その他環境への負荷の低減のための適切な措置を取ることを促すため、適正な経済的助成および技術的支援等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第16条 町は、廃棄物の処理または再資源化施設、下水道の処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設および公園、緑地等の快適な環境の保全および創造に資する施設の整備等を推進するものとする。

2 町は、環境の保全上の支障を防止するための公共施設の整備および河川、湖沼等の水質の浄化等の事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（資源の有効利用）

第17条 町民は、廃棄物等の減量化、再資源化に積極的に取り組むとともに、省エネルギーの励行、再生可能エネルギー等の導入および再生品の使用または不用品の活用等により資源およびエネルギーの有効利用に努めるものとする。

（良好な環境の保全に関する教育および学習の推進）

第18条 町は、良好な環境の保全に関する教育および学習の推進を図るため、関係機関と協力して、町民および事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、人材の育成、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（民間団体等の自発的活動の促進）

第19条 町は、町民、事業者またはこれらの者で組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う道路河川清掃活動、放置ごみ収集、森林保全活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報の提供）

第20条 町は、第18条の良好な環境の保全に関する教育および学習の推進ならびに前条に規定する町民、事業者または民間団体の自発的な活動の促進に資するため、個人および法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

（情報の収集および監視等の体制の整備）

第21条 町は、良好な環境の保全に関する事項について情報の収集に努めることにより、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な測定、監視、巡視等の体制を整備するものとする。

（推進体制の整備）

第22条 町は、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的に推進するため、関係部局相互の緊密な連携および施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 町は、町民、事業者および民間団体と連携し良好な環境の保全および創造に関する施策を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

（国および他の地方公共団体等との協力）

第23条 町は、良好な環境の保全および創造に係る広域的な取り組みを必要とする施策については、国、他の地方公共団体および民間団体等と協力して推進するよう努めるものとする。

（地球環境保全への取組）

第24条 町は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

2 町は、国、他の地方公共団体および民間団体等と協力して、地球環境保全に関する調査、情報提供および技術協力等を行い、国際協力の推進に努めるものとする。

（環境審議会の設置）

第25条 町は、良好な環境の保全および創造に関する施策の基本的事項を調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき竜王町環境審議会（以下「環境審議会」という。）を置く。

2 環境審議会は、良好な環境の保全および創造に関する事項に関し、町長の諮問に応じ審査し、答申するものとする。

3 環境審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、良好な環境の保全および創造に関する施策の推進について、町長に助言および提言をすることができる。

4 環境審議会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 町民のうち環境保全に関し識見を有する者
 - (3) その他町長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、環境審議会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和42年竜王町条例第9号)の一部を次のように改正する。

2 竜王町環境審議会委員名簿

順不同：敬称略

役 職 等	氏 名
竜王町エコライフ推進協議会会長 竜王町美化推進協議会会長	山田 清広
滋賀県立大学理事長兼学長	井手 慎司
公益財団法人 淡海環境保全財団 滋賀県地球温暖化防止活動推進センター	来田 博美
竜王小学校元校長 竜王町公民館元館長	関川 雅之
滋賀県東近江環境事務所所長	奥田 一臣
竜王町自治会連絡協議会会長	菱田 勇雄
地元企業代表 (ダイハツ工業株式会社滋賀(竜王)工場)	清岡 好秀
農業従事者代表 (竜王町農業後継者部会代表)	園田 哲也
町民(主婦) (暮らし育て組理事、竜王町エコライフ推進協議会役員)	神山 芳美
町民(主婦) (町総合計画審議会委員)	北村 美穂

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

3 本計画の策定経過

年 月 日	会議等及び主な内容
令和4年10月	環境のまちづくりに関するアンケート調査の実施 (町民、中学生、事業所)
令和5年 2月13日	第1回環境審議会 (諮問 基本的事項・アンケート調査結果)
令和5年 3月 4日	竜王町環境基本計画策定に係る環境ワークショップ
令和5年 3月28日	第2回環境審議会 (現行計画の評価・検証)
令和5年 5月31日	第3回環境審議会 (竜王町の環境に関するワークショップ)
令和5年 6月29日	竜王町環境基本計画策定に係る中学生環境ワークショップ
令和5年 7月27日	第4回環境審議会 (計画の骨子)
令和5年10月 4日	第5回環境審議会 (骨子修正・未来像)
令和5年11月29日	第6回環境審議会 (基本施策・重点プロジェクト・地球温暖化対策)
令和6年 1月17日	第7回環境審議会 (計画素案修正)
令和6年 2月14日 ～2月20日	パブリックコメントの実施
令和6年 3月18日	第8回環境審議会 (計画答申案策定)
令和6年 3月25日	計画答申
令和6年 3月29日	竜王町第二次環境基本計画策定

4 諮問書・答申書

■諮問書


竜生第1045号
令和5年(2023年)2月13日

竜王町環境審議会 会長 様

竜王町長 西田 秀治 

竜王町環境基本計画の策定について(諮問)

竜王町環境基本条例(平成26年3月26日条例第13号)第10条第3項の規定に基づき、竜王町環境基本計画の策定について、ご審議いただきたく諮問いたします。

■答申書

令和6年3月25日

竜王町長 西田 秀治 様

竜王町環境審議会
会長 山田 清広 

竜王町環境基本計画の策定について(答申)

令和5年2月13日付け竜生第1045号で諮問のあった標記の件について、「竜王町環境基本計画(案)」をとりまとめましたので答申いたします。

なお、本計画がより効果的に実践されるよう、下記の事項について留意いただき、目指すべき環境未来像「さあ!環境新時代へ!ともにつなぐ輝竜の郷」の推進に努めてください。

記

- この計画を広く周知し、町民、地域・団体、事業者等との協働・連携を図ること。また、国や県の関係機関と連携を図ること。
- この計画の実効性を高めるため、関係課と調整・連携を行い、各種施策の実現に向け取り組むこと。
- この計画の趣旨が継承していくよう、人材育成に努めること。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

5 用語解説

あ行	
うみのこ・やまのこ・たんぼのこ	滋賀県の自然体験型の環境学習事業のことです。小学生を対象に、うみのこ（フローティングスクール）では琵琶湖学習、やまのこでは山林での体験学習、たんぼのこでは田植えや稲刈り体験を行います。
エコライフ	わたしたちの生活が、まわりの環境やわたしたち自身に影響を及ぼしている現状を認識し、少しずつでも何らかの行動を起こしていけるような生活スタイルのことをいいます。
温室効果ガス	大気中に拡散された温室効果をもたらす物質のことです。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである CO ₂ や CH ₄ のほか、フロン類等は人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にあります。

か行	
外来種	外来種とは概ね明治時代以降に、意図的または非意図的に、人間の活動に伴って外国から日本に持ち込まれた外国産の動植物および他の都道府県から滋賀県に持ち込まれた国内産の動植物のことをいいます。渡り鳥等は自然の力で移動するものなので、外来種とはみなしません。
カーボンニュートラル	CO ₂ をはじめとする温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることです。排出削減をすすめるとともに、排出量から森林等による吸収量をオフセット(埋め合わせ)すること等により達成をめざすことです。
活動量	生産量、世帯数、従業員数等、各部門において排出活動の規模を示すものです。
環境学習	自然や環境を大切にする心を育み、環境保全やより良い環境を創造するために、主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することをめざして行われる学習のことをいいます。
環境負荷	人の活動が環境に与える負担のことです。環境負荷には、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然景観が著しく損なわれることによるもの等があります。
環境マネジメントシステム	企業や行政等の組織が環境負荷の低減等の環境活動を継続的に推進するための仕組みで、組織の体制、計画、責任、手順、プロセスが明確化されたものです。
間伐材	間伐とは、森林を育てるために森林に適度な光を入れ、木の過密化を解消するために木を間引くという作業をいい、間引かれた木材を間伐材といいます。
5 R	次の5つの頭文字をとってこう呼ばれます。 Reduce（リデュース: ごみなるものを減らす） Reuse（リユース: ものを繰り返し大事に使う） Recycle（リサイクル: もう一度資源として活用する） Refuse（リフューズ: 必要のないもの（過剰包装）を断る） Regenerate（リジェネレート: 再生品を使う）

耕作放棄地	農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前 1 年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のことをいいます。なお、耕作放棄地は多少手を加えれば耕地になる可能性のあるもので、長期間にわたり放置し、現在、原野化しているような土地は含みません。一般的には、遊休農地と同義語として扱われています。
コージェネレーションシステム	電力と熱を供給することをいい、発電に伴い発生する排熱を暖房・給湯等にも利用する熱効率の高いシステムのことです。
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定地域およびその人々の集団をいいます。地域社会あるいは地域共同体等が該当します。

さ行	
再生可能エネルギー等	次に掲げるエネルギー（燃焼の用に供する物、熱または電気をいう。以下同じ。）またはエネルギー利用形態をいう。 ア 太陽光、風力、水力またはバイオマスを利用して得られるエネルギー、太陽熱、地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギー イ 工場、変電所等から排出される熱、廃棄物を利用して得られるエネルギーその他のエネルギーまたは物品を再利用して得られるエネルギー ウ エネルギーの利用の効率を向上させ、または環境への負担を低減させるエネルギーの利用形態
里山	集落や耕地の周囲の山や森林を指す言葉です。里山の特徴は、人が長年利用し干渉することで形成された自然です。里山の生態系は、人と生物と立地環境の間の複雑な相互関係から成り立っていて、その広がりには周囲の農地や河川に及びます。したがって、里山は森林に限るのではなく、「生活や農業等のための資源利用により維持されてきた森林を中心にしたランドスケープ」と捉えます。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等 20 種類の廃棄物を指します。
シェアサイクル	他の人と自転車をシェア(共有)し、必要なタイミングで自転車を利用するための仕組みや方法のことです。
自治体排出量カルテ	地方公共団体の排出量に関する情報を包括的に整理した資料のことです。 「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」の標準的手法に基づく CO ₂ 排出量推計データや特定事業所の排出量データ等から、対策・施策の重点的分野を洗い出しするために必要な情報を地方公共団体ごとに取りまとめられています。
循環型社会	持続可能な社会を生み出すために生産、流通、消費、廃棄といった流れの中で、資源の有効利用、さらに環境負荷を最小限に抑えること等をめざす社会をいいます。大量生産・大量消費・大量廃棄に代わる考え方として使われています。

水源かん養	雨水等を地下に浸透させ、保持し、水源を確保する働きのことをいいます。かん養された地下水は浄化され、長時間かけて河川に還元されます。かん養機能を有する森林や水田等が減少すると、保水・防災機能が低下し、洪水や濁水を引き起こす原因となります。
生態系	太陽光線、土、水、大気、野生生物の5つの要素が互いに関係しあいながら循環していることをいいます。
生物多様性	生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性等、各々の段階、または地球全体に様々な生命が豊かに存在することをいいます。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえます。
ソーラーシェアリング	農地に支柱等を立てて、その上部に設置した太陽光発電パネルを使って日射量を調節し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組のことです。
卒 FIT	10kW 未満のいわゆる住宅用太陽光の FIT 制度では、最初の 10 年間は制度に基づく買取が行われますが、その買取期間が満了することです。FIT 制度による買取期間が終了した電源については、①自家消費をするか、②相対・自由契約で余剰電力を売電することが基本となります。

た行	
太陽光発電システム	半導体素子により太陽光エネルギーを電気に変換する装置のことをいいます。
地球温暖化	人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことをいいます。大気中に微量に含まれる二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、亜酸化窒素(N ₂ O)、フロン等が、温室効果ガス(Green House Gases: GHGs)といわれています。
蓄電池	充電と放電を繰り返し行うことができる電池のことです。電気エネルギーを化学エネルギーに変えて蓄え、必要に応じて電気エネルギーとして取り出せる構造になっています。
地中熱	地下十数メートル以深の地中温度は地表の気温変化の影響を受けにくく、概ね一定に保たれています。この熱エネルギーを「地中熱」と呼びます。地中に穴を掘り、そこに熱交換器を入れ、ヒートポンプによって、地上の外気温が高い(暑い)季節には、屋内の熱を地中に運んで排熱、冷房し、逆に外気温が低い(寒い)季節には、地中の熱を屋内に運んで暖房します。地中と地上の温度差を利用するため、無駄がなく、省エネ効果が高い技術です。
適応策	気候変動の影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図るための施策です。早期対策が重要であることから気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号)が制定され、多様な関係者の連携・協働の下、地域毎の気候変動の影響及び適応に関する情報の提供等が求められています。
電気自動車/EV 車	ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、電気自動車は電動モーターで車を駆動させます。自動車からの排出ガスは一切なく、走行時の騒音も大幅に減少します。

な行	
日本の約束草案	平成 27（2015）年 7 月に 2020 年以降の地球温暖化対策に関する目標として、我が国が決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した目標です。

は行	
パートナーシップ	持続可能な社会に向けて、経済社会を構成する複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいいます。協働。
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥等があります。
ハイブリッド車	ガソリンエンジンやディーゼルエンジン等の内燃機関と電気モータを搭載する自動車のことをいいます。内燃機関を搭載するため排気ガスは出ますが、通常のガソリン車等に比べて、二酸化炭素等の排出量が少ないことが特徴です。
パリ協定	平成 27（2015）年 11 月 30 日から 12 月 13 日までフランスのパリで開催された、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された京都議定書に代わる新たな法的枠組みです。主な内容としては、世界共通の長期目標として 2℃目標のみならず 1.5℃への言及、主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新すること、すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること、適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施等が含まれています。
ヒートポンプ	気体は圧縮すると温度が上がり、膨張すると温度が下がります。熱は高い方から低い方へ流れるという基本原理があります。この二つの基本原理を応用して、熱を取り出して利用する仕組みのことです。空気から熱を吸収することによるヒートポンプ式給湯器等があります。また、エアコンや電気冷蔵庫、洗濯乾燥機にも使われています。
ビオトープ	「生物の生息する場所」という意味のドイツ語で、生物の生息・生育可能な生態系が機能する空間のことをいいます。
風力発電	自然のエネルギーである風力を利用して回転エネルギーに変換し、電力エネルギーを得る方法です。
フードドライブ	家庭で余っている未開封のもので、常温で保存でき、賞味期限が一定期間（受付先が設定する期間）以上残っている食品を持ち寄り、社会福祉施設や団体等に提供する活動のことです。
フロン	メタンまたはエタンの水素原子の一部、または全部をフッ素および塩素原子で置換してできた化合物の総称です。地球を取り巻くオゾン層を破壊し、皮膚がんの発生率を高めるという警告がだされ、先進国では、すべて代替フロンに切り替えられました。

ま行	
緑のカーテン	建築物等の壁面をつる性の植物等で覆う緑化のことをいいます。これにより、窓から入り込む日差しを遮って、室温の上昇を抑制する効果があります。

ら行	
レジリエンス	防災分野や環境分野で想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靱さのことです。

F	
FIT	再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としています。再生可能エネルギー発電事業者等は、発電した電気を電力会社等に、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できます。

I	
ISO14001	国際標準化機構（ISO:International Organization for Standardization）が定めた環境マネジメントシステムに関する国際標準規格のことをいいます。企業や団体が、環境方針、目標、計画およびその実施体制を定め、計画を実施するとともに、その実施状況や環境改善効果を点検し、必要に応じて計画や実施方法を見直す仕組みを導入することにより、継続的改善をすすめるものです。
IPCC	気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）。昭和 63（1988）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立されました。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援します。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表しています。

L	
LED	Light Emitting Diode（発光ダイオード）の略です。従来の蛍光灯に比べて消費電力が約 2 分の 1 であること、材料に水銀等の有害物質を含まないこと、熱の発生も少ないこと等から環境負荷が低い発光体として注目され、家庭用にも普及が進んでいます。

P	
PPA	「Power Purchase Agreement（電力販売契約）モデル」の略です。電力の需要家が PPA 事業者に敷地や屋根等のスペースを提供し、PPA 事業者が太陽光発電等の発電設備の無償設置と運用・保守を行います。また同時に、PPA 事業者は発電した電力の自家消費量を検針・請求し、需要家側はその電気料金を支払います。
PDCA サイクル	事業活動における管理業務を円滑にすすめる手法のことをいいます。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善します。

R	
REPOS	再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として令和 2（2020）年に環境省が開設したポータルサイトのことです。

S	
SDGs（持続可能な開発目標）	平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と、その下にさらに細分化された 169 のターゲット、232 のインディケーター（指標）から構成され、地球の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っています。

Z	
ZEB	Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼ばれています。外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のことです。
ZEH	Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称で、「ゼッチ」と呼ばれています。外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅のことです。

第二次竜王町環境基本計画

発行年月日：令和6年（2024年）3月
発 行：竜王町（生活安全課）

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地
URL：http://www.town.ryuoh.shiga.jp/
TEL：0748-58-3703 FAX：0748-58-2573
E-mail：seian@town.ryuoh.shiga.jp



第二次
竜王町環境基本計画

